

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年6月29日
【事業年度】	第76期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）
【会社名】	アイダエンジニアリング株式会社
【英訳名】	AIDA ENGINEERING, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 会田 仁一
【本店の所在の場所】	神奈川県相模原市緑区大山町2番10号
【電話番号】	042(772)5231（大代表）
【事務連絡者氏名】	管理部 部長 増田 健
【最寄りの連絡場所】	神奈川県相模原市緑区大山町2番10号
【電話番号】	042(772)5231（大代表）
【事務連絡者氏名】	管理部 部長 増田 健
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次 決算年月	第72期 平成19年 3月	第73期 平成20年 3月	第74期 平成21年 3月	第75期 平成22年 3月	第76期 平成23年 3月
(1) 連結経営指標等					
売上高 (百万円)	62,120	64,513	60,675	34,898	40,989
経常利益又は 経常損失 ( ) (百万円)	5,186	5,569	1,103	5,414	1,088
当期純利益又は 当期純損失 ( ) (百万円)	3,053	3,585	810	12,090	1,228
包括利益 (百万円)	-	-	-	-	1,120
純資産額 (百万円)	64,138	61,326	57,869	45,706	45,216
総資産額 (百万円)	90,076	85,036	74,796	63,867	67,342
1株当たり純資産額 (円)	893.19	911.28	905.90	715.08	745.19
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり当期 純損失金額 ( ) (円)	42.67	50.27	12.41	189.36	19.44
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	42.23	49.32	12.40	-	19.42
自己資本比率 (%)	71.2	72.1	77.3	71.5	67.0
自己資本利益率 (%)	4.9	5.7	1.4	23.4	2.7
株価収益率 (倍)	19.40	12.45	22.40	-	19.24
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	4,054	1,103	2,475	4,857	2,359
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,275	0	3,985	294	1,253
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,609	2,162	3,599	309	1,029
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	11,475	7,420	9,859	14,580	9,569
従業員数 (名)	1,539	1,610	1,629	1,507	1,478

回次	第72期	第73期	第74期	第75期	第76期
決算年月	平成19年 3月	平成20年 3月	平成21年 3月	平成22年 3月	平成23年 3月
(2) 提出会社の経営指標等					
売上高 (百万円)	45,458	47,111	43,458	24,719	30,315
経常利益又は 経常損失 ( ) (百万円)	3,485	3,669	278	2,412	303
当期純利益又は 当期純損失 ( ) (百万円)	1,885	2,125	104	15,726	556
資本金 (百万円)	7,831	7,831	7,831	7,831	7,831
発行済株式総数 (株)	79,147,321	79,147,321	79,147,321	79,147,321	79,147,321
純資産額 (百万円)	59,806	57,209	54,309	38,895	38,156
総資産額 (百万円)	75,532	72,134	62,834	49,017	50,759
1株当たり純資産額 (円)	832.87	850.10	850.14	608.40	628.66
1株当たり配当額 (内、1株当たり 中間配当額) (円)	13.00 ( - )	15.00 ( - )	5.00 ( - )	5.00 ( - )	6.00 ( - )
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり当期 純損失金額 (円)	26.35	29.80	1.60	246.31	8.80
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	26.08	29.24	1.60	-	8.79
自己資本比率 (%)	79.2	79.3	86.4	79.2	75.0
自己資本利益率 (%)	3.2	3.6	0.2	33.8	1.4
株価収益率 (倍)	31.43	21.01	173.95	-	42.50
配当性向 (%)	49.34	50.34	312.85	-	68.18
従業員数 (名)	730	800	829	755	717

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第72期の1株当たり配当額13円には、90周年記念配当1円が含まれております。

3 第75期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在しますが1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

4 第75期の株価収益率及び配当性向については、当期純損失であるため記載しておりません。

2【沿革】

年月	概要
大正6年3月	故会田陽啓が東京墨田区にプレス機械製造を業とする個人経営の「会田鉄工所」を興し創業する。
昭和12年3月	「株式会社会田鉄工所」（資本金20万円）に改組。
34年11月	神奈川県相模原市に工場を新設。（現本社・相模工場）
37年6月	東京証券取引所市場第二部に上場。
39年9月	本社および亀戸工場を相模原市に移転・統合し、加えて試作工場およびクラッチ工場を新設。
44年9月	大阪証券取引所市場第二部に上場。
45年7月	当社商号を「アイダエンジニアリング株式会社」に変更。
46年8月	東京・大阪証券取引所市場第一部に昇格。
47年10月	シカゴ出張所を分離して「アイダエンジニアリング(U.S.A.), INC.」を設立。
49年8月	津久井工場（神奈川県津久井郡津久井町（現 相模原市））を新設。
54年6月	「アイダエンジニアリング(U.S.A.), INC.」を吸収合併して「アイダエンジニアリング, INC.」を設立。
60年4月	カナダに「アイダカナダ, INC.」を設立。（現・連結子会社）
平成元年5月	シンガポールに「アイダスタンピングテクノロジーPTE.LTD.」を設立。（現・連結子会社）
4年4月	石川県金沢市に「株式会社アクセス」を設立。（現・連結子会社）
4年9月	神奈川県相模原市に「株式会社エーピーシー」を設立。（現・連結子会社）
5年3月	香港に「アイダアジアLTD.」（のちに「アイダホンコンLTD.」に社名変更）を設立。（現・連結子会社）
6年4月	マレーシアに「アイダスタンピングテクノロジー(マレーシア)SDN.BHD.」を設立。（現・連結子会社）
7年4月	米国に「アイダデイトンテクノロジーズ CORP.」を設立。（現・連結子会社） （なお「アイダデイトンテクノロジーズCORP.」は、平成7年9月に「アイダエンジニアリング, INC.」を吸収合併。また、平成16年10月に「アイダアメリカ CORP.」に社名変更。）
7年9月	マレーシアに「アイダマニュファクチャリング(マレーシア)SDN. BHD.」を設立。（現・連結子会社）
7年11月	石川県松任市（現 白山市）に松任工場を新設。
9年5月	タイに「アイダスタンピングテクノロジー(タイランド)CO.,LTD.」を設立。（現・連結子会社）
14年6月	中国に「会田工程技術(上海)有限公司」を設立。（現・連結子会社）（なお、「会田工程技術(上海)有限公司」は平成20年8月に「会田工程技術有限公司」に社名変更。）
16年6月	ドイツに「コプレス GmbH」を設立。（現・連結子会社） （なお、「コプレス GmbH」は、平成17年11月に「アイダブレッセン GmbH」に社名変更。）
16年7月	イタリアに「アイダ S.r.l.」を設立。（現・連結子会社）
16年10月	「アイダ S.r.l.」はイタリアのプレス機械メーカーであったMANZONI GROUP S.p.A.社のプレス機械製造・販売事業の一部を譲受。
17年8月	ブラジルに「アイダ do ブラジル」を設立。（現・連結子会社）
17年10月	インドネシアに「PT アイダ スタンピングテクノロジー インドネシア」を設立。（現・連結子会社）
19年11月	インドに「アイダ スタンピングテクノロジー（インド）PVT.LTD.」を設立。（現・連結子会社）
21年2月	メキシコに「アイダ エンジニアリングDE メキシコ, S. DE R.L. DE C.V.」を設立。（現・連結子会社）
22年8月	中国に「会田鍛圧机床(南通)有限公司」を設立。（現・非連結子会社）

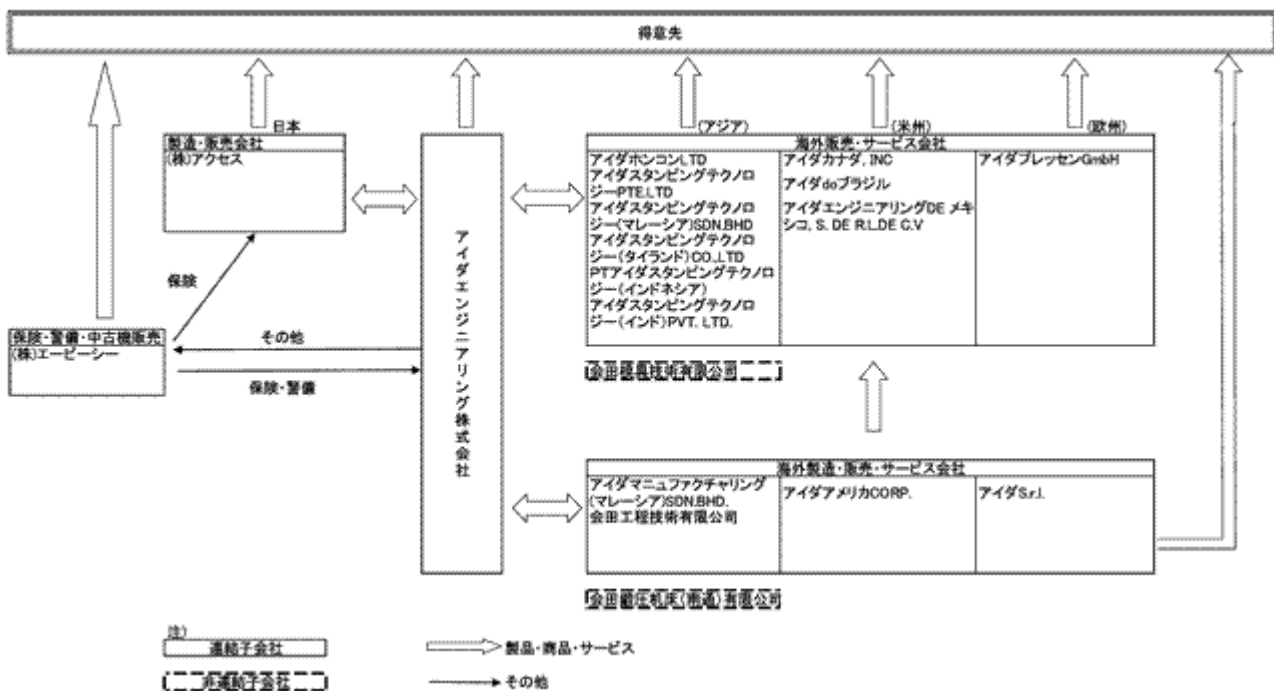
### 3【事業の内容】

当社グループ（当社及び国内・海外子会社）は、金属加工機械のうちプレス機械を主力とする鍛圧機械ならびにそれらに付帯するプレス加工自動化のための各種自動装置、産業用ロボット及び金型等の製造・販売並びにサービスを主な事業として、当社、連結子会社16社（国内製造会社1社、国内商社会社1社ならびに海外製造・販売・サービス会社14社）及び非連結子会社2社（海外製造会社1社、海外販売会社1社）で構成されております。

当社グループの事業内容及び当社グループの事業に係わる位置づけを示すと、以下のとおりであります。

セグメント	事業内容	会社名	
日本	プレス機械・サービス	製造・販売・サービス	アイダエンジニアリング(株)
		製造・販売	(株)アクセス
	その他	保険・警備・中古機販売	(株)イービーシー
アジア	プレス機械・サービス	製造・販売・サービス	会田工程技術有限公司 アイダマニュファクチャリング(マレーシア)SDN. BHD. 会田鍛压机床(南通)有限公司(非連結子会社)
		販売・サービス	アイダホンコン LTD. アイダスタンピングテクノロジーPTE. LTD. アイダスタンピングテクノロジー(マレーシア)SDN. BHD. アイダスタンピングテクノロジー(タイランド)CO., LTD. PT アイダスタンピングテクノロジー インドネシア アイダスタンピングテクノロジー(インド)PVT. LTD. 会田模具技術有限公司(非連結子会社)
米州	プレス機械・サービス	製造・販売・サービス	アイダアメリカ CORP.
		販売・サービス	アイダカナダ, INC. アイダエンジニアリング DE メキシコ, S. DE R.L. DE C. V アイダ do ブラジル
欧州	プレス機械・サービス	製造・販売・サービス	アイダS.r.l.
		販売・サービス	アイダプレッセン GmbH

事業の系統図は次のとおりであります。



## 4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社)					
(株)アクセス	石川県 白山市	50	プレス機械	100	当社グループ製品に使用する制御関係部品及び自動装置等の設計・製造・販売。 なお、当社より土地・建物・機械装置を賃借している。 役員の兼任2名
(株)エービーシー	神奈川県 相模原市緑区	20	その他	100	保険、警備及び中古機械の販売 役員の兼任1名
アイダホンコンLTD.	香港	千香港ドル 660	プレス機械・ サービス	100	当社グループ製品の販売・サービス 役員の兼任1名
アイダスタンピング テクノロジーPTE. LTD.	シンガポール	千シンガポ ールドル 300	プレス機械・ サービス	100	当社グループ製品の販売・サービス 役員の兼任1名
アイダスタンピング テクノロジー (マレーシア)SDN. BHD.	マレーシア セランゴール州	千マレーシア リンギット 300	プレス機械・ サービス	100 (100)	当社グループ製品の販売・サービス 役員の兼任1名
アイダスタンピング テクノロジー (タイランド)CO., LTD.	タイ サムット プラカーン県	千タイパー ツ 5,000	プレス機械・ サービス	100 (100)	当社グループ製品の販売・サービス 役員の兼任なし
PT アイダスタンピングテ クノロジー インドネシア	インドネシア ブカシ市	千米ドル 100	プレス機械・ サービス	100 (100)	当社グループ製品の販売・サービス 役員の兼任なし
アイダスタンピング テクノロジー (インド)PVT. LTD.	インド ハリヤーナー州	千インドル ピー 4,000	プレス機械・ サービス	100 (100)	当社グループ製品の販売・サービス 役員の兼任なし
アイダ マニュファクチャリング (マレーシア)SDN. BHD.	マレーシア ジョホール州	千マレーシア リンギット 64,842	プレス機械・ サービス	100 (45.7)	当社グループ製品の製造・販売・サービス 役員の兼任1名
会田工程技術有限公司	中国 上海市	千人民元 168,857	プレス機械・ サービス	100 (100)	当社グループ製品の製造・販売・サービス 役員の兼任1名
アイダアメリカCORP.	米国 オハイオ州	千米ドル 42,102	プレス機械・ サービス	100	当社グループ製品の製造・販売・サービス 役員の兼任2名
アイダカナダ, INC.	カナダ オンタリオ州	千カナダドル 20	プレス機械・ サービス	100 (100)	当社グループ製品の販売・サービス 役員の兼任なし
アイダエンジニア リング DE メキシコ S. DE R.L. DE C. V	メキシコ ヌエボ レオン州	千メキシコペ ソ 3	プレス機械・ サービス	100 (100)	当社グループ製品の販売・サービス 役員の兼任なし
アイダ do ブラジル	ブラジル サンパウロ市	千リアル 582	プレス機械・ サービス	100 (100)	当社グループ製品の販売・サービス 役員の兼任なし
アイダS.r.l.	イタリア レッコ市	千ユーロ 24,000	プレス機械・ サービス	100	当社グループ製品の製造・販売・サービス 役員の兼任2名
アイダブレッセン GmbH	ドイツ ボーネン市	千ユーロ 100	プレス機械・ サービス	100 (100)	当社グループ製品の販売・サービス 役員の兼任なし

(注) 1 (株)アクセス、アイダアメリカCORP.、アイダマニュファクチャリング(マレーシア)SDN. BHD.、アイダS.r.l.及び会田工程技術有限公司は特定子会社に該当しております。

2 有価証券届出書または有価証券報告書を提出している会社はありません。

3 「主要な事業の内容」欄には、事業部門区分の名称を記載しております。

4 「議決権の所有割合」の(内書)は間接所有割合であります。

5 アイダS.r.l.については売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えておりますが、当該連結子会社は、セグメント情報の「欧州」の売上高に占める割合が90%を超えているため、主要な損益情報等の記載を省略しております。

6 アイダアメリカcorp.については売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えておりますが、当該連結子会社は、セグメント情報の「米州」の売上高に占める割合が90%を超えているため、主要な損益情報等の記載を省略しております。

7 アイダホンコンLTD.については売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	6,285百万円
	(2) 経常利益	240百万円
	(3) 当期純利益	227百万円
	(4) 純資産額	2,547百万円
	(5) 総資産額	8,612百万円

8 当連結会計年度末以降、下記の連結子会社の商号を変更しております。

(変更前)	(変更後)
アイダスタンピングテクノロジーPTE.LTD.	アイダグレーターアジアPTE.LTD.
アイダマニユファクチャリング(マレーシア)SDN.BHD.	アイダエンジニアリング(M)SDN.BHD.
アイダスタンピングテクノロジー(マレーシア)SDN.BHD.	アイダマレーシアSDN.BHD.
アイダスタンピングテクノロジー(タイランド)CO.,LTD.	アイダ(タイランド)CO.,LTD.
PT アイダスタンピングテクノロジーインドネシア	PT アイダインドネシア
アイダスタンピングテクノロジー(インド)PVT.LTD.	アイダインドPVT.LTD.

## 5 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

(平成23年3月31日現在)

セグメントの名称	従業員数(名)
日本	798
アジア	300
米州	74
欧州	306
合計	1,478

(注) 従業員数は就業人員であります。

### (2) 提出会社の状況

(平成23年3月31日現在)

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
717	38.9	12.3	5,766

(注) 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

### (3) 労働組合の状況

当社グループには、アイダエンジニアリング労働組合（平成23年3月31日現在 組合員数582人）が組織されており、上部団体には加入しておりません。なお、労使関係は安定しており特記事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1)業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、新興国の経済成長を背景とした外需が牽引し、景気は回復基調で推移しましたが、年度後半にかけては、円高の進展やエコカー補助金制度の終了等経済対策効果も弱まり、先行きの景気には減速懸念も残る状況で推移しました。また、3月11日に発生しました東日本大震災により国内の経済活動は重大な影響を受けることとなりました。

鍛圧機械製造業界におきましては、中国、インド、メキシコ等新興国向けの受注が大幅増となる等、輸出が好調に推移した結果、当連結会計年度の受注は前連結会計年度比182.8%増の153,228百万円（（社）日本鍛圧機械工業会 プレス系機械受注額）となりました。

このような状況下、当社グループは前連結会計年度の大赤字からの脱却、収益体質への早期改善を目指し、事業構造改革を実施してまいりました。継続して取り組む固定費削減については、生産体制の見直しも含めさらに取り組みを強化してまいりました。販売面については、グローバル市場において新規ユーザーへの受注活動を強化し、各地域でサーボタンデムライン、大型トランスファプレス、ブランキングライン等の受注を獲得する事が出来ました。

これらの取組みの結果、当連結会計年度の受注高は47,924百万円（前連結会計年度比 43.5%増）、売上高は、40,989百万円（同17.5%増）となりました。利益面におきましては、増収効果、操業度向上による売上総利益率改善に加え固定費削減が寄与し営業利益は1,461百万円（前連結会計年度は営業損失5,529百万円）、経常利益は1,088百万円（同 経常損失5,414百万円）となりました。こうした収益改善の結果を踏まえた繰延税金資産の計上等により当期純利益は1,228百万円（同 当期純損失12,090百万円）となりました。

セグメントの業績は以下のとおりであります。

- 日本： 新興国向けを中心とした輸出の増加により、売上高は30,998百万円（前連結会計年度比24.5%増）となり、増収効果、操業度向上による売上総利益率改善に加え固定費削減が寄与しセグメント利益は799百万円（前連結会計年度はセグメント損失2,462百万円）となりました。
- アジア： 中国市場を中心に、自動車関連、電機関連業界向けともに好調に推移し、売上高は12,628百万円（前連結会計年度比79.5%増）、セグメント利益は671百万円（同1,033.2%増）となりました。
- 米州： 自動車関連業界向けの設備投資回復により、売上高は5,107百万円（前連結会計年度比40.7%増）となりました。損益面では、増収効果に加え固定費削減が寄与し、セグメント利益は198百万円（前連結会計年度はセグメント損失800百万円）となりました。
- 欧州： 前連結会計年度第2四半期から当連結会計年度上半期までの受注低迷により、売上高は6,461百万円（前連結会計年度比18.4%減）となりました。損益面では、減収影響があったものの固定費削減が寄与し、セグメント利益は32百万円（前連結会計年度はセグメント損失2,418百万円）となりました。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、資金という）は、前連結会計年度末と比べ5,011百万円減少し、9,569百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りであります。

##### (イ) 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動により使用した資金は2,359百万円（前連結会計年度は4,857百万円の収入）となりました。主な要因は、収入として減価償却費1,403百万円、仕入債務の増加2,090百万円、支出として売上債権の増加3,606百万円、その他資産の増加1,412百万円であります。

##### (ロ) 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動により使用した資金は1,253百万円（前連結会計年度は294百万円の支出）となりました。主な要因は、支出として投資有価証券の取得による支出776百万円、有形固定資産の取得による支出699百万円でありす。

##### (ハ) 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動により使用した資金は1,029百万円（前連結会計年度は309百万円の収入）となりました。主な要因は、収入として長期借入れによる収入500百万円、支出として自己株式の取得による支出1,300百万円、配当金の支払額331百万円であります。



## 2【生産、受注及び販売の状況】

当社グループは、主に鍛圧機械とこれに付帯する装置等を製造・販売しております。

### (1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同期比(%)
日本	27,027	70.3
アジア	4,888	70.8
米州	409	13.2
欧州	5,512	42.7
合計	37,837	64.8

- (注) 1 金額は、販売価格によっており、セグメント間取引については、相殺消去しております。  
 2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### (2) 受注実績

当連結会計年度における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同期比(%)	受注残高 (百万円)	前年同期比(%)
日本	18,588	36.0	9,091	8.3
アジア	14,922	90.9	6,630	65.7
米州	7,951	57.0	7,166	75.3
欧州	6,462	5.7	7,610	7.5
合計	47,924	43.5	30,497	29.4

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。  
 2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### (3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同期比(%)
日本	17,889	0.4
アジア	12,293	85.7
米州	4,872	57.7
欧州	5,933	18.0
合計	40,989	17.5

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。  
 2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
 3 売上割合が10%以上の主要な販売先がありませんので、相手先別の記載を省略しております。

### 3【対処すべき課題】

#### (1) 当面の対処すべき課題の内容等

世界経済は、先進国経済の不透明感、更に東日本大震災の影響、為替の変動、各種原材料の高騰、グローバル市場での競争激化など、依然として厳しい状況に置かれております。

当社グループは変化の激しい経営環境に対応し、より強固な経営基盤を築いてさらなる企業価値の向上を目指すため、平成23年度から新しい中期経営基本計画(3ヵ年計画)を策定いたしました。この新中期経営基本計画では『「成形システムビルダとしての革新」と「グローバル企業としての持続的成長」をバランスよく実現し、社会から信頼される企業グループとして発展する』をスローガンに掲げ、今年度はその第1年次として以下の重点施策を実行して、目標の達成に努めてまいります。

1. 顧客の創造
  - ・成長市場への傾注
  - ・新機軸商品の拡充
2. 付加価値の拡大
  - ・強い商品、高収益事業への傾注
  - ・生産性の向上

#### (2) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

##### 1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者による当社の財務及び事業の方針の決定に影響を及ぼすことが可能な数の当社株式を取得することを目的とする大規模な買付行為が行われよ

うとする場合、これに応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、当社の経営には、その主たる事業であるプレス機械事業に関する高度な専門知識を前提とした特有の経営のノウハウや、国内外の関係会社、取引先及び顧客等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解が不可欠であり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者にこれらに関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を毀損してしまう可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆様が短期間の間に適切に判断するためには買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不

可欠です。さらに、当社株式をそのまま継続的に保有することを考える株主の皆様にとっても、当該大規模な買付行為が当社に与える影響や、当社の従業員、関係会社、取引先及び顧客等のステークホルダーとの関係についての方針を含む、買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であります。同様に、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのかも、当社株主にとっては重要な判断材料となると考えます。

以上のことを考慮し、当社としましては、当社の財務及び事業の方針の決定に影響を及ぼすことが可能な数の当社株式を取得することを目的とする大規模な買付行為に際しては、買付者は、株主の皆様の判断のために、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って、必要かつ十分な当該買付行為に関する情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後のみ当該買付行為を開始すべきであると考えております。

また、大規模な買付行為の中には、当該買付行為が明らかに濫用目的によるもの又は不適切なもの(詳細につきましては、下記3)(イ)の(注4)をご参照ください。)と認められ、その結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社株主全体の利益を著しく損なうものもないとは言えません。当社は、かかる買付行為に対して、当社取締役会が、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って適切と考える方策を取ること、当社株主全体の利益を守るために必要であると考えております。(以上の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する考え方について、以下「会社支配に関する基本方針」といいます。)

##### 2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取り組みとして、下記3)に記載しているもののほか、以下の取り組みを行っております。

当社グループは「成形システムビルダとしてグローバルに発展し、人と社会に貢献する企業であり続ける」ことを企業理念として掲げております。

当社グループはこの企業理念を具現化するために、成形システムを活用する顧客のニーズにきめ細かく対応する技術開発・商品開発に注力しております。また当社グループが保有する財産を効率よく活用するため、国内外に子会社等を適宜配置して連結収益の増大を重視した企業活動を展開することにより、企業価値・株主価値の向上を目指しております。特に国内4ヶ所に生産拠点を展開すると同時に、北米(米国)、欧州(イタリア)、アジア(マレーシア、中国)の海外主要市場にも生産拠点を設けてグローバル規模で販売・生産・サービス活動を積極的に行い、国内外の顧客に対して、安全で質の高い商品・サービスを適宜提供できる体制を敷いており、中長期的に成形システム分野で「トップランナー」となることを経営戦略の柱としております。

平成23年度より開始する新中期経営基本計画においては、以下のスローガンを掲げております。

『「成形システムビルダとしての革新」と「グローバル企業としての持続的成長」をバランスよく  
実現し、社会から信頼される企業グループとして発展する』

このスローガンを実現するため、以下の重点施策を実行してまいります。

1. 顧客の創造
  - ・ 成長市場への傾注
  - ・ 新機軸商品の拡充
2. 付加価値の拡大
  - ・ 強い商品、高収益事業への傾注
  - ・ 生産性の向上

これらの取組みとともに、株主の皆様をはじめ顧客、取引先等のステークホルダーとの信頼関係をより強固なものにし、中長期にわたる企業価値の向上を目指しています。

上記取組みは、当社グループの市場価値を向上させ、その結果、当社株主全体の利益を著しく損なう大規模買付者が現れる危険性を低減するものであるため、会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えます。

また、かかる取組みは、当社グループの価値を向上させるものであるため、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えます。

3) 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財産及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財産及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）が行われる場合には、以下に定める内容の合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従っていただくこととし、これを遵守した場合及びしなかった場合につき一定の対応方針を定めております（本3）記載の当社株券等の大規模買付行為への対応方針を、以下「本対応方針」といいます。）。

注1：「特定株主グループ」とは、（i）当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）並びに当該保有者との間で又は当該保有者の共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した一定の関係にある者（以下「準共同保有者」といいます。）、又は（ii）当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：「議決権割合」とは、（i）特定株主グループが注1の（i）の記載に該当する場合は、（ア）当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとします。）と（イ）当該保有者の準共同保有者の株券等保有割合とを合わせた割合（但し、（ア）と（イ）の合算において、（ア）と（イ）との間で重複する保有株券等の数については、控除するものとします。）、又は（ii）特定株主グループが注1の（ii）の記載に該当する場合は、当社の株券等の買付け等を行う者及びその特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計、をいいます。  
議決権割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等又は同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

## 大規模買付ルールの一貫性

上記1)記載のとおり、当社としましては、大規模買付行為に際しては、大規模買付者は、株主の皆様判断のために、当社が設定し事前に開示する大規模買付ルールに従って、必要かつ十分な当該大規模買付行為に関する情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後にのみ当該大規模買付行為を開始すべきであると考えております。当社取締役会は、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見の検討を速やかに開始し、独立の外部専門家等の助言を受けながら慎重に検討したうえで意見を形成し公表いたします。さらに、必要と認めれば、大規模買付者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と（代替案が提示された場合には）その代替案を検討することが可能となり、最終的な応否を自ら決定する機会を与えられることとなります。

このようなルールの設定については、裁判所においても「経営支配権を争う敵対的買収者が現れた場合において、取締役会において、当該敵対的買収者に対し事業計画の提案と検討期間の設定を求め、当該買収者と協議してその事業計画の検討を行い、取締役会としての意見を表明するとともに、株主に対し代替案を提示することは、提出を求める資料の内容と検討期間が合理的なものである限り、取締役会にとってその権限を濫用するものとはいえない」と判示され、その正当性は是認されているところです（東京地方裁判所平成17年7月29日決定）。

なお、当社には、平成23年3月31日現在で7,582名の株主があり、そのほとんどが個人株主の方々であります。当社は、独立系の企業であることから特定の大株主はおりません。

## 大規模買付ルールの内容

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、(i)大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な当該大規模買付行為に関する情報を事前に提供し、(ii)当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただいたうえで、当社取締役会に対して、当社株主の皆様判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

当社取締役会は、かかる意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは本必要情報として不十分と認められる場合には、当社取締役会は、当社株主の皆様判断並びに当社取締役会による検討、評価及び意見形成のため必要な範囲で追加的に情報提供を求めます。

本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為の目的及び内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。但し、いずれの場合も当社株主の皆様判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定されます。

- ( ) 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者及び特別関係者を含みます。）の概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ( ) 大規模買付行為の目的及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性等を含み、特に、当社株式の一部のみの買付の場合には、買付予定株式数の上限設定についての考え方やその後の資本構成の変更についての予定を含みます。）
- ( ) 当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け（資金提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ( ) 大規模買付行為完了後に意図又は想定している経営者候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針（事業計画（既存事業の再編計画、新規事業計画、設備投資計画を含みます。）、財務計画、資本政策、配当政策、労務政策、資産活用策等、その経営方針を具体的に実現するための施策に加え、大規模買付者自身の事業と当社及び当社グループの事業との統合・連携や、大規模買付者と当社及び当社グループとの間の利益相反を回避するための具体的な措置についての考え方を含みます。以下「買付後経営方針等」といいます。）
- ( ) 大規模買付行為完了後に意図する当社及び当社グループの従業員、関係会社、取引先及び顧客等のステークホルダーとの関係に関する方針

- ( ) 大規模買付者が当社の事業と同種の事業を営んでいる場合、独占禁止法や海外競争法に照らした大規模買付行為の適法性についての考え方

なお、大規模買付行為の提案があった事実は、当該提案があった時点で速やかに開示し、また当社取締役会に提供された本必要情報についても、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとし、取締役会評価期間中、当社取締役会は独立の外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

#### 大規模買付行為が為された場合の対応方針

##### (イ) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、当社株主の皆様を説得するに留め、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、本対応方針の採用とは別に、当該大規模買付行為が明らかに濫用目的によるもの又は不適切なもの（注4）と認められ、その結果として会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社株主全体の利益を著しく損なうと判断され、対抗措置を発動することが相当であると認められる場合には、例外的に、取締役の善管注意義務に基づき、当社取締役会は当社株主の皆様利益を守るために、大規模買付者の提供する買付後経営方針等を含む本必要情報に基づいて、独立の外部専門家等の助言を得ながら当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や当該大規模買付行為が当社株主全体の利益に与える影響を検討し、特別委員会の勧告を尊重した上で、後記（ロ）記載の大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合と同様に、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとることがあります。また、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合において、特別委員会から予め株主総会の承認を得るべき旨の勧告を受けたときは、株主の皆様のご意思を反映させることが可能となるように、株主総会の決議を経て行うことがあります。

注4：「濫用目的によるもの又は不適切なもの」とは、例えば、大規模買付者が、(i)真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合、(ii)会社経営を一時的に支配して当該会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に委譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合、(iii)会社経営を支配した後に、当該会社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合、(iv)会社経営を一時的に支配して当該会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式買収を行っている場合、(v)最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付け条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行う場合（いわゆる強圧的二段階買収）、などを想定しています。

##### (ロ) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。具体的対抗措置として新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件及び取得条項等を設けることがあります。また、新株予約権の無償割当等に関しては、特別委員会から予め株主総会の承認を得るべき旨の勧告を受けたときは、株主の皆様のご意思を反映させることが可能となるように、株主総会の決議を経て行うことがあります。

#### (八) 特別委員会の設置

本対応方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するためのチェック機関として、特別委員会を設置します。特別委員会運営規則に従い、特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役及び社外有識者（注5）の中から選任します。

本対応方針においては、上記3）（イ）記載の大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとらず、上記3）（ロ）記載の大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、対抗措置をとる場合がある、という形で対抗措置発動にかかる客観的な要件を満たしておりますが、上記3）（イ）記載のとおり当社株主の皆様を守るために例外的に対抗措置をとる場合及び上記3）（ロ）記載のとおり対抗措置をとる場合など、本対応方針にかかる重要な判断に際しては、原則として特別委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとし、ます。

注5：社外有識者は、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、又はこれらに準ずる者を対象として選任するものとし、ます。

#### (二) 対抗措置の発動の中止等について

上記3）（イ）記載の例外的対抗措置をとること、又は上記3）（ロ）記載のとおりの対抗措置をとることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合や、対抗措置を発動するか否かの判断の前提になった事実関係に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合は、当社取締役会、特別委員会に諮問し、その勧告を尊重したうえで、対抗措置の発動の中止又は変更を行うことがあります。対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合に、対抗措置の発動を中止するときは、(i)当該新株予約権の効力発生日までの間は、新株予約権の無償割当を中止し、(ii)新株予約権の無償割当後においては、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、当該新株予約権を無償取得します。

#### 株主・投資家に与える影響等

##### (イ) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、そのために必要な期間を確保し、更には、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う前提として適切なものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記3）において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

##### (ロ) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆様（大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権につきましては、新株予約権の行使により新株を取得するために一定の金額の払込みをしていただく必要がある場合があります。また、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様へ新株を交付することとする場合もあります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせ致します。

なお、上記3）（二）に基づいて当社取締役会が対抗措置としての新株予約権の発行の中止または当該新株予約権の無償取得を行う場合には、1株あたり株式の価値の希釈化は最終的に生じませんので、当該新株予約権の無償割当に係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った

投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

#### 本対応方針の有効期限、継続及び変更・廃止

本対応方針の有効期限は平成25年6月に開催される予定の当社定時株主総会の終了時点までとします。但し、上記平成25年6月に開催される予定の当社定時株主総会において本対応方針を継続することが承認された場合、上記有効期限は同様に更に3年間延長されるものとし、以後同様とします。当社取締役会は、本対応方針を継続することが承認された場合、その旨を速やかにお知らせします。

また、本対応方針の継続が決定した場合であっても、当社取締役会は、企業価値・株主価値向上の観点から、関係法令の整備等や東京証券取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ本対応方針の随時見直しを行い、当社株主総会の承認を得て本対応方針の変更又は廃止を行うことがあります。その場合には、その内容を速やかにお知らせします。

#### 4) 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであること、株主共同利益を損なうものではないこと及び会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと並びにその理由

##### 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為が為された場合の対応方針、特別委員会の設置、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。

本対応方針は、大規模買付者が必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後にのみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付者の大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、かかる大規模買付者に対して当社取締役会は当社株主全体の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることがあることを明記しています。このように本対応方針は、会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計されたものであると言えます。

##### 本対応方針が株主共同利益を損なうものではないこと

上記1)記載のとおり、会社支配に関する基本方針は、当社株主の共同の利益を尊重することを前提としています。本対応方針は、かかる会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保障することを目的としております。本対応方針によって、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

さらに、本対応方針の発効・延長及び有効期限前の廃止が当社株主の皆様の承認を条件としており、当社株主が望めば本対応方針の廃止も可能であることは、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

なお、本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しています。

##### 本対応方針が会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社株主全体の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動はかかる本対応方針の規定に従って行われます。当社取締役会は単独で本対応方針の発効・延長を行うことはできず、当社株主の皆様の承認を要します。

また、大規模買付行為に関して当社取締役会が対抗措置をとる場合など、本対応方針にかかる重要な判断に際しては、必要に応じて独立の外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される特別委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。このように、本対応方針には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続も盛り込まれています。

さらに、当社の取締役任期は1年であり、期差任期制は採用しておりませんので、本対応方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

以上から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えております。

以上

#### 4【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、文中の将来に関する事項は、当該有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

（国際的活動及び海外進出について）

当社グループの生産及び販売活動は、日本のほか米州、欧州及びアジア等の各国地域で行われております。これらの海外市場への事業進出には、予期しない政策、法律または規制の変更、外国為替相場の大幅かつ急激な変動、テロ、疫病、戦争、その他の原因による社会的混乱等のリスクが内在しており、現地の状況によっては当社グループの業績と財務状況に重要な影響が及ぶ可能性があります。

（製品の品質保証について）

当社グループは日本を含めた世界各国の工場で各国法令・基準等に準拠した当社の品質管理基準に従って各種製品を製造しております。しかし、すべての製品に欠陥がなく、将来的にリコールが発生しないという保証はありません。また製造物賠償責任については保険に加入しておりますが、この保険が最終的に負担する賠償額を担保できるという保証はありません。さらに当社グループが引き続き製造物賠償責任保険に許容できる条件で加入できるとは限りません。大規模なリコールや製造物賠償責任につながる製品の欠陥が生じた場合、それらが多額のコストや当社グループの評価に影響を与え、その結果、売上が低下し、当社グループの業績と財務状況に重要な影響が及ぶ可能性があります。

（原材料仕入価格の変動について）

当社グループの製品群の主要原材料は鋼材を始めとする鉄鋼製品であり、それらに大幅な価格変動があった場合には、当社グループの業績と財務状況に重要な影響が及ぶ可能性があります。

（特定業種（自動車産業）への依存度が高いことについて）

当社グループにおける自動車産業向けの製品売上高は全体の3分の2を占めており、自動車業界の好不況の動向及びその設備投資動向は、当社グループの事業、業績及び財務状況に重要な影響を与える可能性があります。

（競合等の影響について）

当社グループの主要製品である鍛圧機械においては、グローバル市場で同業他社との間に品質、価格、納期、サービス等において競合が生じています。当業界において供給過剰や需要の大幅な低下が生じて販売競争がさらに激化した場合、当社グループの業績に重要な影響が及ぶ可能性があります。

（退職給付債務及び費用について）

当社グループの従業員退職給付債務及び費用は、割引率等数理計算上で設定される前提条件に基づいて算出されております。実際の結果が前提条件と異なる場合、また前提条件が変更された場合、その影響は将来の会計期間にわたって償却するため、将来の会計期間において認識される費用及び計上される債務に影響を及ぼし、当社グループの業績と財務状況に重要な影響が及ぶ可能性があります。

（地震等による影響について）

当社の主力工場は、今後大地震の発生が予想される関東平野南部の神奈川県西北部に位置しており、これらの地域において大地震等の自然災害が発生した場合、当社グループの生産及び業績に重大な影響が及ぶ可能性があります。

#### 5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。



## 6【研究開発活動】

当社グループでは、当社の開発本部を中心に基幹商品の強靱化と基盤技術の確立及び次世代主力製品開発を基本方針に研究開発に取り組んでおります。

当連結会計年度の研究開発費の総額は、1,079百万円であり、日本セグメントで計上しております。

当連結会計年度の研究開発活動の主なものは、次のとおりであります。

### 基幹商品の強化

#### (1) ワイドエリア対応の精密成形機UL-S2の開発

プリロードを与えた特殊ゼロクリアランスギブ構造と、超高剛性フレームの組合せで、驚異的な動的精度を実現したULシリーズに新機種を追加。これまでの動的精度を維持しつつ、ワイドエリア機の平行精度を更に向上させる2ポイント機を開発。

#### (2) 汎用機とマルチフィーダによる高速タンデムラインの開発

クラッチ&ブレーキを改良した汎用プレス機と、新開発のマルチフィーダ(中間搬送装置)の組合せによる高速タンデムラインで、16spm以上のライン速度を達成。既存単発プレスの自動化ラインとしても展開可能なシステム構成を実現。

#### (3) 4点マルチサスペンションの新鋭機MSP-4000の開発

ハイブリッド自動車向けや家電製品向けの省エネ・高効率モータコア生産設備として需要拡大が続く高速自動プレスMSPシリーズに、ワイドエリアの4000kN機を開発。モータコアの大型化や多列化、工程数の増加需要に対応。

### 新技術、基盤技術の開発

#### (1) 大型高トルクサーボモータのシリーズ化

小型汎用プレスから中型・大型プレスまで、それぞれに最適な各種容量の高効率なサーボモータのラインアップを拡充。各種仕様において高性能・高効率なサーボプレスへの搭載や、プレス機械以外に産業機器等への用途拡大を実現。

#### (2) 軟磁性複合材料(SMC)粉末の高密度成形技術の開発

積層電磁鋼板の磁心に比べ飽和磁束密度や透磁率などの磁気特性が低いことが課題であったSMC粉末の圧粉体について、SMC粉末の高密度成形技術を開発。積層電磁鋼板製磁心の代替化、3次元形状のニアネットシェイプ成形を実現。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 財政状態の分析

#### (資産)

当連結会計年度末の資産は前連結会計年度末に比べて3,474百万円増加し、67,342百万円となりました。主な要因は、受取手形及び売掛金の増加5,193百万円、投資その他の資産の増加3,449百万円、現金及び預金の減少5,147百万円であります。

#### (負債)

負債は、前連結会計年度末に比べて3,964百万円増加し、22,125百万円となりました。主な要因は、前受金の増加1,678百万円、リース債務(流動・固定)の増加1,062百万円、未払金(流動・固定)の増加656百万円であります。

#### (純資産)

純資産は、前連結会計年度末に比べて489百万円減少し、45,216百万円となりました。主な要因は、自己株式の増加1,300百万円、為替換算調整勘定の減少508百万円であります。この結果、当連結会計年度末の自己資本比率は67.0%となりました。

### (2) 経営成績の分析

「第2事業の状況、1業績等の概要、(1)業績」をご参照ください。

### (3) キャッシュ・フローの状況の分析

「第2事業の状況、1業績等の概要、(2)キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資は総額689百万円であります。

セグメントごとの設備投資の内訳及び主なものは、日本セグメントの展示機械製作・生産設備維持更新等に470百万円、アジアセグメントの新事務所取得等に178百万円であります。

重要な設備の除却又は売却はありません。

#### 2【主要な設備の状況】

##### (1) 提出会社

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)	
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	リース資 産	その他		合計
本社及び相模事業所 (神奈川県相模原市)	日本	生産・販売・その他設備	2,195	631	2,018 (67)	597	72	5,515	491
津久井事業所 (神奈川県相模原市)	日本	生産・サービス設備	794	897	500 (57)	327	20	2,540	128
下九沢事業所 (神奈川県相模原市)	日本	生産・その他設備	270	28	96 (19)	-	2	398	-
白山事業所 (石川県白山市)	日本	生産設備	475	0	1,285 (24)	28	0	1,790	-
中部営業所 (愛知県安城市)	日本	販売・サービス設備	1	0	274 (1)	0	1	278	19
大阪営業所 (大阪府門真市)	日本	販売・サービス設備	20	-	27 (1)	0	0	49	16

##### (2) 在外子会社

子会社事業所名 (主な所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)	
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	その他		合計
アイダアメリカCORP. (米国 オハイオ州)	米州	生産・販売・その他設備	270	388	73 (194)	18	751	69
アイダS.r.l. (イタリア レッコ市)	欧州	生産・販売・その他設備	692	502	145 (16)	39	1,380	299
アイダマニュファクチャリング (マレーシア) SDN. BHD. (マレーシア ジョホール州)	アジア	生産・その他設備	345	243	- (-)	138	728	150
会田工程技术有限公司 (中国 上海市)	アジア	生産・販売・その他設備	284	469	- (-)	13	766	81

(注) 1 帳簿価額のうち「その他」の主なものは、工具器具及び備品であります。なお、金額には消費税等を含んでおりません。

- 2 外部へ賃貸している主要な設備はありません。
- 3 白山事業所の設備は、連結子会社の(株)アクセスに賃貸しております。
- 4 下九沢事業所の設備の一部を連結子会社の(株)エーピーシーに賃貸しております。

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

#### (1) 重要な設備の新設等

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了 予定年月	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
会田鍛压机 床(南通) 有限公司	中国 江蘇省	アジア	建物・生産 設備	800	309	自己資金	平成22年11 月	平成23年6 月

#### (2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	188,149,000
計	188,149,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成23年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年6月29日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	79,147,321	79,147,321	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は100株 であります。
計	79,147,321	79,147,321	-	-

(注) 「提出日現在の発行数」には、平成23年6月1日からこの有価証券報告書提出日までに新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権

平成14年6月27日定時株主総会決議に基づく平成15年3月24日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	(注) 1 46	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	10	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	46,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 304	同左
新株予約権の行使期間	自平成16年7月1日 至平成24年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 304 資本組入額 152	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

2 詳細については、「ストックオプション制度の内容」に記載しております。

平成15年6月27日定時株主総会決議に基づく平成16年1月29日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	(注) 1 149	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	149,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 388	同左
新株予約権の行使期間	自平成17年7月1日 至平成25年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 388 資本組入額 194	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

2 詳細については、「ストックオプション制度の内容」に記載しております。

平成16年6月29日定時株主総会決議に基づく平成17年2月10日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	(注) 1 528	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	18	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	528,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 563	同左
新株予約権の行使期間	自平成18年7月1日 至平成26年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 563 資本組入額 282	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。  
 2 詳細については、「ストックオプション制度の内容」に記載しております。

平成17年6月29日定時株主総会決議に基づく平成17年9月30日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	(注) 1 918	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	44	47
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	918,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 725	同左
新株予約権の行使期間	自平成19年7月1日 至平成27年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 725 資本組入額 363	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。  
 2 詳細については、「ストックオプション制度の内容」に記載しております。

会社法第236条第1項、第238条第1項及び第2項並びに第240条第1項の規定に基づく新株予約権  
平成19年6月28日定時株主総会決議に基づく平成19年9月10日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	22	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注)1 22,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	自平成19年9月27日 至平成49年9月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)2 発行価格 655 資本組入額 328	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5	同左

(注)1 募集新株予約権の目的である株式の種類及び数

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、募集新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに通知を行うことができない場合には、以後速やかに通知するものとする。

2 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 募集新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10日間に限って募集新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)に拘わらず、新株予約権者は、以下の又はに定める場合(ただし、については、(注)4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が平成48年9月26日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成48年9月27日から平成49年9月26日

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）

当該承認日の翌日から15日間

- (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

4 組織再編における募集新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（注）2に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

（注）5に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

（注）3に準じて決定する。

5 募集新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 募集新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案



平成19年6月28日定時株主総会決議に基づく平成20年9月8日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	36	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注)1 36,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	自平成20年9月26日 至平成50年9月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)2 発行価格 407 資本組入額 204	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5	同左

(注)1 募集新株予約権の目的である株式の種類及び数

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、募集新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに通知を行うことができない場合には、以後速やかに通知するものとする。

2 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 募集新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10日間に限って募集新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)に拘わらず、新株予約権者は、以下の又はに定める場合(ただし、については、(注)4に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が平成49年9月25日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成49年9月26日から平成50年9月25日

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）

当該承認日の翌日から15日間

(3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

4 組織再編成における募集新株予約権の消滅及び再編成対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針  
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(注)2に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

(注)5に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

(注)3に準じて決定する。

5 募集新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 募集新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成19年6月28日定時株主総会決議に基づく平成21年9月7日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	85	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注)1 85,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	自平成21年9月26日 至平成51年9月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)2 発行価格 254.49 資本組入額 128	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5	同左

(注)1 募集新株予約権の目的である株式の種類及び数

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、募集新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに通知を行うことができない場合には、以後速やかに通知するものとする。

2 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 募集新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10日間に限って募集新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)に拘わらず、新株予約権者は、以下の又はに定める場合(ただし、については、(注)4に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が平成50年9月25日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成50年9月26日から平成51年9月25日

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）

当該承認日の翌日から15日間

(3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

4 組織再編成における募集新株予約権の消滅及び再編成対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針  
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(注)2に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

(注)5に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

(注)3に準じて決定する。

5 募集新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 募集新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成19年6月28日定時株主総会決議に基づく平成22年9月7日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	79	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注)1 79,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	自平成22年9月25日 至平成52年9月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)2 発行価格 264.50 資本組入額 133	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5	同左

(注)1 募集新株予約権の目的である株式の種類及び数

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、募集新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに通知を行うことができない場合には、以後速やかに通知するものとする。

2 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 募集新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10日間に限って募集新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)に拘わらず、新株予約権者は、以下の又はに定める場合(ただし、については、(注)4に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が平成51年9月24日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成51年9月25日から平成52年9月24日

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）

当該承認日の翌日から15日間

(3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

4 組織再編成における募集新株予約権の消滅及び再編成対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針  
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(注)2に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

(注)5に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

(注)3に準じて決定する。

5 募集新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 募集新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

( 3 ) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】  
該当事項はありません。

( 4 ) 【ライツプランの内容】  
該当事項はありません。

( 5 ) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成16年4月1日	-	79,147	-	7,831	10	12,425

(注) 発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減は次によるものであります。

平成16年4月1日

当社子会社の㈱エービーシーの中古プレス機械販売事業を会社分割し、同事業を当社に吸収したことに伴う  
資本準備金の増加

( 6 ) 【所有者別状況】

平成23年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							計	単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その 他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	1	33	32	164	118	9	7,225	7,582	-
所有株式数 (単元)	28	265,913	5,140	61,163	116,730	211	341,347	790,532	94,121
所有株式数の割 合(%)	0.00	33.64	0.65	7.74	14.77	0.03	43.18	100.00	-

(注) 自己株式18,565,968株は、「金融機関」に33,991単元、「個人その他」に151,668単元、「単元未満株式の状況」  
に68株含まれております。また、自己株式数には資産管理サービス信託銀行(株)(信託E口)が所有する株式  
33,991単元を含めております。当該株式は、「株式給付信託(J-ESOP)」の導入に伴い、みずほ信託銀行(株)に信  
託され、資産管理サービス信託銀行(株)に再信託された信託財産であり、会計処理上、当社と一体として扱うこと  
から、自己株式数に含めるものであります。

(7)【大株主の状況】

平成23年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
第一生命保険(株)	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号	5,995	7.58
日本生命保険(相)	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	3,725	4.71
明治安田生命保険(相)	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	2,516	3.18
日本トラスティ・サービス 信託銀行(株) (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	2,197	2.78
(株)みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	2,179	2.75
THE BANK OF NEW YORK, TREATY JASDEC ACCOUNT (常任代理人 (株)三菱東京UFJ銀行)	AVENUE DES ARTS,35 KUNSTLAAN, 1040 BRUSSELS, BELGIUM (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号)	2,047	2.59
日本スタートラスト 信託銀行(株) (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,781	2.25
会田 仁一	東京都港区	1,433	1.81
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク銀行(株))	388 GREENWICH STREET, NY, NY 10013, USA (東京都品川区東品川2丁目3番14号)	1,217	1.54
RBC DEXIA INVESTOR SERVICES BANK A/C LUX NON RES IDENT/DOMESTIC RATE (常任代理人 スタンダードチャー タード銀行)	14, PORTE DE FRANCE, L-4360 ESCH-SUR-ALZETTE GRAND DUCHY OF LUXEMBOURG (東京都千代田区永田町2丁目11番1号)	1,214	1.53
計	-	24,306	30.71

(注) 1 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)及び日本スタートラスト信託銀行(株)の所有株式数は信託業務に係る所有株式数であります。

2 上記のほか自己株式が18,565千株あります。なお、自己株式数については、平成23年3月31日現在において資産管理サービス信託銀行(株)(信託E口)が所有する当社株式3,399千株を自己株式に含めております。



( 8 ) 【議決権の状況】  
 【発行済株式】

平成23年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 18,565,900	33,991	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 60,487,300	604,873	-
単元未満株式	普通株式 94,121	-	-
発行済株式総数	79,147,321	-	-
総株主の議決権	-	638,864	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には当社所有の自己株式68株が含まれております。

【自己株式等】

平成23年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) アイダエンジニアリング 株	神奈川県相模原市 緑区大山町2番10号	15,166,800	3,399,100	18,565,900	23.46
計	-	15,166,800	3,399,100	18,565,900	23.46

(注) 当社は、「株式給付信託(J-ESOP)」の導入に伴い、平成22年12月1日付けで自己株式3,400,000株を資産管理サービス信託銀行(株)(信託E口)(東京都中央区晴海1丁目8番12号)へ拠出してあります。なお、自己株式数については、平成23年3月31日現在において信託E口が所有する当社株式(3,399,100株)を自己株式数に含めてあります。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。本制度は、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び21の規定並びに会社法第236条、第238条及び第240条に基づき、当社の取締役及び使用人ならびに当社子会社の取締役及び使用人に対して新株予約権を発行することを平成14年6月27日、平成15年6月27日、平成16年6月29日、平成17年6月29日及び平成19年6月28日開催の定時株主総会において決議されたものです。

当該制度の内容は次のとおりです。

イ 旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づくストックオプション制度の内容

平成14年6月27日定時株主総会決議に基づく平成15年3月24日取締役会決議分

決議年月日	平成14年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役8名及び当社使用人22名、計30名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	410,000株 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき304円 (注)2
新株予約権の行使期間	平成16年7月1日から平成24年3月31日まで
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1 (1) 下記(2)により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

(2) 発行する新株予約権の総数 410個

なお、各新株予約権の目的たる株式の数は1,000株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

2 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

平成15年6月27日定時株主総会決議に基づく平成16年1月29日取締役会決議分

決議年月日	平成15年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役7名及び当社使用人13名、計20名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	330,000株 (注)3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき388円 (注)4
新株予約権の行使期間	平成17年7月1日から平成25年3月31日まで
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)3 (1) 下記(2)により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

(2) 発行する新株予約権の総数 330個

なお、各新株予約権の目的たる株式の数は1,000株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

4 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

平成16年6月29日定時株主総会決議に基づく平成17年2月10日取締役会決議分

決議年月日	平成16年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役7名及び当社使用人136名ならびに 当社子会社の取締役1名及び使用人8名 合計152名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	589,000株 (注)5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき563円 (注)6
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日から平成26年3月31日まで
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	-

(注)5 (1) 下記(2)により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

(2) 発行する新株予約権の総数 589個

なお、各新株予約権の目的たる株式の数は1,000株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

6 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

平成17年6月29日定時株主総会決議に基づく平成17年9月30日取締役会決議分

決議年月日	平成17年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役7名及び当社使用人667名ならびに 当社子会社の取締役1名及び当社子会社の使用人76名 合計751名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	924,000株 (注)7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき725円 (注)8
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日から平成27年3月31日まで
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)7 (1) 下記(2)により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

(2) 発行する新株予約権の総数 924個

なお、各新株予約権の目的たる株式の数は1,000株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

8 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

行使価額は、新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値の金額(1円未満の端数は切り上げる。)とする。ただし、その金額が発行日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当該日に取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価格とする。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×  $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

□ 会社法第236条第1項、第238条第1項及び第2項並びに第240条第1項の規定に基づくストックオプション制度の内容

当社は、平成19年6月28日の定時株主総会において、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び内容を決議いたしました。これに基づき以下の取締役会決議により、具体的な新株予約権の割当てを決議しております。

平成19年6月28日定時株主総会決議に基づく平成19年9月10日取締役会決議分

決議年月日	平成19年9月10日（注）9
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役（社外取締役を除く） 4名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	22,000株
新株予約権の行使時の払込金額（円）	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）9 取締役会決議日を記載しております。

平成19年6月28日定時株主総会決議に基づく平成20年9月8日取締役会決議分

決議年月日	平成20年9月8日（注）10
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役（社外取締役を除く） 6名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	36,000株
新株予約権の行使時の払込金額（円）	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）10 取締役会決議日を記載しております。

平成19年6月28日定時株主総会決議に基づく平成21年9月7日取締役会決議分

決議年月日	平成21年9月7日（注）11
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役（社外取締役を除く） 6名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	85,000株
新株予約権の行使時の払込金額（円）	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）11 取締役会決議日を記載しております。

平成19年6月28日定時株主総会決議に基づく平成22年9月7日取締役会決議分

決議年月日	平成22年9月7日（注）12
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役（社外取締役を除く） 6名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	79,000株
新株予約権の行使時の払込金額（円）	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）12 取締役会決議日を記載しております。

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

当社は、従業員の報酬の一部と当社の株価や業績との連動性をより高め、株価の変動による経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価上昇及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、「株式給付信託（J-E S O P）」（以下、「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結済みの信託契約に基づいて設定された信託を「本信託」といいます。）を導入しております。

1．導入の背景

当社国内グループでは、従業員に対するインセンティブプランとして、主に米国で普及しているE S O P（Employee Stock Ownership Plan）制度について研究していましたが、平成20年11月17日に経済産業省より公表されました「新たな自社株式保有スキームに関する報告書」等で現行法制度下における論点について概ね整理されたこともあり、今般、現行の退職金制度とは別に、従業員が社業への貢献を実感できるものとして、本制度を導入することといたしました。

2．本制度の概要

本制度は、当社があらかじめ定めた株式給付規程に基づき、当社国内グループの従業員が退職した場合等に、本人他の受給権者に対して、当人の選択に従って当社株式または当社株式の時価相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を給付する仕組みです。

当社は、従業員に成果や勤続に応じてポイントを付与し、従業員の退職時等までに累積したポイントに相当する当社株式等を給付します。退職者等に対し給付する当社株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、金銭による給付に備えて留保する金銭とともに信託財産として分別管理するものとします。

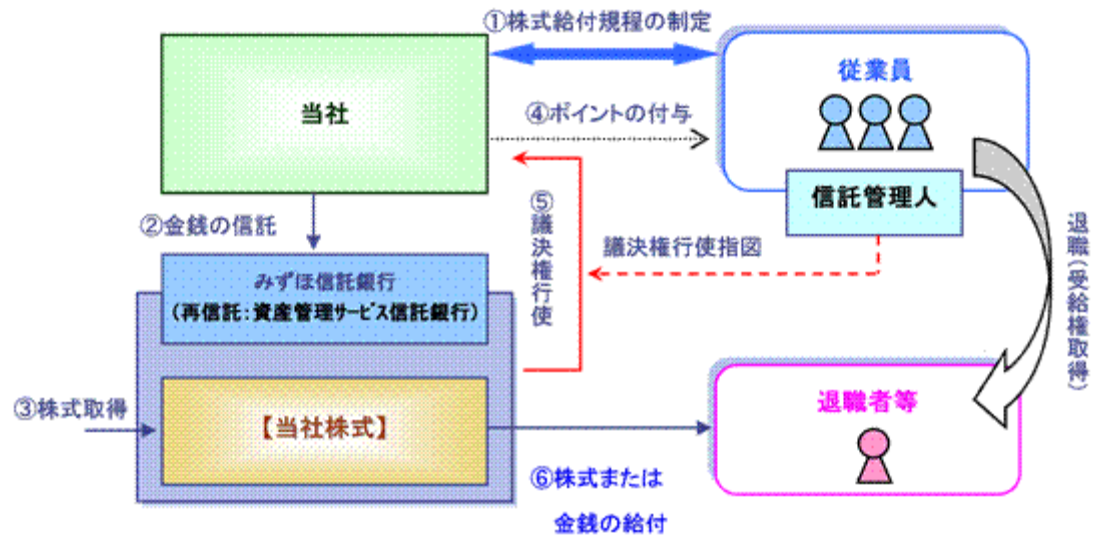
本制度の導入により、従業員の勤労意欲や株価への関心が高まるほか、優秀な人材の確保にも寄与することが期待されます。

当社は、株式給付規程に基づき従業員に将来給付する株式をあらかじめ取得するために、みずほ信託銀行株式会社（再信託先：資産管理サービス信託銀行株式会社、以下「信託銀行」といいます。）に金銭を信託（他益信託）します。信託銀行は、株式給付規程に基づき20年間に付与されると合理的に見込まれるポイント数に相当する数の当社株式を取得し管理します。当初取得分として信託銀行は、信託された金銭を原資として当社からの第三者割当によって株式を取得します。また、第三者割当については、みずほ信託銀行株式会社（資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口））と当社の間で締結される予定の募集株式の総数引受契約書に基づいて行われます。

本制度は議決権行使について「個別議案に対する従業員の意識調査に従った議決権行使を行う方法」を採用しており、信託管理人が従業員の意見を集約し、信託銀行に対して議決権指図を行い、本信託の受託者はかかる指図に従って、議決権行使を行います。信託管理人及び受益者代理人は、本信託の受託者に対して議決権行使に関する指図を行うに際して、本信託契約に定める「信託管理人ガイドライン」に従います。なお、信託管理人は、当社従業員が就任します。



< 株式給付信託の概要 >



当社は、本制度の導入に際し株式給付規程を制定。

当社は、株式給付規程に基づき従業員に将来給付する株式をあらかじめ取得するために、信託銀行に金銭を信託（他益信託）。

信託銀行は、信託された金銭により、当社株式を取得。（第三者割当により取得）

当社は、株式給付規程に基づいて従業員に対し、勤続や成果に応じてポイントを付与。また当社は、ポイントを付与した年度において、付与したポイントに応じて会計上適切に費用処理。

信託銀行は信託管理人からの指図に基づき、議決権を行使。

従業員は、退職時等に信託銀行から、累積したポイントに相当する当社株式等の給付を受けます。

3．従業員等に取得させる予定の株式の総数

3,400,000株

4．当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

本制度は、下記に該当しない全ての当社国内グループ会社従業員に適用しております。

役員	仮採用職員	準職員
嘱託職員	臨時職員	パートタイマー職員

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び会社法第155条第7号による普通株式の取得

### (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
取締役会(平成22年10月29日)での決議状況 (取得期間 平成22年12月2日~平成23年3月31日)	4,000,000	1,300,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	3,264,800	1,299,998
残存授權株式の総数及び価額の総額	735,200	1
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	18.4	0.0
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	18.4	0.0

### (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないもの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	1,865	660
当期間における取得自己株式	128	42

(注) 当期間における取得自己株式には、平成23年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

### (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(新株予約権の権利行使)	-	-	-	-
その他(単元未満株式の買増請求による処分)	120	61	-	-
保有自己株式数	18,565,968	-	18,565,596	-

(注) 1. 当期間における保有自己株式数には、平成23年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び買増しによる株式数は含まれておりません。

2. 保有自己株式数には、資産管理サービス信託銀行(株)(信託E口)が所有する当社株式が当事業年度3,399,100株、当期間3,398,600株が含まれております。

### 3【配当政策】

当社は、株主の皆様の利益向上を経営上の重要課題の一つとして認識し、経営基盤の強化、企業品質の向上及びグローバルな事業展開により、企業価値の向上と1株当たり利益の継続的な増加に努めております。

配当金につきましては、経営基盤の安定性及び将来の事業展開等を総合的に勘案しつつ、連結株主資本配当率（DOE）も考慮して安定的な配当の継続を重視するとともに、各連結会計年度の連結業績に連動して、連結配当性向30%を目処に利益配分を行っていくことを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、研究開発投資、生産合理化・品質向上のための設備投資、グローバル事業の強化等に活用していく所存であります。

当社の配当は、定時株主総会の決議によって決定し、期末配当として年1回お支払いすることとしております。

当期の配当金につきましては、1株につき普通配当6円としております。これにより、当期の連結株主資本配当率（DOE）は0.8%となります。

なお、基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）
平成23年6月29日 定時株主総会決議	383	6.00

（注）「株式給付信託（J-ESOP）」の導入に伴い、上記の配当金の総額には資産管理サービス信託銀行㈱（信託E口）が所有する当社株式3,399,100株に対する配当金20百万円が含まれております。

### 4【株価の推移】

#### （1）【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第72期	第73期	第74期	第75期	第76期
決算年月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
最高（円）	969	946	689	430	474
最低（円）	625	477	255	223	263

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

#### （2）【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成22年10月	11月	12月	平成23年1月	2月	3月
最高（円）	301	330	395	416	474	459
最低（円）	263	277	308	375	391	281

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役社長 (代表 取締役)	*	会 田 仁 一	昭和26年12月13日生	昭和51年12月 昭和57年6月 平成元年9月 平成4年4月 平成13年4月	当社入社 取締役 代表取締役(現職) 取締役社長(現職) 最高経営責任者(CEO)(現職)	(注)4	1,438
取締役	* 生産 本部長	中 西 直 義	昭和26年6月3日生	昭和45年3月 平成9年6月 平成12年5月 平成13年6月 平成18年5月  平成22年1月 平成22年6月 平成22年6月	当社入社 取締役 常務取締役 取締役(現職) ㈱アクセス代表取締役会長(現職) アイダエンジニアリング(M)SDN. BHD.取締役会長(現職) 生産本部長(現職) 専務執行役員(現職) 事業執行責任者(COO)(現職)	(注)4	108
取締役	* 品質保証 部長 成形技術 センター長	坂 木 雅 治	昭和28年7月29日生	昭和52年3月 平成16年6月 平成18年5月 平成23年2月 平成23年4月	当社入社 取締役(現職) 専務執行役員(現職) 品質保証部長(現職) 成形技術センター長(現職)	(注)4	53
取締役	* 経営企画 室長	武 井 栄 二	昭和32年8月22日生	昭和57年3月 平成19年9月  平成20年6月 平成21年3月 平成22年6月	当社入社 アイダホンコンLTD.会長(現職) 会田工程技术有限公司董事長(現職) 取締役(現職) アイダグレイターアジアPTE. LTD. 取締役会長(現職) 常務執行役員(現職) 財務執行責任者(CFO)(現職) 経営企画室長(現職) アイダアメリカCORP.取締役会長(現 職) アイダS.r.l.取締役会長(現職)	(注)4	42
取締役	* 高速精密 プレス部長	八 木 隆	昭和29年2月27日生	昭和52年3月 平成15年10月 平成16年2月 平成20年6月 平成23年4月	当社入社 高速精密事業部長 執行役員(現職) 取締役(現職) 高速精密プレス部長(現職)	(注)4	31
取締役	* サービス 本部長	金 村 貞 行	昭和30年5月30日生	昭和55年11月  昭和63年7月 平成21年2月 平成21年6月 平成22年1月 平成23年6月	大手興産(株)(現三菱マテリアルテ クノ(株))入社 当社入社 サービス事業本部長 執行役員(現職) サービス本部長(現職) 取締役(現職)	(注)4	4
取締役	* 総務人事 部長	片 岡 博 道	昭和33年9月18日生	昭和54年1月 昭和56年5月 平成18年3月 平成18年10月 平成23年4月 平成23年6月	大阪中三菱自動車販売(株)入社 当社入社 汎用機プラント事業部事業部長 執行役員(現職) 総務人事部長(現職) 取締役(現職)	(注)4	9
取締役		若 林 寛 夫	昭和18年8月23日生	平成9年7月 平成17年7月  平成19年6月 平成20年6月	第一生命保険(相)取締役 第一生命保険(相)取締役専務執行役 員 日本シイエムケイ㈱監査役(現職) 取締役(現職)	(注)4	9

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)	
取締役		山崎 猛	昭和14年3月16日生	平成元年6月 平成13年6月 平成17年6月 平成22年6月	(株)富士銀行取締役 監査役 常勤監査役 取締役(現職)	(注)4	16	
常勤監査役		松本 誠郎	昭和22年5月30日生	平成13年6月 平成14年4月 平成14年8月 平成16年10月 平成22年6月	(株)富士銀行常任監査役 (株)みずほコーポレート銀行常勤監査役 (株)富士総合研究所常勤監査役 みずほ情報総研(株)常勤監査役 常勤監査役(現職)	(注)5	2	
監査役		増岡 由弘	昭和9年8月29日生	昭和36年4月 平成10年4月 平成17年6月	弁護士(現職) 学校法人明海大学常務理事(現職) 学校法人朝日大学常務理事(現職) 監査役(現職)	(注)6	9	
監査役		大磯 公男	昭和21年10月8日生	平成12年7月 平成19年7月 平成20年6月 平成22年4月 平成22年7月	第一生命保険(相)監査役 第一生命保険(相)代表取締役専務執行役員 監査役(現職) 第一生命保険(株)取締役 財団法人心臓血管研究所理事長(現職)	(注)7	-	
計								1,725

- (注) 1 取締役 若林寛夫氏及び山崎猛氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 監査役は全員が、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3 当社は「執行役員制度」を平成13年4月1日より導入しております。  
 平成23年6月29日現在、執行役員は16名(上記職名欄に\*印を付した取締役兼務者7名を含む)であります。
- 4 取締役の任期は、平成23年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 監査役の任期は、平成22年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成26年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 6 監査役の任期は、平成21年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成25年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 7 監査役の任期は、平成20年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 8 所有株式数は、持株会での持分を合算して表示しております。なお、本人名義の株式がない場合は、持株会での持分を表示しております。
- 9 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名を選任しております。  
 補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
御子柴 隆夫	昭和6年5月2日生	平成6年6月 平成15年5月 平成16年6月	石川島播磨重工業(株)代表取締役副社長 (社)日本鍛圧機械工業会会長 取締役	(注)	14

- (注) 補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までであります。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えません。

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### 1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を経営の最重要課題の一つとしてとらえ、公正かつ健全な経営システムの機能強化および経営意思決定の迅速化ならびに透明性を確保するための経営監視機能の強化に注力しております。

#### 2) 業務執行、監査・監督、報酬決定等の機能に係る事項

当社の業務執行、監査・監督の状況は下記機関により実施しております。

##### <取締役、取締役会、執行役員、経営会議>

当社では、経営監督機能と業務執行機能を分担させるため平成13年4月より執行役員制度を導入しており、経営意思決定の迅速化と権限・責任体制の明確化を図っております。現行経営体制は、取締役兼務者6名を含む執行役員14名と社外取締役2名（両名とも独立役員）の計16名であります。取締役会は原則月1回の定例取締役会および臨時取締役会を適宜開催し、法令に定める重要事項の決定機能および業務執行の監督機能を果たしております。執行役員で構成する経営会議は原則月2回開催し、経営方針および経営課題に関する討議を行い、経営の意思統一と迅速な業務執行に取り組んでおります。また、主要事業部門による月次業績評価会を毎月1回定期的に開催しており、同会には部門長のほか、取締役、監査役および執行役員が出席して全社の業務執行状況の適時把握に努めております。

（注）独立役員とは東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に規定される、一般株主と利益相反が生じることのない社外取締役又は社外監査役のことであります。

##### <監査役、監査役会>

当社は監査役制度を採用しております。監査役3名全員が社外監査役で、常勤監査役は1名です。監査役の監査活動は、監査実施計画に従い、取締役会や経営会議、月次業績評価会等の重要会議に出席するほか、会計監査人からの報告を受け、営業報告の聴取、重要書類の閲覧等を行い、本社、主要事業所、連結子会社に赴き、各部門の業務執行および財産の状況を調査して経営執行状況の的確な把握と監視に努め、取締役の職務執行の適法性や妥当性を監査しております。なお、当社は監査役の機能強化のため、独立性の高い社外監査役（3名全員が独立役員）を選任しております。各社外監査役はそれぞれ、都市銀行や生命保険会社において監査・審査業務等に従事した経験や弁護士としての経験に基づき、財務及び会計に関して相当程度の知見を有しております。また、当社は内部統制監査室及び財務部門をはじめとする管理部門のスタッフにより、監査役監査を支える体制を構築しております。

##### <社外取締役及び社外監査役の選任状況>

当社は、社外取締役として、若林寛夫氏、山崎猛氏の2名を選任しております。若林氏は生命保険会社の元役員として、山崎氏は都市銀行の元役員として、共に幅広い見識を有しております。また、両氏は共に当社及び当社子会社の業務執行者、当社を主要取引先とする者又はその業務執行者、当社の主要取引先又はその業務執行者、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家、当社の主要株主ではなく、過去においてもそうであったこともないことから、それぞれ高い独立性を有しております。

このように、高い独立性を有しながら、各々の幅広い見識を当社の経営に活かしていただくため、両氏を社外取締役として選任しております。

また、当社は社外監査役として、松本誠郎氏、増岡由弘氏、大磯公男氏の三氏を選任しております。松本氏は都市銀行の元役員として、増岡氏は、弁護士、大学の経営者として、大磯氏は、生命保険会社の元役員として、それぞれ幅広い見識を有しております。また、三氏とも当社及び当社子会社の業務執行者、当社を主要取引先とする者又はその業務執行者、当社の主要取引先又はその業務執行者、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家、当社の主要株主ではなく、過去においてもそうであったこともないことから、それぞれ高い独立性を有しております。このように、高い独立性を有しながら、各々の幅広い見識を当社の監査体制に活かして頂くため、三氏を社外監査役として選任しております。

社外取締役は取締役会や経営会議において内部統制部門からの報告を受けることにより、また社外監査役は内部統制部門との定期的会合等により、内部統制部門との連携を深めております。

< 役員報酬等 >

a. 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区分	対象人員	基本報酬	ストック・オプション	賞与	総額
取締役 ( 社外取締役を除く )	6 名	76百万円	20百万円	9百万円	107百万円
社外取締役	3 名	15百万円	-	-	15百万円
監査役 ( 全員社外監査役 )	4 名	22百万円	-	-	22百万円

- ( 注 ) 1 上記の報酬等の額は、平成22年6月29日開催の当社第75回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名分および監査役1名分を含んでおります。
- 2 賞与の額は、役員賞与引当金として繰入した金額であります。
- 3 上記の報酬等の額のほか、平成19年6月28日開催の第72回定時株主総会決議に基づく役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給として、第75回定時株主総会における退任取締役(社外取締役)1名に対し3百万円を、退任監査役(社外監査役)1名に対し6百万円を支払っております。
- 4 上記のほか、使用人兼務取締役のうち5名に対して、使用人給与相当額8千万円を支払っております。
- 5 株主総会決議による取締役の報酬限度額は年額3億円(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)であります。(平成13年6月28日開催の第66回定時株主総会決議)
- 6 前述の取締役の報酬限度額とは別枠として、取締役(社外取締役を除く)に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の限度額は年額3千5百万円であります。(平成19年6月28日開催の第72回定時株主総会決議)
- 7 株主総会決議による監査役の報酬限度額は年額5千万円であります。(平成4年6月26日開催の第57回定時株主総会決議)

b. 役員毎の報酬等の総額等

当事業年度において、役員報酬等の額が1億円を超える役員はおりませんので個別開示は省略しております。

c. 役員の報酬等の額の決定に関する基本方針

取締役の基本報酬は、会社業績への貢献、成果と業務執行状況に基づく評価により定めております。ストックオプションとしての新株予約権は取締役の基本給をもとに算出し、付与しております。取締役の賞与は、職位・会社業績に応じて定めております。監査役の報酬は、監査役の協議・同意に基づき監査役会で決定し支給しております。

< 会計監査 >

当社は新日本有限責任監査法人との間で会社法に基づく会計監査と金融商品取引法に基づく会計監査についての監査契約を締結し、それに基づいて業務が執行され、報酬を支払っております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はなく、また、同監査法人は、当社監査に従事する業務執行社員について当社の会計監査に一定期間を超えて従事することのないよう自主的な措置をとっております。当期において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については下記のとおりです。

- ・業務を執行した公認会計士の氏名  
 指定有限責任社員 業務執行社員：山元 清二  
 指定有限責任社員 業務執行社員：山崎 隆浩
- ・会計監査業務に係る補助者の構成  
 公認会計士2名、その他15名

< 内部監査 >

当社は、内部統制監査室を設置し、専任者5名を配置し、コンプライアンス体制及び財務報告に係る内部統制の有効性の検証などに取り組んでおります。また、同室にて連結子会社の業務プロセス及び経営管理体制の妥当性、効率性のチェックを行っており、必要に応じて海外を含む連結子会社に赴き、内部監査を実施しております。

なお、法律事務所と顧問契約を締結しており、経営意思決定の過程で法律上の判断を必要とする場合には、顧問弁護士に助言を求めています。

< 現状のガバナンス体制の選択の理由 >

当社は上記のとおり、取締役会設置会社として、取締役9名（うち社外取締役2名で両名とも独立役員）による迅速な意思決定を図っており、監査役会設置会社として、監査役3名（全員社外監査役、独立役員）により経営監視の強化に努めております。

また、執行役員制度を導入し、経営意思決定の迅速化と権限・責任体制の明確化を図っております。さらに内部統制の充実を図るためコンプライアンス委員会を設置し、またリスク管理体制の一環として、安全衛生委員会、PL委員会、輸出管理委員会等の委員会を設置しております。

このように当社は独立性の高い社外取締役及び社外監査役を複数名選任し、執行役員制度やガバナンス向上のための委員会等の取組みを通じて、公正かつ健全な経営システムの機能強化および経営意思決定の迅速化ならびに透明性を確保するために現状のガバナンス体制を選択しております。

（注）取締役数は当社第76回定時株主総会終結時点の状況を記載しております。

< 内部統制システムの整備の状況 >

当社は、法遵守とより高い倫理観に基づいた事業活動を行うため「アイダグループ行動指針」を平成15年10月に制定しております。また、内部統制の充実を図るためにコンプライアンス委員会を設置しております。さらに、内部統制監査室が当行動指針等の研修と実施状況等の監査を実施しております。

当社は、当社および子会社の統制環境、統制活動の現状調査を実施するなど「金融商品取引法」に基づく「財務報告の信頼性」の確保に努めております。

なお、当社は、「会社法」に基づき、平成18年5月9日開催の取締役会にて、内部統制システムの整備に関する基本方針を下記のとおり決定いたしました。

記

内部統制システムの整備に関する基本方針

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
当社においては、アイダグループ行動指針を定め、その推進のためコンプライアンス担当役員を任命し、その下にコンプライアンス委員会を設置する体制により当行動指針の徹底を図り、さらに、内部統制監査室を設置し当行動指針の実施状況等の監査を行うこととする。  
当社の役職員が法令違反等の疑義のある行為を発見した場合には、コンプライアンス委員を通じコンプライアンス委員会に報告され、重大性に応じて取締役会において再発防止策を策定するものとする。  
また、内部統制監査室において当行動指針の実施状況についての内部監査を行い、その結果を代表取締役及び監査役会へ報告するものとする。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び当社社内規程に従い適切に保存・管理を行い、また、取締役及び監査役は、当社社内規定に従い常時これらの文書を閲覧できるものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
安全、環境、防災、品質、コンプライアンス、輸出管理等に係るリスクについては各業務担当部門にて規則・ガイドラインの制定、運用の監視等を行うことで対応するものとし、当社の全社的な事業の推進に係るリスクについては、重要事項について取締役会、経営会議などにおいて多面的に審議のうえ決定することで対応を図ることとする。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
当社では全社的な目標として年度方針を定め、取締役はその管掌部門においてその方針に基づいた部門別目標を策定し、その実施状況を取締役会あるいは経営会議にて報告することとする。  
また、重要事項については各規則に定める職務分掌及び意思決定のルールに従い取締役会、経営会議などにより充分に審議をすることにより、関連部門における意思統一を得ることで当該事項の効率的な執行を図るものとする。
5. 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当社およびグループ各社については当事業セグメントあるいはグループ会社についてそれぞれを管掌する取締役を任命し内部統制を構築する責任と権限を与えており、一方、これら取締役はその管掌分野について取締役会あるいは経営会議において定期的な業績報告及び内部統制の運用状況の報告を行うこととする。  
また、子会社監査室を設置し、子会社の管掌部門あるいは関連業務部門と連携して子会社の業務プロセス及び経営管理体制の妥当性、効率性の監査を行うものとする。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役の指示に従い職務を補助する部署として内部統制監査室を設置し、専任の使用人を配置するものとする。



7. 上記使用人の取締役からの独立性に関する事項  
内部統制監査室に属する使用人の人事異動については監査役の同意を必要とするものとする。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制  
監査役は取締役会のほか経営会議等に出席し、重要な報告を受けるものとする。  
また、取締役については、法に定める場合の他、経営会議で決議された事項、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、毎月の経営状況として重要な事項、内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項、重要な法令・定款違反、その他コンプライアンスに関する重要な事項等を発見したときは、その事実を監査役会に報告することとする。  
また、取締役および使用人は取締役会と監査役会の協議によって定められたところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告を行うものとする。
9. その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役は代表取締役と定期的に会合をもち、また、必要に応じ都度取締役・使用人と協議し、あるいは報告を求めることができるものとする。  
(注) 平成20年4月1日付で子会社監査室は内部統制監査室に業務を移管しました。

#### <リスク管理体制>

リスク管理体制に関して、経営戦略に係わるリスクについては関連部門においてリスクの分析と対応策の検討を行い、必要に応じて取締役会、経営会議で審議を行っております。日常的な業務運営に係わるリスクについては、その内容に応じて各部門で対応するもののほか、安全衛生委員会、PL委員会、輸出管理委員会、リスクヘッジ委員会等の全社横断的な委員会もしくはプロジェクトチームを編成するなど、経営への影響度により機動的な管理体制を敷いて対応しております。

会社と会社の社外取締役および社外監査役の人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係の概要  
社外取締役 若林寛夫氏は日本シイエムケイ株式会社の社外監査役に就いており、同社は当社の顧客であります。同社との取引は定型的な取引であり、社外取締役個人が直接利害関係を有するものではありません。

#### 会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組みの最近1年間における実施状況

当連結会計年度は、第3年度を迎えた金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の経営者による評価」制度について、2年間の運用結果を踏まえた上で内部統制の基本的枠組みを維持しつつ簡素化・見直しを行い、財務報告の信頼性を確保するべく、文書化された業務プロセスの着実な実行と検証を行ってまいりました。

コンプライアンスについては、1年目、2年目に実施してきた研修内容に通常求められる基準等を追加して、コンプライアンス・マニュアルを作成し、グループ全社の従業員に対し、10ヶ国語に翻訳して配布しました。制度発足3年目となる「アイダグループ企業倫理ホットライン制度」の継続運用と併せて、コンプライアンス違反・行動規範違反等を牽制し、一層のコンプライアンス体制の確立を進めてまいりました。

本年度は新たに「リスクヘッジ委員会」を発足させ、災害対応を含めたリスク管理体制を強化し、当社経営の公正性及び透明性を高め効率的な企業統治体制を確立しております。

#### 3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結しております。

#### 4) 取締役および監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項の取締役及び監査役（取締役及び監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

#### 5) 取締役の定数

当社の取締役は、3名以上11名以内とする旨を定款に定めております。

6) 取締役の選任決議

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。また、取締役の選任については、累積投票によらないものとする旨、定款に定めております。

7) 株主総会の特別決議要件

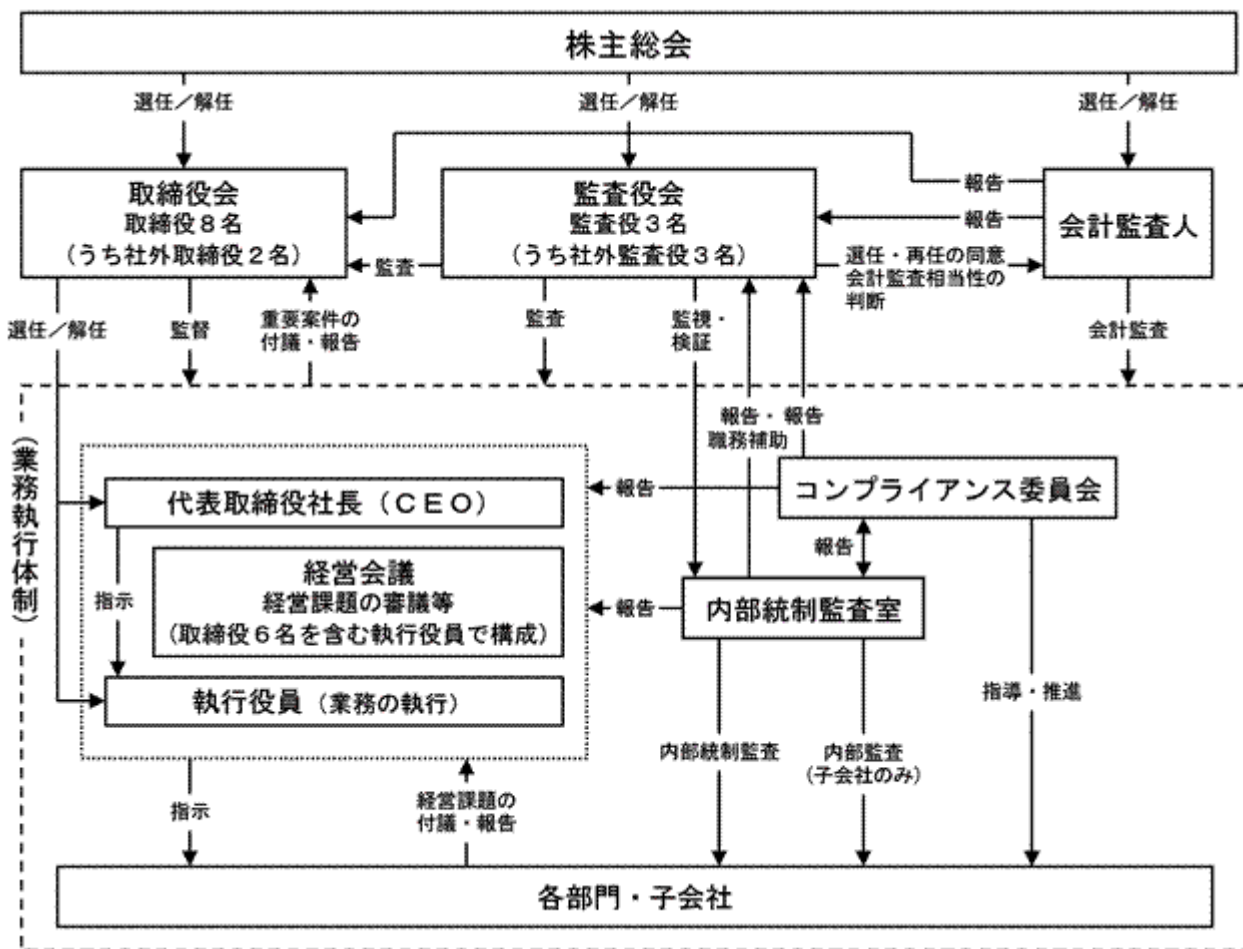
当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

8) 自己の株式の取得

当社は、経済環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

9) 会社のコーポレートガバナンス体制の模式図

当社のコーポレートガバナンス体制の模式図は以下のとおりです。



10) 株式の保有状況

投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

銘柄数 28銘柄

貸借対照表計上額の合計額 3,656百万円

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的  
 前事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)マキタ	450,000	1,386	取引の維持・向上
旭ダイヤモンド工業(株)	453,000	388	取引の維持・向上
オークマ(株)	383,000	261	取引の維持・向上
(株)みずほフィナンシャルグループ	800,800	148	取引の維持・向上
(株)エフテック	100,000	145	取引の維持・向上
(株)牧野フライス製作所	224,009	135	取引の維持・向上
東芝機械(株)	192,000	76	取引の維持・向上
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	146,640	71	取引の維持・向上
日本バルカー工業(株)	330,000	67	取引の維持・向上
(株)横浜銀行	130,540	59	取引の維持・向上

(注) 東芝機械(株)、(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ、日本バルカー工業(株)及び(株)横浜銀行は、貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下であります。上位10銘柄について記載しております。

当事業年度  
 特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)マキタ	450,000	1,741	取引の維持・向上
旭ダイヤモンド工業(株)	453,000	722	取引の維持・向上
オークマ(株)	383,000	260	取引の維持・向上
(株)牧野フライス製作所	224,009	158	取引の維持・向上
(株)エフテック	100,000	138	取引の維持・向上
(株)みずほフィナンシャルグループ	800,800	110	取引の維持・向上
東芝機械(株)	192,000	86	取引の維持・向上
日本バルカー工業(株)	330,000	77	取引の維持・向上
(株)タクマ	238,000	67	取引の維持・向上
第一生命保険(株)	494	61	取引の維持・向上
(株)三菱UFJフィナンシャルグループ	14,640	56	取引の維持・向上
(株)横浜銀行	130,540	51	取引の維持・向上
(株)ヨロズ	11,000	18	取引の維持・向上
(株)エノモト	61,500	14	取引の維持・向上
(株)安川電機製作所	10,000	9	取引の維持・向上
(株)ムロコーポレーション	10,000	6	取引の維持・向上
ダイジェット工業(株)	33,833	4	取引の維持・向上
(株)今仙電機製作所	2,000	2	取引の維持・向上
(株)丸順	3,000	1	取引の維持・向上
三井金属工業(株)	3,052	0	取引の維持・向上
日本シイエムケイ(株)	2,395	0	取引の維持・向上
(株)サンコー	3,600	0	取引の維持・向上

保有目的が純投資目的である投資株式  
 該当事項はありません。

(2)【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく 報酬(百万円)	非監査業務に基づく報 酬(百万円)	監査証明業務に基づく 報酬(百万円)	非監査業務に基づく報 酬(百万円)
提出会社	39	4	43	-
連結子会社	-	-	-	-
計	39	4	43	-

【その他重要な報酬の内容】

前連結会計年度

上記のほか、当社及び海外連結子会社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属している各国の監査法人に監査業務等を委託しております。当社及び海外連結子会社は主にアーンストアンドヤングに監査業務を委託しており、報酬の合計額は、監査業務46百万円、非監査業務10百万円であります。

当連結会計年度

上記のほか、当社及び海外連結子会社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属している各国の監査法人に監査業務等を委託しております。当社及び海外連結子会社はアーンストアンドヤングに監査業務を委託しており、報酬の合計額は、監査業務46百万円であります。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度

当社は監査公認会計士等に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である財務報告に係る内部統制整備に関する助言業務等を委託しております。

当連結会計年度

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の連結財務諸表及び前事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表並びに当連結会計年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の連結財務諸表及び当事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

### 3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、会計基準等の内容及び変更等について適切に把握するために、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、各種情報を取得するとともに、専門的情報を有する団体等が主催するセミナー等に積極的に参加し、連結財務諸表等の適正性確保に取り組んでおります。

1【連結財務諸表等】  
 (1)【連結財務諸表】  
 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	14,726	9,578
受取手形及び売掛金	8,840	14,033
製品	3 3,164	3 3,201
仕掛品	3 8,654	3 8,395
原材料及び貯蔵品	1,683	2,039
繰延税金資産	676	1,045
その他	2,487	3,279
貸倒引当金	106	88
流動資産合計	40,125	41,484
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	1 19,372	1 19,321
減価償却累計額	12,895	13,232
建物及び構築物（純額）	6,476	6,088
機械装置及び運搬具	19,246	7,923
減価償却累計額	14,095	4,495
機械装置及び運搬具（純額）	5,150	3,427
土地	4,762	4,754
リース資産	-	1,172
減価償却累計額	-	125
リース資産（純額）	-	1,047
建設仮勘定	38	19
その他	2,211	2,119
減価償却累計額	1,904	1,899
その他（純額）	306	219
有形固定資産合計	16,735	15,557
無形固定資産		
	729	574
投資その他の資産		
投資有価証券	2 2,933	2 4,442
保険積立金	2,613	3,774
繰延税金資産	38	53
その他	704	1,483
貸倒引当金	14	27
投資その他の資産合計	6,276	9,726
固定資産合計	23,741	25,857
資産合計	63,867	67,342

	前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	2,978	3,963
リース債務	-	121
未払金	1,864	2,511
未払法人税等	118	126
前受金	5,842	7,520
繰延税金負債	-	36
製品保証引当金	1,247	769
賞与引当金	377	543
役員賞与引当金	-	9
受注損失引当金	<sup>3</sup> 615	<sup>3</sup> 52
その他	1,397	1,285
流動負債合計	14,441	16,941
固定負債		
長期借入金	1,000	1,500
リース債務	-	941
長期未払金	278	287
繰延税金負債	1,626	1,955
退職給付引当金	814	435
その他	-	64
固定負債合計	3,719	5,184
負債合計	18,161	22,125
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,831	7,831
資本剰余金	12,991	12,991
利益剰余金	33,326	34,223
自己株式	7,852	9,152
株主資本合計	46,296	45,892
その他の包括利益累計額		
その他の有価証券評価差額金	1,112	1,574
繰延ヘッジ損益	19	42
為替換算調整勘定	1,771	2,280
その他の包括利益累計額合計	640	748
新株予約権	50	71
純資産合計	45,706	45,216
負債純資産合計	63,867	67,342



【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】  
 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)
売上高	34,898	40,989
売上原価	1, 2, 3, 5 32,313	2, 3, 5 33,346
売上総利益	2,585	7,643
販売費及び一般管理費	4, 5 8,114	4, 5 6,181
営業利益又は営業損失( )	5,529	1,461
営業外収益		
受取利息	23	26
受取配当金	52	56
投資有価証券割当益	-	69
為替差益	34	-
補助金収入	127	146
その他	128	134
営業外収益合計	366	433
営業外費用		
支払利息	28	44
為替差損	-	573
支払手数料	6 85	6 59
その他	137	129
営業外費用合計	251	806
経常利益又は経常損失( )	5,414	1,088
特別利益		
固定資産売却益	7 22	7 21
為替換算調整勘定取崩益	205	-
子会社清算益	-	31
その他	1	1
特別利益合計	229	54
特別損失		
固定資産売却損	8 73	8 2
固定資産除却損	9 50	9 3
減損損失	10 1,650	10 7
有害物質処理費用	-	23
ゴルフ会員権評価損	-	12
厚生年金基金脱退拠出金	1,983	-
その他	2	-
特別損失合計	3,761	49
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失( )	8,945	1,093
法人税、住民税及び事業税	131	160
法人税等調整額	3,013	295
法人税等合計	3,144	134
少数株主損益調整前当期純利益	-	1,228
当期純利益又は当期純損失( )	12,090	1,228

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	-	1,228
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	-	462
繰延ヘッジ損益	-	61
為替換算調整勘定	-	508
その他の包括利益合計	-	107 <sup>2</sup>
包括利益	-	1,120 <sup>1</sup>
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	-	1,120

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
前期末残高	7,831	7,831
当期末残高	7,831	7,831
<b>資本剰余金</b>		
前期末残高	12,991	12,991
<b>当期変動額</b>		
自己株式の処分	-	0
<b>当期変動額合計</b>	-	0
当期末残高	12,991	12,991
<b>利益剰余金</b>		
前期末残高	45,736	33,326
連結子会社の決算期の変更に伴う増減	-	12
<b>当期変動額</b>		
剰余金の配当	319	319
当期純利益又は当期純損失( )	12,090	1,228
<b>当期変動額合計</b>	12,409	909
当期末残高	33,326	34,223
<b>自己株式</b>		
前期末残高	7,852	7,852
<b>当期変動額</b>		
自己株式の取得	0	1,300
自己株式の処分	-	0
<b>当期変動額合計</b>	0	1,300
当期末残高	7,852	9,152
<b>株主資本合計</b>		
前期末残高	58,706	46,296
連結子会社の決算期の変更に伴う増減	-	12
<b>当期変動額</b>		
剰余金の配当	319	319
当期純利益又は当期純損失( )	12,090	1,228
自己株式の取得	0	1,300
自己株式の処分	-	0
<b>当期変動額合計</b>	12,410	391
当期末残高	46,296	45,892

	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
<b>その他の包括利益累計額</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
前期末残高	520	1,112
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	591	462
当期変動額合計	591	462
当期末残高	1,112	1,574
<b>繰延ヘッジ損益</b>		
前期末残高	-	19
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	19	61
当期変動額合計	19	61
当期末残高	19	42
<b>為替換算調整勘定</b>		
前期末残高	1,386	1,771
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	385	508
当期変動額合計	385	508
当期末残高	1,771	2,280
<b>その他の包括利益累計額合計</b>		
前期末残高	865	640
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	225	107
当期変動額合計	225	107
当期末残高	640	748
<b>新株予約権</b>		
前期末残高	29	50
当期変動額		
新株予約権の発行	21	20
当期変動額合計	21	20
当期末残高	50	71
<b>純資産合計</b>		
前期末残高	57,869	45,706
連結子会社の決算期の変更に伴う増減	-	12
当期変動額		
剰余金の配当	319	319
当期純利益又は当期純損失（ ）	12,090	1,228
自己株式の取得	0	1,300
自己株式の処分	-	0
新株予約権の発行	21	20
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	225	107
当期変動額合計	12,163	477
当期末残高	45,706	45,216

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失( )	8,945	1,093
減価償却費	2,684	1,403
減損損失	1,650	7
為替換算調整勘定取崩益	205	-
有形固定資産売却損益( は益)	50	19
子会社清算損益( は益)	-	31
固定資産除却損	50	3
貸倒引当金の増減額( は減少)	32	1
賞与引当金の増減額( は減少)	86	165
役員賞与引当金の増減額( は減少)	-	9
製品保証引当金の増減額( は減少)	73	440
退職給付引当金の増減額( は減少)	721	318
受注損失引当金の増減額( は減少)	573	516
受取利息及び受取配当金	76	83
支払利息	28	44
投資有価証券割当益	-	69
売上債権の増減額( は増加)	1,167	3,606
たな卸資産の増減額( は増加)	8,828	482
仕入債務の増減額( は減少)	536	2,090
その他の資産の増減額( は増加)	946	1,412
その他の負債の増減額( は減少)	139	12
その他	37	57
小計	4,926	2,229
利息及び配当金の受取額	72	86
利息の支払額	24	45
法人税等の支払額	116	171
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,857	2,359
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	558	699
有形固定資産の売却による収入	396	103
投資有価証券の取得による支出	-	776
投資有価証券の売却による収入	0	-
長期貸付けによる支出	-	51
子会社の清算による収入	-	41
定期預金の預入による支出	135	-
定期預金の払戻による収入	-	132
その他	3	3
投資活動によるキャッシュ・フロー	294	1,253

	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入れによる収入	131	-
短期借入金の返済による支出	-	113
セールアンドリースバックによる収入	-	339
ファイナンス・リース債務の返済による支出	-	124
長期借入れによる収入	500	500
自己株式の売却による収入	-	0
自己株式の取得による支出	0	1,300
配当金の支払額	318	331
その他	2	-
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>309</b>	<b>1,029</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	151	419
<b>現金及び現金同等物の増減額（は減少）</b>	<b>4,721</b>	<b>5,062</b>
連結子会社の決算期変更に伴う現金及び現金同等物の増加額	-	51
<b>現金及び現金同等物の期首残高</b>	<b>9,859</b>	<b>14,580</b>
<b>現金及び現金同等物の期末残高</b>	<b>14,580</b>	<b>9,569</b>

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
<p>1 連結の範囲に関する事項                      連結子会社の数 16社                      連結子会社名は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため、省略しております。                      当連結会計年度において連結子会社が1社減少しております。これは、在外連結子会社アイダエンジニアリングUK LTD. が清算終了したことによるものです。                      非連結子会社の名称                      アービオテック(株)</p> <p>連結の範囲から除いた理由                      非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等はいずれも僅少であり、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。</p> <p>2 持分法の適用に関する事項                      持分法を適用しない非連結子会社                      アービオテック(株)</p> <p>非連結子会社に持分法を適用しない理由                      非連結子会社の当期純損益及び利益剰余金等はいずれも僅少であり、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため持分法の適用範囲から除外しております。</p> <p>3 連結子会社の事業年度等に関する事項                      連結子会社のうち、会田工程技术有限公司の決算日は12月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上、必要な調整を行っております。</p> <p>4 会計処理基準に関する事項                      (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法                      有価証券                      その他有価証券                      時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定。)                      時価のないもの 移動平均法による原価法</p>	<p>1 連結の範囲に関する事項                      連結子会社の数 16社                      連結子会社名は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため、省略しております。</p> <p>非連結子会社の名称                      会田鍛压机床(南通)有限公司                      会田模具技术有限公司                      連結の範囲から除いた理由                      同左</p> <p>当連結会計年度においてアービオテック(株)が清算終了しております。</p> <p>2 持分法の適用に関する事項                      持分法を適用しない非連結子会社                      会田鍛压机床(南通)有限公司                      会田模具技术有限公司                      非連結子会社に持分法を適用しない理由                      同左</p> <p>3 連結子会社の事業年度等に関する事項                      連結子会社のうち、会田工程技术有限公司の決算日は12月31日であります。従来、連結子会社会田工程技术有限公司は、連結決算日との差異が3ヶ月以内であるため同社の決算日の財務諸表に基づき連結財務諸表を作成し、連結決算日との間に生じた重要な取引について調整を行ってりましたが、より適切な経営情報を把握するため当連結会計年度より連結決算日における仮決算による財務諸表にて連結しております。なお、この変更による当該連結子会社の1月1日から3月31日までの純損失については、連結株主資本等変動計算書における「連結子会社の決算期の変更に伴う増減」として計上しており、現金及び現金同等物の増減については、連結キャッシュ・フロー計算書の「連結子会社の決算期変更に伴う現金及び現金同等物の増加額」として表示しております。</p> <p>4 会計処理基準に関する事項                      (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法                      有価証券                      その他有価証券                      時価のあるもの 同左                      時価のないもの 同左</p>

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
<p>デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務） 時価法 たな卸資産 通常の販売目的で保有するたな卸資産 製品・仕掛品 主として個別法による原価法 （収益性の低下による簿価切下げの方法） 原材料 主として先入先出法による原価法 （収益性の低下による簿価切下げの方法）</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却方法 有形固定資産（リース資産を除く） 当社及び国内連結子会社は主として定率法を採用し、海外連結子会社は主として定額法を採用しております。ただし、一部の当社建物については、定額法を採用しております。 当社の建物及び構築物、機械装置は当社が相当と認められた耐用年数を使用しております。 建物及び構築物 2年～50年 機械装置及び運搬具 2年～9年</p>	<p>デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務） 同左 たな卸資産 通常の販売目的で保有するたな卸資産 製品・仕掛品 同左 原材料 同左</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却方法 有形固定資産（リース資産を除く） 主として定額法を採用しております。 当社の建物及び構築物、機械装置は当社が相当と認められた耐用年数を使用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物及び構築物 2年～50年 機械装置及び運搬具 2年～9年</p> <p>(会計方針の変更) 従来、当社及び国内連結子会社は有形固定資産の減価償却方法として主として定率法を採用する一方、海外連結子会社は主として定額法を採用していましたが、当連結会計年度より主として定額法に統一するように変更しております。 リーマンショック以降の世界経済危機により、当社グループの主要需要業界である自動車、家電・電子部品産業の設備投資が急激に減退したことを踏まえ、当社グループでは今後の中期的な市場動向を慎重に分析した結果、当面は緩やかに受注が回復することが見込まれる一方、中期的には従前のような設備投資水準までの大幅な需要回復は見込めないという判断に至りました。 また、向後の安定した受注を前提にして、前期末にグローバル生産体制の見直しを行い加工設備の選別と集約を実施したことに基づき、現有製造設備の稼働状況を精査した結果、当社グループの製造設備は、使用可能期間中に長期安定的に稼働できることが判明いたしました。 これらの分析、精査の結果、より適切な製造原価の把握と原価管理を行うためには、当該製造設備の使用可能期間中に平均的に減価償却を行う方法である定額法がより合理的であると判断し、今回の変更を行うものです。 この変更に伴い、従来の方法と比較して、当連結会計年度の減価償却費は637百万円減少し、営業利益は525百万円、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ546百万円増加しております。</p>



前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
<p>無形固定資産(リース資産を除く)                      定額法を採用しております。                      なお、ソフトウェア(自社利用)については社内における利用可能見込期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>リース資産(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産)                      リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。                      なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、主として一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>製品保証引当金 製品の引渡後に発生する費用支出に備えるため、主として保証期間内における補修費用の見込額を計上しております。</p> <p>賞与引当金 従業員賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。</p> <p>役員賞与引当金 役員賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。</p> <p>受注損失引当金 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当期末時点で将来の損失が確実に見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて、将来の損失見込額を計上しております。</p>	<p>無形固定資産(リース資産を除く)                      同左</p> <p>リース資産(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産)                      リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロ(リース契約上に残価保証の取り決めがある場合は、当該残価保証額)とする定額法によっております。                      なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>貸倒引当金 同左</p> <p>製品保証引当金 同左</p> <p>賞与引当金 同左</p> <p>役員賞与引当金 同左</p> <p>受注損失引当金 同左</p>

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
<p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、主として当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定年数(10年。ただし、一部の国内連結子会社については5年)による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p> <p>なお、確定給付企業年金制度については、当連結会計年度末において前払年金費用となっており、「投資その他の資産」の「その他」に含めて記載しております。</p> <p>(会計方針の変更)                      当連結会計年度より「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)(企業会計基準第19号 平成20年7月31日 企業会計基準委員会)を適用しております。なお、同会計基準の適用に伴う退職給付債務の変動はないため、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失に与える影響はありません。</p> <p>(4) 重要な収益及び費用の計上基準                      売上高及び売上原価の計上基準                      当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性がみとめられる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については、主に工事完成基準を適用しております。</p> <p>(会計方針の変更)                      当連結会計年度より「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日 企業会計基準委員会)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日 企業会計基準委員会)を適用しております。なお、これにより、当連結会計年度の売上高は3,160百万円増加し、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失は、それぞれ83百万円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>	<p>退職給付引当金 同左</p> <p>(4) 重要な収益及び費用の計上基準                      売上高及び売上原価の計上基準                      同左</p>

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
<p>(5) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>ヘッジ会計の方法                      主として繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象                      (ヘッジ手段) 為替予約及び通貨オプション                      (ヘッジ対象) 外貨建予定取引</p> <p>ヘッジ方針                      デリバティブ取引に関する権限規定及び取引限度額等を定めた内部規定に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法                      ヘッジ対象とヘッジ手段との関係が直接的であるため、ヘッジの有効性の評価を省略しております。</p> <p>(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項                      消費税等の会計処理                      消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。</p> <p>5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項                      全面時価評価法を採用しております。</p> <p>6 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲                      連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、要求払預金及び取得日から3ヵ月以内に満期が到来し、容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なりスクしか負わない短期投資からなっております。</p>	<p>(5) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>ヘッジ会計の方法                      同左</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象                      (ヘッジ手段) 同左                      (ヘッジ対象) 同左</p> <p>ヘッジ方針                      同左</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法                      同左</p> <p>(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲                      連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、要求払預金及び取得日から3ヵ月以内に満期が到来し、容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なりスクしか負わない短期投資からなっております。</p> <p>(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項                      消費税等の会計処理                      同左</p>

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
	(資産除去債務に関する会計基準の適用) 当連結会計年度より「資産除去債務に関する会計基準」 (企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去 債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指 針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。これに よる、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与 える影響は軽微であります。

【表示方法の変更】

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
(連結貸借対照表)  (連結損益計算書) 前連結会計年度において、営業外収益「その他」に含めて 表示しておりました「補助金収入」(前連結会計年度46百 万円)は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当 連結会計年度は区分掲記しております。  (連結キャッシュ・フロー計算書) 前連結会計年度において営業活動によるキャッシュ・フ ローの「その他」に含めて表示しておりました「受注損失 引当金の増減額(は減少)」(前連結会計年度65百万 円)は、重要性が増したため当連結会計年度においては区 分掲記することとしました。	(連結貸借対照表) 「リース資産」は、資産合計の100分の1超となったため、 当連結会計年度より区分掲記しております。なお、前連結会 計年度はリース資産8百万円を有形固定資産「その他」に 含めて表示しております。 流動負債の「リース債務」は重要性が増したため、当連結 会計年度より区分掲記しております。なお、前連結会計年度 はリース債務2百万円を「その他」に含めて表示しており ます。固定負債の「リース債務」は負債純資産合計の100分 の1超となったため、当連結会計年度より区分掲記して おります。なお、前連結会計年度はリース債務5百万円を「長 期末払金」に含めて表示しております。  (連結損益計算書) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22 号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式 及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」 (平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当連 結会計年度では、「少数株主損益調整前当期純利益」の科 目で表示しております。 また、「ゴルフ会員権評価損」は、特別損失の100分の10超 となったため、当連結会計年度より区分掲記しております。 なお、前連結会計年度はゴルフ会員権評価損1百万円を特 別損失「その他」に含めて表示しております。  (連結キャッシュ・フロー計算書) 前連結会計年度において投資活動によるキャッシュ・フ ローの「その他」に含めて表示しておりました「長期貸付 けによる支出」(前連結会計年度13百万円)は、重要性 が増したため当連結会計年度においては区分掲記すること としました。

【追加情報】

前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
	<p>(包括利益の表示に関する会計基準)                      当連結会計年度より、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年 6月30日)を適用しております。ただし、「その他の包括利益累計額」及び「その他の包括利益累計額合計」の前連結会計年度の金額は、「評価・換算差額等」及び「評価・換算差額等合計」の金額を記載しております。</p> <p>(株式給付信託(J-E S O P)における自己株式の処分に関する会計処理方法)                      当社は、平成22年10月29日開催の取締役会において、従業員の報酬の一部と当社の株価や業績との運動性をより高め、株価の変動による経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価上昇及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、「株式給付信託(J-E S O P)」を導入することを決議しました。                      この導入に伴い、平成22年12月 1日付けで自己株式 3,400,000株を資産管理サービス信託銀行(株)(信託E口)へ拋出してあります。                      当該自己株式の処分に関する会計処理については、経済的実態を重視する観点から、当社と信託E口は一体であるとする会計処理をしており、信託E口が所有する当社株式や信託E口の資産及び負債並びに費用及び収益については連結貸借対照表及び連結損益計算書並びに連結キャッシュ・フロー計算書に含めて計上しております。                      このため、平成23年 3月31日現在において信託E口が所有する当社株式3,399,100株を自己株式数に含めて記載しております。</p>

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (平成23年 3月31日)
<p>1 固定資産の取得価額から直接控除した国庫補助金等による圧縮記帳累計額                      建物及び構築物 173百万円</p> <p>2 非連結子会社に対するものは次のとおりであります。                      投資有価証券(株式) 10百万円</p> <p>3 たな卸資産及び受注損失引当金の表示                      将来の損失の発生が確実に見込まれる受注契約に係るたな卸資産は、これに対応する受注損失引当金419百万円(うち、製品に係る受注損失引当金174百万円、仕掛品に係る受注損失引当金245百万円)を相殺表示しております。</p>	<p>1 固定資産の取得価額から直接控除した国庫補助金等による圧縮記帳累計額                      建物及び構築物 173百万円</p> <p>2 非連結子会社に対するものは次のとおりであります。                      投資有価証券(株式) 776百万円</p> <p>3 たな卸資産及び受注損失引当金の表示                      将来の損失の発生が確実に見込まれる受注契約に係るたな卸資産は、これに対応する受注損失引当金486百万円(うち、製品に係る受注損失引当金393百万円、仕掛品に係る受注損失引当金93百万円)を相殺表示しております。</p>

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)																																																																														
<p>1 売上原価 製品の引渡後に発生する費用支出に備えるため、主として保証期間内における補修費用の見込額を計上した製品保証引当金繰入額456百万円を含めております。</p> <p>2 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下げ額 売上原価 259百万円</p> <p>3 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額 969百万円</p> <p>4 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">費目</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>給料及び手当</td> <td style="text-align: right;">2,271</td> </tr> <tr> <td>賞与</td> <td style="text-align: right;">160</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">100</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">787</td> </tr> <tr> <td>福利厚生費</td> <td style="text-align: right;">509</td> </tr> <tr> <td>販売手数料</td> <td style="text-align: right;">159</td> </tr> <tr> <td>広告宣伝費</td> <td style="text-align: right;">44</td> </tr> <tr> <td>旅費交通費</td> <td style="text-align: right;">366</td> </tr> <tr> <td>通信費</td> <td style="text-align: right;">89</td> </tr> <tr> <td>賃借料</td> <td style="text-align: right;">286</td> </tr> <tr> <td>保険料</td> <td style="text-align: right;">141</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">672</td> </tr> <tr> <td>租税公課</td> <td style="text-align: right;">163</td> </tr> <tr> <td>報酬謝礼費</td> <td style="text-align: right;">412</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">10</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">一般管理費</td> <td style="text-align: right;">700百万円</td> </tr> <tr> <td>当期製造費用</td> <td style="text-align: right;">502百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,203百万円</td> </tr> </table> <p>6 支払手数料 コミットメントライン契約及び株券貸借契約解約の手数料であります。</p> <p>7 固定資産売却益 機械装置及び運搬具 20百万円 その他 2百万円 計 22百万円</p> <p>8 固定資産売却損 建物及び構築物 9百万円 機械装置及び運搬具 3百万円 その他 1百万円 土地 58百万円 計 73百万円</p>	費目	金額		百万円	給料及び手当	2,271	賞与	160	賞与引当金繰入額	100	退職給付費用	787	福利厚生費	509	販売手数料	159	広告宣伝費	44	旅費交通費	366	通信費	89	賃借料	286	保険料	141	減価償却費	672	租税公課	163	報酬謝礼費	412	貸倒引当金繰入額	10	一般管理費	700百万円	当期製造費用	502百万円	計	1,203百万円	<p>1</p> <p>2 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下げ額 売上原価 27百万円</p> <p>3 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額 538百万円</p> <p>4 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">費目</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>給料及び手当</td> <td style="text-align: right;">1,731</td> </tr> <tr> <td>賞与</td> <td style="text-align: right;">149</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">206</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">121</td> </tr> <tr> <td>福利厚生費</td> <td style="text-align: right;">373</td> </tr> <tr> <td>販売手数料</td> <td style="text-align: right;">171</td> </tr> <tr> <td>広告宣伝費</td> <td style="text-align: right;">53</td> </tr> <tr> <td>旅費交通費</td> <td style="text-align: right;">337</td> </tr> <tr> <td>通信費</td> <td style="text-align: right;">97</td> </tr> <tr> <td>賃借料</td> <td style="text-align: right;">224</td> </tr> <tr> <td>保険料</td> <td style="text-align: right;">146</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">395</td> </tr> <tr> <td>租税公課</td> <td style="text-align: right;">140</td> </tr> <tr> <td>報酬謝礼費</td> <td style="text-align: right;">429</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">一般管理費</td> <td style="text-align: right;">755百万円</td> </tr> <tr> <td>当期製造費用</td> <td style="text-align: right;">323百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,079百万円</td> </tr> </table> <p>6 支払手数料 コミットメントライン契約に関する手数料であります。</p> <p>7 固定資産売却益 機械装置及び運搬具 21百万円 その他 0百万円 計 21百万円</p> <p>8 固定資産売却損 機械装置及び運搬具 2百万円 その他 0百万円 計 2百万円</p>	費目	金額		百万円	給料及び手当	1,731	賞与	149	賞与引当金繰入額	206	退職給付費用	121	福利厚生費	373	販売手数料	171	広告宣伝費	53	旅費交通費	337	通信費	97	賃借料	224	保険料	146	減価償却費	395	租税公課	140	報酬謝礼費	429	一般管理費	755百万円	当期製造費用	323百万円	計	1,079百万円
費目	金額																																																																														
	百万円																																																																														
給料及び手当	2,271																																																																														
賞与	160																																																																														
賞与引当金繰入額	100																																																																														
退職給付費用	787																																																																														
福利厚生費	509																																																																														
販売手数料	159																																																																														
広告宣伝費	44																																																																														
旅費交通費	366																																																																														
通信費	89																																																																														
賃借料	286																																																																														
保険料	141																																																																														
減価償却費	672																																																																														
租税公課	163																																																																														
報酬謝礼費	412																																																																														
貸倒引当金繰入額	10																																																																														
一般管理費	700百万円																																																																														
当期製造費用	502百万円																																																																														
計	1,203百万円																																																																														
費目	金額																																																																														
	百万円																																																																														
給料及び手当	1,731																																																																														
賞与	149																																																																														
賞与引当金繰入額	206																																																																														
退職給付費用	121																																																																														
福利厚生費	373																																																																														
販売手数料	171																																																																														
広告宣伝費	53																																																																														
旅費交通費	337																																																																														
通信費	97																																																																														
賃借料	224																																																																														
保険料	146																																																																														
減価償却費	395																																																																														
租税公課	140																																																																														
報酬謝礼費	429																																																																														
一般管理費	755百万円																																																																														
当期製造費用	323百万円																																																																														
計	1,079百万円																																																																														

前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)				当連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)					
9 固定資産除却損				9 固定資産除却損					
	建物及び構築物		21百万円		建物及び構築物		1百万円		
	機械装置及び運搬具		14百万円		機械装置及び運搬具		1百万円		
	その他		14百万円		その他		0百万円		
	計		50百万円		計		3百万円		
10 減損損失 (経緯) 当社グループの保有する資産のうち、回収可能価額が帳簿価額を下回るものについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(1,650百万円)として特別損失に計上しております。 (減損損失の金額)				10 減損損失 (経緯) 当社グループの保有する資産のうち、回収可能価額が帳簿価額を下回るものについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(7百万円)として特別損失に計上しております。 (減損損失の金額)					
	用途	種類	場所	金額		用途	種類	場所	金額
	営業所	建物、土地	埼玉県 三郷市	57百万円		工場	土地	英国 ダービー市	7百万円
	営業所	建物	愛知県 小牧市	14百万円					
	工場	建物、土地	英国 ダービー市	3百万円					
	保養所	建物	長野県	1百万円					
		借地権	茅野市	29百万円					
	子会社工場	建物、土地	米国 オハイオ州	1,079百万円					
		機械装置及び 運搬具		260百万円					
		その他		10百万円					
	子会社工場	建物、土地	イタリア レッコ市	181百万円					
		機械装置及び 運搬具		11百万円					
	(グルーピングの方法) 当社グループは、事業用資産については管理会計上の区分で、遊休資産については個別の物件単位でグルーピングを行っております。 (回収可能価額の算定方法等) 回収可能価額は正味売却価額(不動産鑑定評価額等により算定)により算定しております。				(グルーピングの方法) 当社グループは、事業用資産については管理会計上の区分で、遊休資産については個別の物件単位でグルーピングを行っております。 (回収可能価額の算定方法等) 回収可能価額は正味売却価額(不動産鑑定評価額等により算定)により算定しております。				

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

1 当連結会計年度の直前連結会計年度における包括利益	
親会社株主に係る包括利益	11,864百万円
2 当連結会計年度の直前連結会計年度におけるその他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	591百万円
繰延ヘッジ損益	19百万円
為替換算調整勘定	385百万円
計	225百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	79,147,321	-	-	79,147,321

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	15,298,477	1,846	-	15,300,323

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 1,846株

3 新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	平成14年新株予約権	普通株式	36,000 (10,000)	- (-)	- (-)	36,000 (10,000)	-
	平成15年新株予約権	普通株式	149,000	-	-	149,000	-
	平成16年新株予約権	普通株式	513,000 (15,000)	- (-)	- (-)	513,000 (15,000)	-
	平成17年新株予約権	普通株式	886,000 (32,000)	- (5,000)	5,000 (-)	881,000 (37,000)	-
	平成19年新株予約権	普通株式	22,000	-	-	22,000	14
	平成20年新株予約権	普通株式	36,000	-	-	36,000	14
	平成21年新株予約権	普通株式	-	85,000	-	85,000	21
合計			1,642,000 (57,000)	85,000 (5,000)	5,000 (-)	1,722,000 (62,000)	50

(注) 1. 自己新株予約権については、(外書き)により表示しております。

2. 目的となる株式の数の変動事由の概要

平成17年新株予約権の減少は、権利失効によるものであります。

平成21年新株予約権の増加は、発行によるものであります。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	319	5.00	平成21年3月31日	平成21年6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	319	5.00	平成22年3月31日	平成22年6月30日



当連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	79,147,321	-	-	79,147,321

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	15,300,323	3,266,665	1,020	18,565,968

（変動事由の概要）

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

市場買付による増加 3,264,800株  
 単元未満株式の買取りによる増加 1,865株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買増請求に伴う売却による減少 120株  
 株式給付（J-E S O P）に伴う売却による減少 900株

（注）当社は、平成22年10月29日開催の取締役会において、従業員の報酬の一部と当社の株価や業績との連動性をより高め、株価の変動による経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価上昇及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、「株式給付信託（J-E S O P）」を導入することを決議しました。この導入に伴い、平成22年12月1日付けで自己株式3,400,000株を資産管理サービス信託銀行㈱（信託E口）へ拋出してあります。なお、自己株式数については、平成22年3月31日現在において信託E口が所有する当社株式3,399,100株を自己株式数に含めてあります。

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）			当連結会計年度末残高（百万円）
			前連結会計年度末	増加	減少	
提出会社（親会社）	ストック・オプションとしての新株予約権					71
	合計					71

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	319	5.00	平成22年3月31日	平成22年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	383	6.00	平成23年3月31日	平成23年6月30日

（注）平成23年6月29日定時株主総会の決議に基づく配当金の総額には、資産管理サービス信託銀行㈱（信託E口）が所有する当社株式3,399,100株に対する配当金20百万円を含んであります。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に 掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金 14,726百万円 預入期間3ヶ月を超える定期預金 145百万円 <hr/> 現金及び現金同等物 14,580百万円	1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に 掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金 9,578百万円 預入期間3ヶ月を超える定期預金 8百万円 <hr/> 現金及び現金同等物 9,569百万円

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)				当連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)																							
1 リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移 転外のファイナンス・リース取引(借主側)  リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額 及び期末残高相当額  (単位 百万円)				1. ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 有形固定資産 主に当社の生産設備(機械装置及び運搬具)で あります。 リース資産の減価償却の方法 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 「4. 会計処理基準に関する事項(2)重要な減価 償却資産の減価償却方法」に記載のとおりでありま す。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、 リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取 引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会 計処理によっており、その内容は次のとおりであります。 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当 額及び期末残高相当額  (単位 百万円)																							
	取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額		取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額																				
機械装置及び運搬具	3	1	1	機械装置及び運搬具	3	2	0																				
有形固定資産 「その他」 (工具、器具及び備品)	178	98	80	有形固定資産 「その他」 (工具、器具及び備品)	163	115	48																				
無形固定資産 (ソフトウェア)	136	72	63	無形固定資産 (ソフトウェア)	135	99	36																				
合計	318	172	145	合計	302	216	85																				
なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が 有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いた め、支払利子込み法により算定しております。 未経過リース料期末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">60百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">85百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">145百万円</td> </tr> </table> なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リー ス料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める 割合が低いいため、支払利子込み法により算定してお ります。 支払リース料、減価償却費相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">68百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">68百万円</td> </tr> </table> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定 額法によっております。	1年以内	60百万円	1年超	85百万円	合計	145百万円	支払リース料	68百万円	減価償却費相当額	68百万円				なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が 有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いた め、支払利子込み法により算定しております。 (2) 未経過リース料期末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">53百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">32百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">85百万円</td> </tr> </table> なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リー ス料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める 割合が低いいため、支払利子込み法により算定してお ります。 (3) 支払リース料、減価償却費相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">60百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">60百万円</td> </tr> </table> (4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定 額法によっております。	1年以内	53百万円	1年超	32百万円	合計	85百万円	支払リース料	60百万円	減価償却費相当額	60百万円			
1年以内	60百万円																										
1年超	85百万円																										
合計	145百万円																										
支払リース料	68百万円																										
減価償却費相当額	68百万円																										
1年以内	53百万円																										
1年超	32百万円																										
合計	85百万円																										
支払リース料	60百万円																										
減価償却費相当額	60百万円																										
2 オペレーティング・リース取引(借主側) 解約不能のものに係る未経過リース料 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">178百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">373百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">551百万円</td> </tr> </table>	1年以内	178百万円	1年超	373百万円	合計	551百万円				2 オペレーティング・リース取引(借主側) 解約不能のものに係る未経過リース料 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">167百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">243百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">410百万円</td> </tr> </table>	1年以内	167百万円	1年超	243百万円	合計	410百万円											
1年以内	178百万円																										
1年超	373百万円																										
合計	551百万円																										
1年以内	167百万円																										
1年超	243百万円																										
合計	410百万円																										

(金融商品関係)

前連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

(追加情報)

当連結会計年度より「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日改正 企業会計基準委員会)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日 企業会計基準委員会)を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達は金融機関からの借入によっております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。またグローバルに事業展開をしていることから生じる外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、為替変動リスクを軽減するため、先物為替予約等を利用してヘッジしております。

営業債務である買掛金は、ほとんどが6ヶ月以内の期日であります。また、その一部には、原材料等の輸入に伴う外貨建のものがあり、為替変動のリスクに晒されておりますが、恒常的に同じ外貨建の営業債権の範囲内にあります。

長期借入金及びファイナンスリース取引に係るリース債務は、主に設備投資、研究開発投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済期日は最長で5年以内であります。

投資有価証券は、主として株式であり、価格変動のリスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債権債務に係る為替変動のリスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引、通貨オプション取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について営業本部及びサービス本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社においても、当社の債権管理規程に準じて、同様の処理を行っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、信頼性の高い金融機関とのみ取引を行っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

市場リスクの管理

当社グループは、外貨建の営業債権債務について、為替の変動リスクを回避するため先物為替予約等によるヘッジをしております。

デリバティブ取引については、デリバティブ取引に関する権限規定及び取引限度額等を定めた内部規定に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定において変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）を参照ください。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	14,726	14,726	-
(2) 受取手形及び売掛金	8,840	8,840	-
(3) 投資有価証券 その他有価証券	2,861	2,861	-
資産計	26,428	26,428	-
(1) 買掛金	2,978	2,978	-
(2) 未払金	1,864	1,864	-
(3) 長期借入金	1,000	1,004	4
負債計	5,842	5,847	4
ヘッジ会計が適用されていないデリバ ティブ取引（ ）	(18)	(18)	-
ヘッジ会計が適用されているデリバ ティブ取引（ ）	32	32	-

（ ） デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、（有価証券関係）注記を参照ください。

負 債

(1) 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

(デリバティブ取引関係)注記を参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
その他有価証券	
非上場株式	62
非連結子会社株式	10

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(3)投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 満期のある金銭債権及び有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	14,703	-	-	-
受取手形及び売掛金	8,840	-	-	-
合計	23,544	-	-	-

(注4) 長期借入金、リース債務の連結決算日後の返済予定額

連結附属明細表の「借入金等明細表」をご参照ください。

当連結会計年度（自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に関する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達は金融機関からの借入によっております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。またグローバルに事業展開をしていることから生じる外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されていますが、為替変動リスクを軽減するため、先物為替予約等を利用してヘッジしております。

営業債務である買掛金は、ほとんどが6ヶ月以内の期日であります。また、その一部には、原材料等の輸入に伴う外貨建のものがあり、為替変動のリスクに晒されておりますが、恒常的に同じ外貨建の営業債権の範囲内にあります。

長期借入金及びファイナンスリース取引に係るリース債務は、主に設備投資、研究開発投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済期日は最長で5年以内であります。

投資有価証券は、主として株式であり、価格変動のリスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債権債務に係る為替変動のリスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引、通貨オプション取引であります。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について営業及びサービス担当部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社においても、当社の債権管理規程に準じて、同様の処理を行っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、信頼性の高い金融機関とのみ取引を行っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

市場リスクの管理

当社グループは、外貨建の営業債権債務について、為替の変動リスクを回避するため先物為替予約等によるヘッジをしております。

デリバティブ取引については、デリバティブ取引に関する権限規定及び取引限度額等を定めた内部規定に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定において変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）を参照ください）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	9,578	9,578	-
(2) 受取手形及び売掛金	14,033	14,033	-
(3) 投資有価証券 その他有価証券	3,603	3,603	-
資産計	27,215	27,215	-
(1) 買掛金	3,963	3,963	-
(2) 未払金	2,511	2,511	-
(3) 長期借入金	1,500	1,508	8
(4) リース債務（1年以内に返済予定 のものを含む）	1,062	1,085	22
負債計	9,037	9,069	31
ヘッジ会計が適用されていないデリバ ティブ取引（ ）	65	65	-
ヘッジ会計が適用されているデリバ ティブ取引（ ）	(78)	(78)	-

（ ） デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、（有価証券関係）注記を参照ください。

負 債

(1) 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(4) リース債務

これらの時価は元利金の合計額を新規に同様のリースを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。



(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
その他有価証券	
非上場株式	62
非連結子会社株式	776

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(3)投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 満期のある金銭債権及び有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	9,553	-	-	-
受取手形及び売掛金	14,033	-	-	-
合計	23,587	-	-	-

(注4) 長期借入金、リース債務の連結決算日後の返済予定額

連結附属明細表の「借入金等明細表」をご参照ください。

(有価証券関係)

前連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

(1) その他有価証券

区分	連結決算日における 連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの 株式	2,860	1,019	1,841
小計	2,860	1,019	1,841
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの 株式	0	1	0
小計	0	1	0
合計	2,861	1,020	1,840

(注) 表中の取得原価は減損処理後の帳簿価額であります。

(2) 当連結会計年度中に売却したその他有価証券  
該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

(1) その他有価証券

区分	連結決算日における 連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの 株式	3,484	953	2,530
小計	3,484	953	2,530
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの 株式	119	135	16
小計	119	135	16
合計	3,603	1,088	2,513

(注) 表中の取得原価は減損処理後の帳簿価額であります。

(2) 当連結会計年度中に売却したその他有価証券  
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引  
 通貨関連

(単位:百万円)

	種類	契約額等	契約額等のうち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル(ユーロ買)	1,518	377	64	64
	ユーロ(円買)	113	-	7	7
	買建				
	米ドル(円売)	465	-	1	1
	米ドル(ユーロ売)	482	-	41	41
	円(米ドル売)	15	-	0	0
	ユーロ(米ドル売)	2	-	0	0
	通貨オプション取引				
	売建				
	ユーロ・コール (オプション料)	701 ( 11)	- ( - )	- ( 9)	- ( 1)
買建					
ユーロ・プット (オプション料)	701 (11)	- ( - )	- ( 8)	- ( 3)	
	合計	4,001 ( - )	377 ( - )	16 ( 1)	16 ( 1)

(注) 時価の算定方法

為替予約取引 取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

通貨オプション取引 取引金融機関から提示されたオプション料の時価評価を記載しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引  
 通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価
原則的処理方法	通貨オプション取引	外貨建 予定取引			
	売建				
	米ドル・コール (オプション料)		457 ( 14)	- ( -)	- ( 24)
	ユーロ・コール (オプション料)		863 ( 26)	- ( -)	- ( 0)
	買建				
	米ドル・プット (オプション料)		457 (14)	- ( -)	- (7)
	ユーロ・プット (オプション料)		863 (26)	- ( -)	- (49)
	合計			2,642 ( -)	- ( -)

(注) 時価の算定方法

通貨オプション取引 取引金融機関から提示されたオプション料の時価評価を記載しております。

当連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引  
 通貨関連

（単位：百万円）

	種類	契約額等	契約額等のうち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	ユーロ（円買）	531	-	10	10
	米ドル（ユーロ買）	1,030	-	25	25
	円（米ドル買）	27	-	0	0
	買建				
	円（米ドル売）	28	-	0	0
	米ドル（ユーロ売）	65	-	1	1
	ユーロ（米ドル売）	759	49	56	56
	GBP（米ドル売）	13	-	0	0
	通貨オプション取引				
	売建				
	ユーロ・コール （オプション料）	290 ( 4)	- ( - )	- ( 8)	- ( 4)
	買建				
	ユーロ・プット （オプション料）	290 (4)	- ( - )	- (4)	- ( 0)
	合計	3,037 ( - )	49 ( - )	69 ( 4)	69 ( 4)

（注）時価の算定方法

為替予約取引 取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

通貨オプション取引 取引金融機関から提示されたオプション料の時価評価を記載しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引  
 通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価	
原則的処理方法	為替予約取引					
	売建					
	ユーロ		176	-	1	
	買建					
	米ドル		29	-	0	
	通貨オプション取引					
	売建					
	米ドル・コール (オプション料)	外貨建 予定取引	3,402 ( 82)	551 ( 16)	- ( 40)	
	ユーロ・コール (オプション料)		1,399 ( 50)	662 ( 26)	- ( 28)	
	米ドル・プット (オプション料)		239 ( 5)	- ( -)	- ( 0)	
	ユーロ・プット (オプション料)		520 ( 20)	- ( -)	- (18)	
	買建					
	米ドル・プット (オプション料)		3,402 (82)	551 (16)	- ( 27)	
	ユーロ・プット (オプション料)		1,399 (50)	662 (26)	- ( 22)	
	米ドル・コール (オプション料)		239 (5)	- ( -)	- ( 1)	
	ユーロ・コール (オプション料)		520 (20)	- ( -)	- (24)	
	合計			11,329 ( -)	2,428 ( -)	0 ( 77)

(注) 時価の算定方法

為替予約取引 取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。  
 通貨オプション取引 取引金融機関から提示されたオプション料の時価評価を記載しております。

(退職給付関係)

前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)																												
<p>1 採用している退職給付制度の概要</p> <p>当社及び国内連結子会社は、確定給付型の制度として厚生年金基金制度及び適格退職年金制度を設けておりましたが、確定拠出年金法の施行に伴い、平成16年4月1日より、退職金の一部について確定給付型の適格退職年金制度から確定拠出型年金制度に移行し、平成21年6月1日より、適格退職年金制度を廃止し、確定給付企業年金の「キャッシュバランスプラン」及び一部を確定拠出型年金制度に移行するとともに、当社の退職年金制度に占める確定拠出型年金の割合を増加しております。</p> <p>なお、在外連結子会社の一部は確定給付型または確定拠出型の退職給付制度を設けております。</p> <p>また、当社及び国内連結子会社は総合設立型の厚生年金基金制度である日本工作機械関連工業厚生年金基金から平成22年3月31日付けで脱退しております。脱退に伴い、「厚生年金基金脱退拠出金」1,983百万円を特別損失に計上しております。</p>	<p>1 採用している退職給付制度の概要</p> <p>当社及び国内連結子会社は、確定給付型の制度として厚生年金基金制度及び適格退職年金制度を設けておりましたが、確定拠出年金法の施行に伴い、平成16年4月1日より、退職金の一部について確定給付型の適格退職年金制度から確定拠出型年金制度に移行し、平成21年6月1日より、適格退職年金制度を廃止し、確定給付企業年金の「キャッシュバランスプラン」及び一部を確定拠出型年金制度に移行するとともに、当社の退職年金制度に占める確定拠出型年金の割合を増加しております。</p> <p>なお、在外連結子会社の一部は確定給付型または確定拠出型の退職給付制度を設けております。</p>																												
<p>2 退職給付債務及びその内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位 百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>退職給付債務</td><td style="text-align: right;">4,761</td></tr> <tr><td>年金資産</td><td style="text-align: right;">3,817</td></tr> <tr><td>未積立退職給付債務</td><td style="text-align: right;">944</td></tr> <tr><td>未認識数理計算上の差異</td><td style="text-align: right;">575</td></tr> <tr><td>連結貸借対照表計上額純額</td><td style="text-align: right;">368</td></tr> <tr><td>前払年金費用</td><td style="text-align: right;">445</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">814</td></tr> </table> <p>(注) 在外連結子会社の一部は、退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用しております。</p>	退職給付債務	4,761	年金資産	3,817	未積立退職給付債務	944	未認識数理計算上の差異	575	連結貸借対照表計上額純額	368	前払年金費用	445	退職給付引当金	814	<p>2 退職給付債務及びその内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位 百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>退職給付債務</td><td style="text-align: right;">3,998</td></tr> <tr><td>年金資産</td><td style="text-align: right;">3,377</td></tr> <tr><td>未積立退職給付債務</td><td style="text-align: right;">620</td></tr> <tr><td>未認識数理計算上の差異</td><td style="text-align: right;">645</td></tr> <tr><td>連結貸借対照表計上額純額</td><td style="text-align: right;">25</td></tr> <tr><td>前払年金費用</td><td style="text-align: right;">461</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">435</td></tr> </table> <p>(注) 在外連結子会社の一部は、退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用しております。</p>	退職給付債務	3,998	年金資産	3,377	未積立退職給付債務	620	未認識数理計算上の差異	645	連結貸借対照表計上額純額	25	前払年金費用	461	退職給付引当金	435
退職給付債務	4,761																												
年金資産	3,817																												
未積立退職給付債務	944																												
未認識数理計算上の差異	575																												
連結貸借対照表計上額純額	368																												
前払年金費用	445																												
退職給付引当金	814																												
退職給付債務	3,998																												
年金資産	3,377																												
未積立退職給付債務	620																												
未認識数理計算上の差異	645																												
連結貸借対照表計上額純額	25																												
前払年金費用	461																												
退職給付引当金	435																												
<p>3 退職給付費用の内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位 百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>勤務費用</td><td style="text-align: right;">947</td></tr> <tr><td>利息費用</td><td style="text-align: right;">91</td></tr> <tr><td>期待運用収益</td><td style="text-align: right;">68</td></tr> <tr><td>過去勤務債務の費用処理額</td><td style="text-align: right;">437</td></tr> <tr><td>数理計算上の差異の費用処理額</td><td style="text-align: right;">210</td></tr> <tr><td>確定拠出年金の掛金支払額</td><td style="text-align: right;">171</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td style="text-align: right;">913</td></tr> </table> <p>上記のほか、総合型厚生年金基金掛金として拠出した金額は217百万円であります。</p> <p>なお、簡便法を採用している在外連結子会社の退職給付費用は、「勤務費用」に計上しております。</p>	勤務費用	947	利息費用	91	期待運用収益	68	過去勤務債務の費用処理額	437	数理計算上の差異の費用処理額	210	確定拠出年金の掛金支払額	171	退職給付費用	913	<p>3 退職給付費用の内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位 百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>勤務費用</td><td style="text-align: right;">200</td></tr> <tr><td>利息費用</td><td style="text-align: right;">79</td></tr> <tr><td>期待運用収益</td><td style="text-align: right;">76</td></tr> <tr><td>過去勤務債務の費用処理額</td><td style="text-align: right;">-</td></tr> <tr><td>数理計算上の差異の費用処理額</td><td style="text-align: right;">164</td></tr> <tr><td>確定拠出年金の掛金支払額</td><td style="text-align: right;">114</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td style="text-align: right;">482</td></tr> </table> <p>なお、簡便法を採用している在外連結子会社の退職給付費用は、「勤務費用」に計上しております。</p>	勤務費用	200	利息費用	79	期待運用収益	76	過去勤務債務の費用処理額	-	数理計算上の差異の費用処理額	164	確定拠出年金の掛金支払額	114	退職給付費用	482
勤務費用	947																												
利息費用	91																												
期待運用収益	68																												
過去勤務債務の費用処理額	437																												
数理計算上の差異の費用処理額	210																												
確定拠出年金の掛金支払額	171																												
退職給付費用	913																												
勤務費用	200																												
利息費用	79																												
期待運用収益	76																												
過去勤務債務の費用処理額	-																												
数理計算上の差異の費用処理額	164																												
確定拠出年金の掛金支払額	114																												
退職給付費用	482																												
<p>4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>割引率</td><td style="text-align: right;">2.0%</td></tr> <tr><td>期待運用収益率</td><td style="text-align: right;">2.0%</td></tr> <tr><td>退職給付見込額の期間配分方法</td><td style="text-align: right;">期間定額基準</td></tr> <tr><td>数理計算上の差異の処理年数</td><td style="text-align: right;">5年及び10年</td></tr> </table>	割引率	2.0%	期待運用収益率	2.0%	退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	数理計算上の差異の処理年数	5年及び10年	<p>4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>割引率</td><td style="text-align: right;">2.0%</td></tr> <tr><td>期待運用収益率</td><td style="text-align: right;">2.0%</td></tr> <tr><td>退職給付見込額の期間配分方法</td><td style="text-align: right;">期間定額基準</td></tr> <tr><td>数理計算上の差異の処理年数</td><td style="text-align: right;">5年及び10年</td></tr> </table>	割引率	2.0%	期待運用収益率	2.0%	退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	数理計算上の差異の処理年数	5年及び10年												
割引率	2.0%																												
期待運用収益率	2.0%																												
退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																												
数理計算上の差異の処理年数	5年及び10年																												
割引率	2.0%																												
期待運用収益率	2.0%																												
退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																												
数理計算上の差異の処理年数	5年及び10年																												

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

1. 当該連結会計年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費の役員報酬 21百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成13年 ストック・オプション	平成14年 ストック・オプション	平成15年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社取締役6名 当社使用人20名 (注)2	当社取締役8名 当社使用人22名	当社取締役7名 当社使用人13名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 500,000株 (注)2	普通株式 410,000株	普通株式 330,000株
付与日	平成13年12月12日	平成15年3月24日	平成16年1月29日
権利確定条件	付与日(平成13年12月12日)以降、権利確定日(平成15年7月1日)まで継続して勤務していること。 (注)3	付与日(平成15年3月24日)以降、権利確定日(平成16年7月1日)まで継続して勤務していること。 (注)3	付与日(平成16年1月29日)以降、権利確定日(平成17年7月1日)まで継続して勤務していること。 (注)3
対象勤務期間	平成13年12月12日 ~平成15年7月1日	平成15年3月24日 ~平成16年7月1日	平成16年1月29日 ~平成17年7月1日
権利行使期間	平成15年7月1日 ~平成23年3月31日	平成16年7月1日 ~平成24年3月31日	平成17年7月1日 ~平成25年3月31日

	平成16年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社取締役7名 当社使用人136名 当社子会社の取締役1名 当社子会社の使用人8名	当社取締役7名 当社使用人667名 当社子会社の取締役1名 当社子会社の使用人76名	当社取締役4名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 589,000株	普通株式 924,000株	普通株式 22,000株
付与日	平成17年2月10日	平成17年9月30日	平成19年9月26日
権利確定条件	付与日(平成17年2月10日)以降、権利確定日(平成18年7月1日)まで継続して勤務していること。 (注)3	付与日(平成17年9月30日)以降、権利確定日(平成19年7月1日)まで継続して勤務していること。 (注)3	付与日(平成19年9月26日)から取締役退任日まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成17年2月10日 ~平成18年7月1日	平成17年9月30日 ~平成19年7月1日	平成19年9月26日から 取締役退任日
権利行使期間	平成18年7月1日 ~平成26年3月31日	平成19年7月1日 ~平成27年3月31日	平成19年9月27日 ~平成49年9月26日



	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社取締役6名	当社取締役6名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 36,000株	普通株式 85,000株
付与日	平成20年9月25日	平成21年9月25日
権利確定条件	付与日(平成20年9月25日)から取締役退任日まで継続して勤務していること。	付与日(平成21年9月25日)から取締役退任日まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成20年9月25日から 取締役退任日	平成21年9月25日から 取締役退任日
権利行使期間	平成20年9月26日 ~平成50年9月25日	平成21年9月26日 ~平成51年9月25日

(注)1 株式数に換算して記載しております。

- 平成13年6月28日開催の第66回定時株主総会決議による付与対象者(使用人)が付与日までに1名退職したため、実際の付与対象者は当社使用人19名、付与株式数は計490,000株となっております。
- 役員の前任による退任等や従業員の定年による退職等、当社と付与対象者の契約書に基づく場合はこの限りではありません。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

	平成12年 ストック ・オブ ション	平成13年 ストック ・オブ ション	平成14年 ストック ・オブ ション	平成15年 ストック ・オブ ション	平成16年 ストック ・オブ ション	平成17年 ストック ・オブ ション	平成19年 ストック ・オブ ション	平成20年 ストック ・オブ ション	平成21年 ストック ・オブ ション
権利確定前									
期首(株)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
付与(株)	-	-	-	-	-	-	-	-	85,000
失効(株)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-	-	-	-	-	-	85,000
未確定残(株)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
権利確定後									
期首(株)	125,000	100,000	36,000	149,000	513,000	886,000	22,000	36,000	-
権利確定(株)	-	-	-	-	-	-	-	-	85,000
権利行使(株)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
失効(株)	125,000	-	-	-	-	5,000	-	-	-
未行使残(株)	-	100,000	36,000	149,000	513,000	881,000	22,000	36,000	85,000

単価情報

	平成12年 ストック ・オブ ション	平成13年 ストック ・オブ ション	平成14年 ストック ・オブ ション	平成15年 ストック ・オブ ション	平成16年 ストック ・オブ ション	平成17年 ストック ・オブ ション	平成19年 ストック ・オブ ション	平成20年 ストック ・オブ ション	平成21年 ストック ・オブ ション
権利行使価格(円)	519	374	304	388	563	725	1	1	1
行使時平均株価 (円)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
付与日における公正な 評価単価(円)	-	-	-	-	-	-	655	407	254

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単位の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性 40.63%

過去6年の日次株価（平成15年9月26日から平成21年9月25日までの各取引日における終値）に基づき算定しております。

予想残存期間 6年

過去の取締役在任期間の実績に基づいて見積もっております。

予想配当 10円/株

直近2期（平成20年3月期及び平成21年3月期）の実績配当金の単純平均値によっております。

無リスク利率 0.71%

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

当連結会計年度（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

1. 当該連結会計年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費の役員報酬 20百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成14年 ストック・オプション	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社取締役8名 当社使用人22名	当社取締役7名 当社使用人13名	当社取締役7名 当社使用人136名 当社子会社の取締役1名 当社子会社の使用人8名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 410,000株	普通株式 330,000株	普通株式 589,000株
付与日	平成15年3月24日	平成16年1月29日	平成17年2月10日
権利確定条件	付与日(平成15年3月24日)以降、権利確定日(平成16年7月1日)まで継続して勤務していること。 (注)2	付与日(平成16年1月29日)以降、権利確定日(平成17年7月1日)まで継続して勤務していること。 (注)2	付与日(平成17年2月10日)以降、権利確定日(平成18年7月1日)まで継続して勤務していること。 (注)2
対象勤務期間	平成15年3月24日 ～平成16年7月1日	平成16年1月29日 ～平成17年7月1日	平成17年2月10日 ～平成18年7月1日
権利行使期間	平成16年7月1日 ～平成24年3月31日	平成17年7月1日 ～平成25年3月31日	平成18年7月1日 ～平成26年3月31日

	平成17年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社取締役7名 当社使用人667名 当社子会社の取締役1名 当社子会社の使用人76名	当社取締役4名	当社取締役6名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 924,000株	普通株式 22,000株	普通株式 36,000株
付与日	平成17年9月30日	平成19年9月26日	平成20年9月25日
権利確定条件	付与日(平成17年9月30日)以降、権利確定日(平成19年7月1日)まで継続して勤務していること。 (注)2	付与日(平成19年9月26日)から取締役退任日まで継続して勤務していること。	付与日(平成20年9月25日)から取締役退任日まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成17年9月30日 ～平成19年7月1日	平成19年9月26日から 取締役退任日	平成20年9月25日から 取締役退任日
権利行使期間	平成19年7月1日 ～平成27年3月31日	平成19年9月27日 ～平成49年9月26日	平成20年9月26日 ～平成50年9月25日

	平成21年 ストック・オプション	平成22年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社取締役6名	当社取締役6名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 85,000株	普通株式 79,000株
付与日	平成21年9月25日	平成22年9月24日
権利確定条件	付与日(平成21年9月25日)から取締役退任日まで継続して勤務していること。	付与日(平成22年9月24日)から取締役退任日まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成21年9月25日から 取締役退任日	平成22年9月24日から 取締役退任日
権利行使期間	平成21年9月26日 ～平成51年9月25日	平成22年9月25日 ～平成52年9月24日

(注)1 株式数に換算して記載しております。

2 役員の辞任による退任等や従業員の定年による退職等、当社と付与対象者の契約書に基づく場合はこの限りではありません。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

	平成13年 ストック ・オブ ション	平成14年 ストック ・オブ ション	平成15年 ストック ・オブ ション	平成16年 ストック ・オブ ション	平成17年 ストック ・オブ ション	平成19年 ストック ・オブ ション	平成20年 ストック ・オブ ション	平成21年 ストック ・オブ ション	平成22年 ストック ・オブ ション
権利確定前									
期首(株)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
付与(株)	-	-	-	-	-	-	-	-	79,000
失効(株)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-	-	-	-	-	-	79,000
未確定残(株)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
権利確定後									
期首(株)	100,000	36,000	149,000	513,000	881,000	22,000	36,000	85,000	-
権利確定(株)	-	-	-	-	-	-	-	-	79,000
権利行使(株)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
失効(株)	100,000	-	-	3,000	7,000	-	-	-	-
未行使残(株)	-	36,000	149,000	510,000	874,000	22,000	36,000	85,000	79,000

単価情報

	平成13年 ストック ・オブ ション	平成14年 ストック ・オブ ション	平成15年 ストック ・オブ ション	平成16年 ストック ・オブ ション	平成17年 ストック ・オブ ション	平成19年 ストック ・オブ ション	平成20年 ストック ・オブ ション	平成21年 ストック ・オブ ション	平成22年 ストック ・オブ ション
権利行使価格(円)	374	304	388	563	725	1	1	1	1
行使時平均株価 (円)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
付与日における公正な 評価単価(円)	-	-	-	-	-	655	407	254	264

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性 41.40%

過去6年の日次株価(平成16年9月25日から平成22年9月24日までの各取引日における終値)に基づき算定しております。

予想残存期間 6年

過去の取締役在任期間の実績に基づいて見積もっております。

予想配当 5円/株

直近2期(平成21年3月期及び平成22年3月期)の実績配当金の単純平均値によっております。

無リスク利率 0.37%

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位 百万円)</p> <p>繰延税金資産</p> <p>流動資産</p> <p>たな卸資産評価損 705</p> <p>製品保証引当金 455</p> <p>賞与引当金 155</p> <p>その他 226</p> <p style="border-top: 1px solid black;">計 1,543</p> <p>固定資産</p> <p>減価償却費 1,496</p> <p>ゴルフ会員権評価損 23</p> <p>長期未払金 110</p> <p>繰越欠損金 4,553</p> <p>その他 286</p> <p style="border-top: 1px solid black;">計 6,470</p> <p>繰延税金資産小計 8,013</p> <p>評価性引当額 7,269</p> <p style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産合計 743</p> <p>繰延税金負債</p> <p>流動負債 16</p> <p>固定負債</p> <p>子会社未分配利益 146</p> <p>買換資産圧縮積立金 665</p> <p>退職給付引当金 87</p> <p>その他有価証券評価差額金 728</p> <p>その他 9</p> <p style="border-top: 1px solid black;">計 1,637</p> <p>繰延税金負債合計 1,653</p> <p>繰延税金資産(負債)の純額 910</p>	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位 百万円)</p> <p>繰延税金資産</p> <p>たな卸資産評価損 693</p> <p>製品保証引当金 257</p> <p>賞与引当金 206</p> <p>減価償却費 1,385</p> <p>ゴルフ会員権評価損 9</p> <p>長期未払金 106</p> <p>繰越欠損金 4,435</p> <p>その他 505</p> <p style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産小計 7,600</p> <p>評価性引当額 6,453</p> <p style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産合計 1,146</p> <p>繰延税金負債</p> <p>子会社未分配利益 152</p> <p>買換資産圧縮積立金 658</p> <p>退職給付引当金 187</p> <p>その他有価証券評価差額金 995</p> <p>その他 46</p> <p style="border-top: 1px solid black;">繰延税金負債合計 2,039</p> <p>繰延税金資産(負債)の純額 893</p>
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>税金等調整前当期純損失を計上しているため、当該税率差異の項目別の内訳の記載を省略しております。</p>	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(%)</p> <p>法定実効税率 40.6</p> <p>(調整)</p> <p>交際費等永久に損金に算入されない項目 5.7</p> <p>受取配当金等永久に益金に算入されない項目 1.1</p> <p>住民税均等割 1.6</p> <p>子会社適用税率差異 4.3</p> <p>評価性引当額の増減 54.3</p> <p>その他 0.5</p> <p style="border-top: 1px solid black;">税効果会計適用後の法人税等の負担率 12.3</p>

(資産除去債務関係)

当連結会計年度末(平成23年3月31日)  
 重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

当社及び連結子会社は、主に鍛圧機械とこれに付帯する装置等を製造・販売しており、当連結会計年度については、全セグメントの売上高の合計、営業利益又は営業損失及び全セグメントの資産の金額の合計額に占めるそれらの事業区分の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益							
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	17,956	6,620	3,089	7,233	34,898	-	34,898
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	6,933	414	541	681	8,570	(8,570)	-
計	24,889	7,034	3,630	7,914	43,469	(8,570)	34,898
営業費用	27,352	6,975	4,430	10,333	49,091	(8,663)	40,427
営業利益又は営業損失( )	2,462	59	800	2,418	5,622	93	5,529
資産	61,215	10,565	4,084	7,382	83,247	(19,379)	63,867

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) アジア ..... 中国・香港、シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、インド

(2) 米州 ..... 米国、カナダ、メキシコ、ブラジル

(3) 欧州 ..... イタリア、ドイツ、イギリス、フランス、チェコ

3 営業費用のうち、「消去又は全社」の欄に含めた配賦不能の営業費用はありません。

4 資産のうち、「消去又は全社」の欄に含めた全社資産の金額はありません。

5 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の「4 会計処理基準に関する事項(4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおり、当連結会計年度より「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号平成19年12月27日 企業会計基準委員会)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号平成19年12月27日 企業会計基準委員会)を適用しております。これによる影響額は次のとおりであります。

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高	1,615	641	100	1,570	3,927	(767)	3,160
営業利益又は営業損失( )	22	11	18	67	83	-	83

【海外売上高】

前連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

	アジア	米州	欧州	その他の地域	計
海外売上高（百万円）	6,557	3,371	6,961	0	16,890
連結売上高（百万円）					34,898
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	18.8	9.7	19.9	0.0	48.4

（注）1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

- (1) アジア ..... 中国、タイ、マレーシア、インドネシア、韓国、インド
- (2) 米州 ..... 米国、カナダ、メキシコ、ブラジル
- (3) 欧州 ..... イタリア、イギリス、ドイツ、チェコ、トルコ、ウクライナ
- (4) その他の地域 ..... オーストラリア

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

4 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の「4 会計処理基準に関する事項（4）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおり、当連結会計年度より「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日 企業会計基準委員会）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日 企業会計基準委員会）を適用しております。これによる影響額は次のとおりであります。

	アジア	米州	欧州	その他の地域	計
海外売上高（百万円）	738	242	1,418	-	2,399
連結売上高（百万円）					3,160

【セグメント情報】

(追加情報)

当連結会計年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、経営者が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループの事業は、鍛圧機械とこれに付帯する装置等の製造及び販売並びにサービス等付随業務の単一事業であります。国内においては当社が主体となり、海外においてはアジア(主に中国・香港、シンガポール、マレーシア)、米州(主に米国)、欧州(主にイタリア)の各現地法人が担当しております。現地法人はそれぞれ独立した経営単位であり、取り扱う製品について各地域の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社グループは製造及び販売並びにサービスの体制を基礎とした地域別のセグメントから構成されており、「日本」、「アジア」、「米州」及び「欧州」の4つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている地域セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益であります。セグメント間の内部利益及び振替高は市場価格等に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	連結 財務諸表 計上額 (注)2
	日本	アジア	米州	欧州	計		
売上高							
外部顧客への売上高	17,956	6,620	3,089	7,233	34,898	-	34,898
セグメント間の内部売上高 又は振替高	6,933	414	541	681	8,570	(8,570)	-
計	24,889	7,034	3,630	7,914	43,469	(8,570)	34,898
セグメント利益又は損失( )	2,462	59	800	2,418	5,622	93	5,529
セグメント資産	61,215	10,565	4,084	7,382	83,247	(19,379)	63,867
その他の項目							
減価償却費	2,133	259	140	151	2,684	-	2,684
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	481	63	13	19	578	-	578

(注)1 売上高の調整額はセグメント間取引高の消去額であり、セグメント利益又は損失( )の調整額はセグメント間取引消去に伴う調整額であり、セグメント資産の調整額はセグメント間債権債務の消去額等であります。

2 セグメント利益又は損失( )は、連結損益計算書の営業利益又は損失と調整を行っております。



当連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					調整額 (注) 1	連結 財務諸表 計上額 (注) 2
	日本	アジア	米州	欧州	計		
売上高							
外部顧客への売上高	17,889	12,293	4,872	5,933	40,989	-	40,989
セグメント間の内部売上高 又は振替高	13,109	335	234	527	14,206	(14,206)	-
計	30,998	12,628	5,107	6,461	55,195	(14,206)	40,989
セグメント利益	799	671	198	32	1,702	(240)	1,461
セグメント資産	52,688	13,138	5,491	9,302	80,620	(13,278)	67,342
その他の項目							
減価償却費	1,004	219	63	116	1,403	-	1,403
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	470	178	15	24	689	-	689

- (注) 1 売上高の調整額はセグメント間取引高の消去額であり、セグメント利益の調整額はセグメント間取引消去に伴う調整額であり、セグメント資産の調整額はセグメント間債権債務の消去額等であります。
- 2 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。
- 3 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の「4 会計処理基準に関する事項(2) 重要な減価償却資産の減価償却方法」に記載のとおり、当連結会計年度において当社及び国内連結子会社は有形固定資産の減価償却を定率法から定額法に変更しております。これにより、日本セグメントのセグメント利益が525百万円増加し、減価償却費が637百万円減少しております。

【関連情報】

当連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	プレス機械	サービス	その他	合計
外部顧客への売上高	32,581	8,040	368	40,989

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：百万円）

日本	アジア	米州	欧州	その他	合計
16,271	13,727	6,524	4,465	1	40,989

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

（単位：百万円）

日本	アジア	米州	欧州	合計
11,871	1,538	758	1,388	15,557

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載しておりません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

（単位：百万円）

	日本	アジア	米州	欧州	全社・消去	合計
減損損失	106	-	1,351	192	-	1,650

当連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（単位：百万円）

	日本	アジア	米州	欧州	全社・消去	合計
減損損失	7	-	-	-	-	7

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
非連結子会社	アービオテック㈱	-	-	-	-	-	子会社 清算配当	31	-	-

( 1株当たり情報)

当連結会計年度の「1 1株当たり純資産額」及び「2 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額( )」及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定するための「普通株式の自己株式数」においては、平成23年3月31日現在において資産管理サービス株式会社(信託E口)が所有する当社株式3,399,100株を自己株式として会計処理していることから、「1株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数」及び「普通株式の期中平均株式数」は、当該株式を控除して算出しております。

項目	前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
1株当たり純資産額	715.08円	745.19円
1株当たり当期純利益金額又は 当期純損失金額( )	189.36円	19.44円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	なお、潜在株式調整後1株当たり当期 純利益金額については、当期純損失で あるため記載していません。	
		19.42円

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

項目	前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)
連結貸借対照表の純資産の部の合計額(百万円)	45,706	45,216
普通株式に係る純資産額(百万円)	45,655	45,144
差額の主な内訳(百万円)		
新株予約権	50	71
普通株式の発行済株式数(千株)	79,147	79,147
普通株式の自己株式数(千株)	15,299	18,565
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 (千株)	63,846	60,581

2 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額( )及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額

項目	前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
連結損益計算書上の当期純利益又は当期純損失( ) (百万円)	12,090	1,228
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失( )(百万円)	12,090	1,228
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式の期中平均株式数(千株)	63,847	63,196
潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に用いられた当 期純利益調整額の主要な内訳(百万円)	-	-
当期純利益調整額(百万円)	-	-
潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に用いられた普 通株式増加数の内訳(千株)	-	新株予約権 普通株式
普通株式増加数(千株)	-	48
普通株式増加数(千株)	-	48
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期 純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要(千株)	新株予約権 普通株式	新株予約権 普通株式
	1,864	1,697

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	124	-	-	-
1年以内に返済予定のリース債務	2	121	1.6	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	1,000	1,500	1.73	平成26年3月31日及び 平成27年3月31日及び 平成27年12月15日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	5	941	1.6	平成24年～平成26年
合計	1,132	2,562	-	-

(注) 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	-	500	500	500
リース債務	933	7	-	-

【資産除去債務明細表】

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における各四半期連結会計期間に係る売上高等

	第1四半期 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	第2四半期 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)	第3四半期 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	第4四半期 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
売上高 (百万円)	9,689	9,304	10,208	11,786
税金等調整前四半期純利益金額 (百万円)	528	67	176	320
四半期純利益金額 (百万円)	474	81	137	535
1株当たり四半期純利益金額 (円)	7.43	1.28	2.16	8.73

## 2【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	7,350	2,318
受取手形	1,077	1,497
売掛金	<sup>2</sup> 5,810	<sup>2</sup> 10,218
製品	<sup>3</sup> 810	1,390
仕掛品	<sup>3</sup> 6,203	<sup>3</sup> 4,438
原材料及び貯蔵品	643	496
関係会社短期貸付金	824	45
前渡金	-	404
前払費用	191	201
未収入金	<sup>2</sup> 1,370	<sup>2</sup> 1,209
繰延税金資産	558	953
その他	<sup>2</sup> 614	<sup>2</sup> 629
貸倒引当金	0	0
流動資産合計	25,453	23,803
固定資産		
有形固定資産		
建物	<sup>1</sup> 15,567	<sup>1</sup> 15,556
減価償却累計額	11,003	11,296
建物(純額)	4,563	4,260
構築物	1,162	1,123
減価償却累計額	1,056	1,043
構築物(純額)	105	80
機械及び装置	14,963	3,888
減価償却累計額	11,821	2,126
機械及び装置(純額)	3,141	1,762
車両運搬具	236	234
減価償却累計額	217	210
車両運搬具(純額)	19	24
工具、器具及び備品	1,551	1,497
減価償却累計額	1,415	1,395
工具、器具及び備品(純額)	136	102
土地	4,480	4,475
リース資産	-	1,161
減価償却累計額	-	119
リース資産(純額)	-	1,041
建設仮勘定	38	8
有形固定資産合計	12,484	11,755
無形固定資産		
ソフトウェア	340	230
その他	74	12
無形固定資産合計	415	242

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	2,917	3,656
関係会社株式	4,589	6,217
長期貸付金	-	50
従業員に対する長期貸付金	13	11
破産更生債権等	2	2
長期前払費用	1	15
保険積立金	2,603	3,764
差入保証金	-	815
その他	551	450
貸倒引当金	14	27
投資その他の資産合計	10,664	14,957
<b>固定資産合計</b>	<b>23,563</b>	<b>26,955</b>
<b>資産合計</b>	<b>49,017</b>	<b>50,759</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
買掛金	2,599	2,706
リース債務	-	119
未払金	2,197	2,457
未払費用	293	316
未払法人税等	23	44
前受金	1,220	1,216
預り金	46	30
製品保証引当金	652	388
賞与引当金	322	445
役員賞与引当金	-	9
受注損失引当金	3,251	3,154
その他	25	135
流動負債合計	7,406	8,025
<b>固定負債</b>		
長期借入金	1,000	1,500
リース債務	-	938
長期未払金	273	284
繰延税金負債	1,442	1,790
その他	-	64
固定負債合計	2,716	4,577
<b>負債合計</b>	<b>10,122</b>	<b>12,602</b>

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	7,831	7,831
資本剰余金		
資本準備金	12,425	12,425
その他資本剰余金	576	576
資本剰余金合計	13,001	13,001
利益剰余金		
利益準備金	1,957	1,957
その他利益剰余金		
配当準備積立金	1,690	1,370
研究開発積立金	5,400	5,400
為替変動積立金	2,000	2,000
株式消却積立金	6,000	6,000
買換資産圧縮積立金	974	963
別途積立金	22,161	6,710
繰越利益剰余金	15,446	572
利益剰余金合計	24,737	24,974
自己株式	7,852	9,152
株主資本合計	37,716	36,653
<b>評価・換算差額等</b>		
其他有価証券評価差額金	1,108	1,511
繰延ヘッジ損益	19	80
評価・換算差額等合計	1,127	1,431
新株予約権	50	71
純資産合計	38,895	38,156
負債純資産合計	49,017	50,759

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
売上高	1 24,719	1 30,315
売上原価		
製品売上原価		
製品期首たな卸高	3,240	810
当期製品製造原価	5 20,154	5 26,351
合計	23,395	27,161
製品期末たな卸高	810	1,390
製品売上原価	1, 2, 3 22,584	1, 2, 3 25,771
売上総利益	2,134	4,544
販売費及び一般管理費	1, 4, 5 4,695	1, 4, 5 4,039
営業利益又は営業損失( )	2,561	505
営業外収益		
受取利息	19	8
受取配当金	52	56
固定資産賃貸料	1 89	1 112
為替差益	49	-
投資有価証券割当益	-	69
補助金収入	127	146
その他	101	74
営業外収益合計	438	468
営業外費用		
支払利息	9	39
固定資産賃貸費用	88	80
為替差損	-	385
支払手数料	6 85	6 59
その他	106	104
営業外費用合計	290	669
経常利益又は経常損失( )	2,412	303
特別利益		
固定資産売却益	7 20	7 18
子会社清算益	-	31
その他	0	-
特別利益合計	21	50



	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
<b>特別損失</b>		
固定資産売却損	8 69	8 0
固定資産除却損	9 50	9 3
減損損失	10 106	10 7
関係会社株式評価損	8,497	-
厚生年金基金脱退拠出金	1,697	-
有害物質処理費用	-	23
ゴルフ会員権評価損	-	12
その他	15	-
特別損失合計	10,436	47
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 ( )	12,827	306
法人税、住民税及び事業税	14	33
法人税等調整額	2,883	283
法人税等合計	2,898	249
当期純利益又は当期純損失 ( )	15,726	556

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)		当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
材料費		5,215	27.1	9,856	38.6
労務費		3,778	19.6	3,637	14.3
経費		10,266	53.3	12,014	47.1
(うち外注加工費)		(6,124)	(31.8)	(8,342)	(32.7)
(うち減価償却費)		(1,489)	(7.7)	(512)	(2.0)
(うち荷造運送費)		(689)	(3.6)	(1,045)	(4.1)
当期総製造費用		19,261	100.0	25,508	100.0
仕掛品期首たな卸高		8,725		6,203	
計		27,987		31,711	
他勘定への振替高		1,628		921	
仕掛品期末たな卸高		6,203		4,438	
当期製品製造原価		20,154		26,351	

(原価計算の方法) 個別原価計算を採用しております。

材料費、直接経費は実際原価をもって賦課しております。

労務費、製造間接費は直接作業時間を基準として予定配賦率で配賦し、予定額と実際額との差額については、期末において原価差額の調整を行っております。

(注) 他勘定への振替高の内訳は次のとおりであります。

区分	前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
補修工事費	317	285
有形固定資産	311	267
販売費及び一般管理費	986	362
その他	13	6
計	1,628	921

上記の補修工事費は、期中において主として製品の引渡後の保証期間内の補修に要した費用であります。

## 【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	7,831	7,831
当期末残高	7,831	7,831
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	12,425	12,425
当期末残高	12,425	12,425
その他資本剰余金		
前期末残高	576	576
当期変動額		
自己株式の処分	-	0
当期変動額合計	-	0
当期末残高	576	576
資本剰余金合計		
前期末残高	13,001	13,001
当期変動額		
自己株式の処分	-	0
当期変動額合計	-	0
当期末残高	13,001	13,001
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	1,957	1,957
当期末残高	1,957	1,957
その他利益剰余金		
配当準備積立金		
前期末残高	2,000	1,690
当期変動額		
配当準備積立金の取崩	310	319
当期変動額合計	310	319
当期末残高	1,690	1,370
研究開発積立金		
前期末残高	5,400	5,400
当期末残高	5,400	5,400
為替変動積立金		
前期末残高	2,000	2,000
当期末残高	2,000	2,000
株式消却積立金		
前期末残高	6,000	6,000
当期末残高	6,000	6,000
買換資産圧縮積立金		
前期末残高	991	974
当期変動額		
買換資産圧縮積立金の取崩	17	11
当期変動額合計	17	11
当期末残高	974	963

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
<b>別途積立金</b>		
前期末残高	22,161	22,161
当期変動額		
別途積立金の取崩	-	15,451
<b>当期変動額合計</b>	<b>-</b>	<b>15,451</b>
当期末残高	22,161	6,710
<b>繰越利益剰余金</b>		
前期末残高	272	15,446
当期変動額		
買換資産圧縮積立金の取崩	17	11
配当準備積立金の取崩	310	319
別途積立金の取崩	-	15,451
剰余金の配当	319	319
<b>当期純利益又は当期純損失( )</b>	<b>15,726</b>	<b>556</b>
<b>当期変動額合計</b>	<b>15,718</b>	<b>16,018</b>
当期末残高	15,446	572
<b>利益剰余金合計</b>		
前期末残高	40,782	24,737
当期変動額		
買換資産圧縮積立金の取崩	-	-
配当準備積立金の取崩	-	-
別途積立金の取崩	-	-
剰余金の配当	319	319
<b>当期純利益又は当期純損失( )</b>	<b>15,726</b>	<b>556</b>
<b>当期変動額合計</b>	<b>16,045</b>	<b>236</b>
当期末残高	24,737	24,974
<b>自己株式</b>		
前期末残高	7,852	7,852
当期変動額		
自己株式の取得	0	1,300
自己株式の処分	-	0
<b>当期変動額合計</b>	<b>0</b>	<b>1,300</b>
当期末残高	7,852	9,152
<b>株主資本合計</b>		
前期末残高	53,762	37,716
当期変動額		
剰余金の配当	319	319
<b>当期純利益又は当期純損失( )</b>	<b>15,726</b>	<b>556</b>
自己株式の取得	0	1,300
自己株式の処分	-	0
<b>当期変動額合計</b>	<b>16,046</b>	<b>1,063</b>
当期末残高	37,716	36,653

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
<b>評価・換算差額等</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
前期末残高	517	1,108
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	591	403
当期変動額合計	591	403
当期末残高	1,108	1,511
<b>繰延ヘッジ損益</b>		
前期末残高	-	19
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	19	99
当期変動額合計	19	99
当期末残高	19	80
<b>評価・換算差額等合計</b>		
前期末残高	517	1,127
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	610	303
当期変動額合計	610	303
当期末残高	1,127	1,431
<b>新株予約権</b>		
前期末残高	29	50
当期変動額		
新株予約権の発行	21	20
当期変動額合計	21	20
当期末残高	50	71
<b>純資産合計</b>		
前期末残高	54,309	38,895
当期変動額		
剰余金の配当	319	319
当期純利益又は当期純損失（ ）	15,726	556
自己株式の取得	0	1,300
自己株式の処分	-	0
新株予約権の発行	21	20
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	610	303
当期変動額合計	15,414	738
当期末残高	38,895	38,156

【重要な会計方針】

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
<p>1 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 子会社及び            関連会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券            時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価            法(評価差額は全部純資産直入            法により処理し、売却原価は移            動平均法により算定)</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>2 デリバティブ取引により生じる正味の債権(及び債            務)の評価基準及び評価方法            時価法</p> <p>3 たな卸資産の評価基準及び評価方法            通常の販売目的で保有するたな卸資産            製品・仕掛品 個別法による原価法(収益性の低下            による簿価切下げの方法)</p> <p>原材料 先入先出法による原価法(収益性の低下            による簿価切下げの方法)</p> <p>4 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>建物(附属設備を除く建物本体)            当社が相当と認めた耐用年数(13年~32年)によ            る定率法</p> <p>ただし、一部建物につきましては、耐用年数(31年            ~50年)による定額法を適用しております。</p> <p>建物(本体を除く附属設備)・構築物            当社が相当と認めた耐用年数(2年~20年)によ            る定率法</p> <p>機械及び装置            当社が相当と認めた耐用年数(9年)による定率            法</p> <p>その他の有形固定資産            法人税法に規定する耐用年数(2年~20年)に基            づく定率法</p>	<p>1 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 子会社及び            関連会社株式 同左</p> <p>(2) その他有価証券            時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>2 デリバティブ取引により生じる正味の債権(及び債            務)の評価基準及び評価方法            同左</p> <p>3 たな卸資産の評価基準及び評価方法            通常の販売目的で保有するたな卸資産            製品・仕掛品 同左</p> <p>原材料 同左</p> <p>4 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>建物(附属設備を除く建物本体)            当社が相当と認めた耐用年数(13年~50年)によ            る定額法</p> <p>建物(本体を除く附属設備)・構築物            当社が相当と認めた耐用年数(2年~20年)によ            る定額法</p> <p>機械及び装置            当社が相当と認めた耐用年数(9年)による定額            法</p> <p>その他の有形固定資産            法人税法に規定する耐用年数(2年~20年)に基            づく定額法</p>

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
<p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く)                      定額法                      なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法</p> <p>(3) リース資産(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産)                      リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法                      なお、リース取引会計基準改正適用前の平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>5 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 製品保証引当金 製品の引渡後に発生する費用支出に備えるため、主として保証期間内における補修費用の見込額を計上しております。</p> <p>(3) 賞与引当金 従業員賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>(4) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。</p>	<p>(会計方針の変更)                      従来、当社は有形固定資産の減価償却方法として主として定率法を採用していましたが、当事業年度より定額法へ変更しております。</p> <p>リーマンショック以降の世界経済危機により、当社グループの主要需要業界である自動車、家電・電子部品産業の設備投資が急激に減退したことを踏まえ、当社グループでは今後の中期的な市場動向を慎重に分析した結果、当面は緩やかに受注が回復することが見込まれる一方、中期的には従前のような設備投資水準までの大幅な需要回復は見込めないという判断に至りました。</p> <p>また、向後の安定した受注を前提にして、前期末にグローバル生産体制の見直しを行い加工設備の選別と集約を実施したことに基づき、現有製造設備の稼働状況を精査した結果、当社グループの製造設備は、使用可能期間中に長期安定的に稼働できることが判明いたしました。</p> <p>これらの分析、精査の結果、より適切な製造原価の把握と原価管理を行うためには、当該製造設備の使用可能期間中に平均的に減価償却を行う方法である定額法がより合理的であると判断し、今回の変更を行うものです。</p> <p>この変更に伴い、従来の方と比較して、当事業年度の減価償却費は633百万円減少し、営業利益は522百万円、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ542百万円増加しております。</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く)                      同左</p> <p>(3) リース資産(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産)                      リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロ(リース契約上に残価保証の取り決めがある場合は、当該残価保証額)とする定額法によっております。                      なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>5 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 製品保証引当金 同左</p> <p>(3) 賞与引当金 同左</p> <p>(4) 役員賞与引当金 同左</p>

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
<p>(5) 受注損失引当金 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当期末時点で将来の損失が確実に見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて、将来の損失見込額を計上しております。</p> <p>(6) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。なお、確定給付企業年金制度については当事業年度末において前払年金費用となっており「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>(会計方針の変更)                      当事業年度より「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)(企業会計基準第19号 平成20年7月31日 企業会計基準委員会)を適用しております。なお、同会計基準の適用に伴う退職給付債務の変動はないため、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失に与える影響はありません。</p> <p>6 収益及び費用の計上基準                      売上高及び売上原価の計上基準                      当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性がみとめられる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については、主に工事完成基準を適用しております。</p> <p>(会計方針の変更)                      当事業年度より「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日 企業会計基準委員会)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日 企業会計基準委員会)を適用しております。なお、これにより、当事業年度の売上高は1,481百万円増加し、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失は、それぞれ29百万円減少しております。</p>	<p>(5) 受注損失引当金 同左</p> <p>(6) 退職給付引当金 同左</p> <p>6 収益及び費用の計上基準                      売上高及び売上原価の計上基準                      同左</p>



前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
<p>7 ヘッジ会計の方法</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 (ヘッジ手段) 為替予約及び通貨オプション (ヘッジ対象) 外貨建予定取引</p> <p>(3) ヘッジ方針 デリバティブ取引に関する権限規定及び取引限度額等を定めた内部規定に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ対象とヘッジ手段との関係が直接的であるため、ヘッジの有効性の評価を省略しております。</p> <p>8 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等に関する会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。</p>	<p>7 ヘッジ会計の方法</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 (ヘッジ手段) 同左 (ヘッジ対象) 同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 同左</p> <p>8 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等に関する会計処理 同左</p>

【会計方針の変更】

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
	<p>(資産除去債務に関する会計基準の適用)</p> <p>当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年 3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年 3月31日)を適用しております。これによる、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p>

【表示方法の変更】

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
<p>(貸借対照表関係)</p> <p>(損益計算書関係)                      前事業年度において、営業外収益「その他」に含めて表示しておりました「補助金収入」(前事業年度46百万円)は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度は区分掲記しております。</p>	<p>(貸借対照表関係)                      投資その他の資産「差入保証金」は、資産合計の100分の1超となったため、当事業年度より区分掲記しております。なお、前事業年度は差入保証金26百万円を投資その他の資産「その他」に含めて表示しております。</p> <p>(損益計算書関係)                      「ゴルフ会員権評価損」は、特別損失の100分の10超となったため、当事業年度より区分掲記しております。なお、前事業年度はゴルフ会員権評価損1百万円を特別損失「その他」に含めて表示しております。</p>

【追加情報】

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
	<p>(株式給付信託(J-E S O P)における自己株式の処分に関する会計処理方法)</p> <p>当社は、平成22年10月29日開催の取締役会において、従業員の報酬の一部と当社の株価や業績との連動性をより高め、株価の変動による経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価上昇及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、「株式給付信託(J-E S O P)」を導入することを決議しました。</p> <p>この導入に伴い、平成22年12月1日付けで自己株式3,400,000株を資産管理サービス信託銀行(株)(信託E口)へ拠出しております。</p> <p>当該自己株式の処分に関する会計処理については、経済的実態を重視する観点から、当社と信託E口は一体であるとする会計処理をしており、信託E口が所有する当社株式や信託E口の資産及び負債並びに費用及び収益については貸借対照表及び損益計算書に含めて計上しております。</p> <p>このため、平成22年3月31日現在において信託E口が所有する当社株式3,399,100株を自己株式数に含めて記載しております。</p>

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
<p>1 固定資産の取得価額から直接控除した国庫補助金等による圧縮記帳累計額</p> <p>建物 173百万円</p> <p>2 関係会社に係る注記</p> <p>関係会社に対する資産及び負債で、区分掲記されたもの以外で主なものは、次のとおりであります。</p> <p>売掛金 2,498百万円</p> <p>未収入金 42百万円</p> <p>流動資産その他(立替金) 324百万円</p> <p>買掛金 1,155百万円</p> <p>未払金 38百万円</p> <p>3 たな卸資産及び受注損失引当金の表示</p> <p>将来の損失の発生が確実に見込まれる受注契約に係るたな卸資産は、これに対応する受注損失引当金115百万円(うち、製品に係る受注損失引当金1百万円、仕掛品に係る受注損失引当金113百万円)を相殺表示しております。</p> <p>4 偶発債務</p> <p>保証債務</p> <p>下記の連結子会社の銀行取引(営業取引・信用状取引)に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p style="text-align: right;">690百万円</p> <p>アイダS.r.l. (4,847千ユーロ、918千米ドル)</p>	<p>1 固定資産の取得価額から直接控除した国庫補助金等による圧縮記帳累計額</p> <p>建物 173百万円</p> <p>2 関係会社に係る注記</p> <p>関係会社に対する資産及び負債で、区分掲記されたもの以外で主なものは、次のとおりであります。</p> <p>売掛金 6,697百万円</p> <p>未収入金 6百万円</p> <p>流動資産その他(立替金) 483百万円</p> <p>買掛金 811百万円</p> <p>未払金 101百万円</p> <p>前受金 933百万円</p> <p>3 たな卸資産及び受注損失引当金の表示</p> <p>将来の損失の発生が確実に見込まれる受注契約に係るたな卸資産は、これに対応する受注損失引当金81百万円(うち、仕掛品に係る受注損失引当金81百万円)を相殺表示しております。</p> <p>4 偶発債務</p> <p>保証債務</p> <p>下記の連結子会社の銀行取引(営業取引・信用状取引)に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p style="text-align: right;">1,272百万円</p> <p>アイダS.r.l. (10,827千ユーロ)</p> <p>アイダアメリカCORP. 75百万円 (907千米ドル)</p>

(損益計算書関係)

前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)																																																																																																																
<p>1 各科目に含まれている関係会社に対する主なものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">売上高</td> <td style="text-align: right;">6,833百万円</td> </tr> <tr> <td>製品売上原価(仕入高)</td> <td style="text-align: right;">4,240百万円</td> </tr> <tr> <td>販売費及び一般管理費</td> <td style="text-align: right;">105百万円</td> </tr> <tr> <td>固定資産賃貸料</td> <td style="text-align: right;">85百万円</td> </tr> </table> <p>2 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下げ額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">売上原価</td> <td style="text-align: right;">194百万円</td> </tr> </table> <p>3 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;"></td> <td style="text-align: right;">300百万円</td> </tr> </table> <p>4 販売費及び一般管理費 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">(単位 百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">費目</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>給料及び手当</td><td style="text-align: right;">1,172</td></tr> <tr><td>賞与</td><td style="text-align: right;">118</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">84</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td style="text-align: right;">47</td></tr> <tr><td>福利厚生費</td><td style="text-align: right;">287</td></tr> <tr><td>販売手数料</td><td style="text-align: right;">72</td></tr> <tr><td>広告宣伝費</td><td style="text-align: right;">40</td></tr> <tr><td>旅費交通費</td><td style="text-align: right;">186</td></tr> <tr><td>通信費</td><td style="text-align: right;">38</td></tr> <tr><td>賃借料</td><td style="text-align: right;">126</td></tr> <tr><td>保険料</td><td style="text-align: right;">73</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">545</td></tr> <tr><td>租税公課</td><td style="text-align: right;">108</td></tr> </tbody> </table> <p>販売費及び一般管理費の合計額に占める販売費に属する費用と一般管理費に属する費用のおおよその割合は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">販売費に属する費用</td> <td style="text-align: right;">50.4%</td> </tr> <tr> <td>一般管理費に属する費用</td> <td style="text-align: right;">49.6%</td> </tr> </table> <p>5 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">一般管理費</td> <td style="text-align: right;">689百万円</td> </tr> <tr> <td>当期製造費用</td> <td style="text-align: right;">502百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,192百万円</td> </tr> </table> <p>6 支払手数料 コミットメントライン契約及び株券貸借契約解約の 手数料であります。</p> <p>7 固定資産売却益</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">機械及び装置</td> <td style="text-align: right;">19百万円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">1百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">20百万円</td> </tr> </table>	売上高	6,833百万円	製品売上原価(仕入高)	4,240百万円	販売費及び一般管理費	105百万円	固定資産賃貸料	85百万円	売上原価	194百万円		300百万円	費目	金額	給料及び手当	1,172	賞与	118	賞与引当金繰入額	84	退職給付費用	47	福利厚生費	287	販売手数料	72	広告宣伝費	40	旅費交通費	186	通信費	38	賃借料	126	保険料	73	減価償却費	545	租税公課	108	販売費に属する費用	50.4%	一般管理費に属する費用	49.6%	一般管理費	689百万円	当期製造費用	502百万円	計	1,192百万円	機械及び装置	19百万円	土地	1百万円	計	20百万円	<p>1 各科目に含まれている関係会社に対する主なものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">売上高</td> <td style="text-align: right;">12,885百万円</td> </tr> <tr> <td>製品売上原価(仕入高)</td> <td style="text-align: right;">4,307百万円</td> </tr> <tr> <td>販売費及び一般管理費</td> <td style="text-align: right;">98百万円</td> </tr> <tr> <td>固定資産賃貸料</td> <td style="text-align: right;">109百万円</td> </tr> </table> <p>2 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下げ額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">売上原価</td> <td style="text-align: right;">129百万円</td> </tr> </table> <p>3 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;"></td> <td style="text-align: right;">236百万円</td> </tr> </table> <p>4 販売費及び一般管理費 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">(単位 百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">費目</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>給料及び手当</td><td style="text-align: right;">904</td></tr> <tr><td>賞与</td><td style="text-align: right;">104</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">111</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td style="text-align: right;">108</td></tr> <tr><td>福利厚生費</td><td style="text-align: right;">168</td></tr> <tr><td>販売手数料</td><td style="text-align: right;">130</td></tr> <tr><td>広告宣伝費</td><td style="text-align: right;">34</td></tr> <tr><td>旅費交通費</td><td style="text-align: right;">134</td></tr> <tr><td>通信費</td><td style="text-align: right;">40</td></tr> <tr><td>賃借料</td><td style="text-align: right;">106</td></tr> <tr><td>保険料</td><td style="text-align: right;">99</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">337</td></tr> <tr><td>租税公課</td><td style="text-align: right;">107</td></tr> </tbody> </table> <p>販売費及び一般管理費の合計額に占める販売費に属する費用と一般管理費に属する費用のおおよその割合は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">販売費に属する費用</td> <td style="text-align: right;">48.5%</td> </tr> <tr> <td>一般管理費に属する費用</td> <td style="text-align: right;">51.5%</td> </tr> </table> <p>5 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">一般管理費</td> <td style="text-align: right;">705百万円</td> </tr> <tr> <td>当期製造費用</td> <td style="text-align: right;">323百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,029百万円</td> </tr> </table> <p>6 支払手数料 コミットメントライン契約に関する手数料であります。</p> <p>7 固定資産売却益</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">機械及び装置</td> <td style="text-align: right;">18百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">18百万円</td> </tr> </table>	売上高	12,885百万円	製品売上原価(仕入高)	4,307百万円	販売費及び一般管理費	98百万円	固定資産賃貸料	109百万円	売上原価	129百万円		236百万円	費目	金額	給料及び手当	904	賞与	104	賞与引当金繰入額	111	退職給付費用	108	福利厚生費	168	販売手数料	130	広告宣伝費	34	旅費交通費	134	通信費	40	賃借料	106	保険料	99	減価償却費	337	租税公課	107	販売費に属する費用	48.5%	一般管理費に属する費用	51.5%	一般管理費	705百万円	当期製造費用	323百万円	計	1,029百万円	機械及び装置	18百万円	その他	0百万円	計	18百万円
売上高	6,833百万円																																																																																																																
製品売上原価(仕入高)	4,240百万円																																																																																																																
販売費及び一般管理費	105百万円																																																																																																																
固定資産賃貸料	85百万円																																																																																																																
売上原価	194百万円																																																																																																																
	300百万円																																																																																																																
費目	金額																																																																																																																
給料及び手当	1,172																																																																																																																
賞与	118																																																																																																																
賞与引当金繰入額	84																																																																																																																
退職給付費用	47																																																																																																																
福利厚生費	287																																																																																																																
販売手数料	72																																																																																																																
広告宣伝費	40																																																																																																																
旅費交通費	186																																																																																																																
通信費	38																																																																																																																
賃借料	126																																																																																																																
保険料	73																																																																																																																
減価償却費	545																																																																																																																
租税公課	108																																																																																																																
販売費に属する費用	50.4%																																																																																																																
一般管理費に属する費用	49.6%																																																																																																																
一般管理費	689百万円																																																																																																																
当期製造費用	502百万円																																																																																																																
計	1,192百万円																																																																																																																
機械及び装置	19百万円																																																																																																																
土地	1百万円																																																																																																																
計	20百万円																																																																																																																
売上高	12,885百万円																																																																																																																
製品売上原価(仕入高)	4,307百万円																																																																																																																
販売費及び一般管理費	98百万円																																																																																																																
固定資産賃貸料	109百万円																																																																																																																
売上原価	129百万円																																																																																																																
	236百万円																																																																																																																
費目	金額																																																																																																																
給料及び手当	904																																																																																																																
賞与	104																																																																																																																
賞与引当金繰入額	111																																																																																																																
退職給付費用	108																																																																																																																
福利厚生費	168																																																																																																																
販売手数料	130																																																																																																																
広告宣伝費	34																																																																																																																
旅費交通費	134																																																																																																																
通信費	40																																																																																																																
賃借料	106																																																																																																																
保険料	99																																																																																																																
減価償却費	337																																																																																																																
租税公課	107																																																																																																																
販売費に属する費用	48.5%																																																																																																																
一般管理費に属する費用	51.5%																																																																																																																
一般管理費	705百万円																																																																																																																
当期製造費用	323百万円																																																																																																																
計	1,029百万円																																																																																																																
機械及び装置	18百万円																																																																																																																
その他	0百万円																																																																																																																
計	18百万円																																																																																																																

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)																																																									
<p>8 固定資産売却損</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">土地</td><td style="text-align: right;">58百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">建物</td><td style="text-align: right;">9百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">機械及び装置</td><td style="text-align: right;">1百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">計</td><td style="text-align: right;">69百万円</td></tr> </table> <p>9 固定資産除却損</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">建物</td><td style="text-align: right;">21百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">機械及び装置</td><td style="text-align: right;">14百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">工具、器具及び備品</td><td style="text-align: right;">14百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">計</td><td style="text-align: right;">50百万円</td></tr> </table> <p>10 減損損失 (経緯)                  当社の保有する資産のうち、回収可能価額が帳簿価額を下回るものについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(106百万円)として特別損失に計上しております。                  (減損損失の金額)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr><th style="width: 20%;">用途</th><th style="width: 20%;">種類</th><th style="width: 20%;">場所</th><th style="width: 40%;">金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>営業所</td><td>建物、土地</td><td>埼玉県三郷市</td><td style="text-align: right;">57百万円</td></tr> <tr><td>営業所</td><td>建物</td><td>愛知県小牧市</td><td style="text-align: right;">14百万円</td></tr> <tr><td rowspan="2">保養所</td><td>建物</td><td>長野県茅野市</td><td style="text-align: right;">1百万円</td></tr> <tr><td>借地権</td><td>茅野市</td><td style="text-align: right;">29百万円</td></tr> <tr><td>工場</td><td>建物、土地</td><td>英国ダービー市</td><td style="text-align: right;">3百万円</td></tr> </tbody> </table> <p>(グルーピングの方法)                  当社は、事業用資産については管理会計上の区分で、遊休資産については個別の物件単位でグルーピングを行っております。                  (回収可能価額の算定方法等)                  回収可能価額は正味売却価額(不動産鑑定評価額等により算定)により算定しております。</p>	土地	58百万円	建物	9百万円	機械及び装置	1百万円	計	69百万円	建物	21百万円	機械及び装置	14百万円	工具、器具及び備品	14百万円	計	50百万円	用途	種類	場所	金額	営業所	建物、土地	埼玉県三郷市	57百万円	営業所	建物	愛知県小牧市	14百万円	保養所	建物	長野県茅野市	1百万円	借地権	茅野市	29百万円	工場	建物、土地	英国ダービー市	3百万円	<p>8 固定資産売却損</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">機械及び装置</td><td style="text-align: right;">0百万円</td></tr> </table> <p>9 固定資産除却損</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">建物</td><td style="text-align: right;">1百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">機械及び装置</td><td style="text-align: right;">1百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">工具、器具及び備品</td><td style="text-align: right;">0百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">計</td><td style="text-align: right;">3百万円</td></tr> </table> <p>10 減損損失 (経緯)                  当社の保有する資産のうち、回収可能価額が帳簿価額を下回るものについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(7百万円)として特別損失に計上しております。                  (減損損失の金額)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr><th style="width: 20%;">用途</th><th style="width: 20%;">種類</th><th style="width: 20%;">場所</th><th style="width: 40%;">金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>工場</td><td>土地</td><td>英国ダービー市</td><td style="text-align: right;">7百万円</td></tr> </tbody> </table> <p>(グルーピングの方法)                  当社は、事業用資産については管理会計上の区分で、遊休資産については個別の物件単位でグルーピングを行っております。                  (回収可能価額の算定方法等)                  回収可能価額は正味売却価額(不動産鑑定評価額等により算定)により算定しております。</p>	機械及び装置	0百万円	建物	1百万円	機械及び装置	1百万円	工具、器具及び備品	0百万円	計	3百万円	用途	種類	場所	金額	工場	土地	英国ダービー市	7百万円
土地	58百万円																																																									
建物	9百万円																																																									
機械及び装置	1百万円																																																									
計	69百万円																																																									
建物	21百万円																																																									
機械及び装置	14百万円																																																									
工具、器具及び備品	14百万円																																																									
計	50百万円																																																									
用途	種類	場所	金額																																																							
営業所	建物、土地	埼玉県三郷市	57百万円																																																							
営業所	建物	愛知県小牧市	14百万円																																																							
保養所	建物	長野県茅野市	1百万円																																																							
	借地権	茅野市	29百万円																																																							
工場	建物、土地	英国ダービー市	3百万円																																																							
機械及び装置	0百万円																																																									
建物	1百万円																																																									
機械及び装置	1百万円																																																									
工具、器具及び備品	0百万円																																																									
計	3百万円																																																									
用途	種類	場所	金額																																																							
工場	土地	英国ダービー市	7百万円																																																							

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	15,298,477	1,846	-	15,300,323

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 1,846株

当事業年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	15,300,323	3,266,665	1,020	18,565,968

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

市場買付けによる増加 3,264,800株

単元未満株式の買取りによる増加 1,865株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買増請求に伴う売却による減少 120株

株式給付(J-E S O P)に伴う売却による減少 900株

(注) 当社は、平成22年10月29日開催の取締役会において、従業員の報酬の一部と当社の株価や業績との連動性をより高め、株価の変動による経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価上昇及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、「株式給付信託(J-E S O P)」を導入することを決議しました。この導入に伴い、平成22年12月1日付けで自己株式3,400,000株を資産管理サービス信託銀行(株)(信託E口)へ拠出しております。なお、自己株式数については、平成22年3月31日現在において信託E口が所有する当社株式3,399,100株を自己株式数に含めております。

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)																																																																
<p>1 リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外のファイナンス・リース取引(借主側)</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <p style="text-align: right;">(単位 百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">取得価額 相当額</th> <th style="text-align: center;">減価償却 累計額 相当額</th> <th style="text-align: center;">期末残高 相当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td style="text-align: center;">154</td> <td style="text-align: center;">81</td> <td style="text-align: center;">72</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産(ソフトウェア)</td> <td style="text-align: center;">136</td> <td style="text-align: center;">72</td> <td style="text-align: center;">63</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">290</td> <td style="text-align: center;">154</td> <td style="text-align: center;">136</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">55百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">80百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: right;">136百万円</td> </tr> </table> <p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(3) 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">62百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">62百万円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>2 オペレーティング・リース取引(借主側)                      解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">128百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">352百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: right;">480百万円</td> </tr> </table>		取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額	工具、器具及び備品	154	81	72	無形固定資産(ソフトウェア)	136	72	63	合計	290	154	136	1年以内	55百万円	1年超	80百万円	合計	136百万円	支払リース料	62百万円	減価償却費相当額	62百万円	1年以内	128百万円	1年超	352百万円	合計	480百万円	<p>1. ファイナンス・リース取引(借主側)                      所有権移転外ファイナンス・リース取引                      リース資産の内容                      有形固定資産                      主に生産設備(機械及び装置)であります。                      リース資産の減価償却の方法                      重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <p style="text-align: right;">(単位 百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">取得価額 相当額</th> <th style="text-align: center;">減価償却 累計額 相当額</th> <th style="text-align: center;">期末残高 相当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td style="text-align: center;">147</td> <td style="text-align: center;">102</td> <td style="text-align: center;">44</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産(ソフトウェア)</td> <td style="text-align: center;">135</td> <td style="text-align: center;">99</td> <td style="text-align: center;">36</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">282</td> <td style="text-align: center;">202</td> <td style="text-align: center;">80</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">49百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">31百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: right;">80百万円</td> </tr> </table> <p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(3) 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">55百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">55百万円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>2 オペレーティング・リース取引(借主側)                      解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">128百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">224百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: right;">352百万円</td> </tr> </table>		取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額	工具、器具及び備品	147	102	44	無形固定資産(ソフトウェア)	135	99	36	合計	282	202	80	1年以内	49百万円	1年超	31百万円	合計	80百万円	支払リース料	55百万円	減価償却費相当額	55百万円	1年以内	128百万円	1年超	224百万円	合計	352百万円
	取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額																																																														
工具、器具及び備品	154	81	72																																																														
無形固定資産(ソフトウェア)	136	72	63																																																														
合計	290	154	136																																																														
1年以内	55百万円																																																																
1年超	80百万円																																																																
合計	136百万円																																																																
支払リース料	62百万円																																																																
減価償却費相当額	62百万円																																																																
1年以内	128百万円																																																																
1年超	352百万円																																																																
合計	480百万円																																																																
	取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額																																																														
工具、器具及び備品	147	102	44																																																														
無形固定資産(ソフトウェア)	135	99	36																																																														
合計	282	202	80																																																														
1年以内	49百万円																																																																
1年超	31百万円																																																																
合計	80百万円																																																																
支払リース料	55百万円																																																																
減価償却費相当額	55百万円																																																																
1年以内	128百万円																																																																
1年超	224百万円																																																																
合計	352百万円																																																																

(有価証券関係)

前事業年度(平成22年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日改正 企業会計基準委員会)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日 企業会計基準委員会)を適用しております。

子会社株式

子会社株式で時価のあるものはありません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式は次のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
子会社株式	4,589

上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

当事業年度(平成23年3月31日)

子会社株式

子会社株式で時価のあるものはありません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式は次のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
子会社株式	6,217

上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。



( 税効果会計関係 )

前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位 百万円)	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位 百万円)
<b>繰延税金資産</b>	<b>繰延税金資産</b>
流動資産	たな卸資産評価損 294
たな卸資産評価損 232	製品保証引当金 157
製品保証引当金 264	賞与引当金 180
賞与引当金 130	減価償却費 1,104
その他 147	有価証券評価損 44
計 775	ゴルフ会員権評価損 9
固定資産	長期未払金 106
減価償却費 1,169	関係会社株式評価損 4,259
有価証券評価損 44	繰越欠損金 3,249
ゴルフ会員権評価損 23	その他 294
長期未払金 110	繰延税金資産小計 9,701
関係会社株式評価損 4,259	評価性引当額 8,735
繰越欠損金 3,373	繰延税金資産合計 965
その他 52	
計 9,032	
繰延税金資産小計 9,808	
評価性引当額 9,236	
繰延税金資産合計 572	
<b>繰延税金負債</b>	<b>繰延税金負債</b>
流動負債	デリバティブ取引 1
デリバティブ取引 13	退職給付引当金 147
固定負債	買換資産圧縮積立金 658
退職給付引当金 48	その他有価証券評価差額金 995
買換資産圧縮積立金 665	繰延税金負債合計 1,802
その他有価証券評価差額金 728	繰延税金資産(負債)の純額 836
計 1,442	
繰延税金負債合計 1,455	
繰延税金資産(負債)の純額 883	
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異については、税引前当期純損失であるため注記を省略しております。	2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳 ( %)
	法定実効税率 40.6 (調整)
	交際費等永久に損金に算入されない項目 19.3
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目 3.7
	住民税均等割 5.5
	評価性引当額の増減 132.3
	その他 10.8
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 81.4

( 資産除去債務関係 )

当事業年度末(平成23年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

( 1株当たり情報 )

当事業年度の「1 1株当たり純資産額」及び「2 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額( )」及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定するための「普通株式の自己株式数」においては、平成23年3月31日現在において資産管理サービス株式会社(信託E口)が所有する当社株式3,399,100株を自己株式として会計処理していることから、「1株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数」及び「普通株式の期中平均株式数」は、当該株式を控除して算出しております。

項目	前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
1株当たり純資産額	608.40円	628.66円
1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額( )	246.31円	8.80円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	なお、潜在株式調整後1株当たり当期 純利益金額については、当期純損失で あるため記載しておりません。	8.79円

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

項目	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額(百万円)	38,895	38,156
普通株式に係る純資産額(百万円)	38,844	38,084
差額の主な内訳(百万円)		
新株予約権	50	71
普通株式の発行済株式数(千株)	79,147	79,147
普通株式の自己株式数(千株)	15,300	18,565
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 (千株)	63,846	60,581

2 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額( )及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額

項目	前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
損益計算書上の当期純利益又は当期純損失( )(百万円)	15,726	556
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失( )(百万円)	15,726	556
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式の期中平均株式数(千株)	63,847	63,196
潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に用いられた当 期純利益調整額の主要な内訳(百万円)	-	-
当期純利益調整額(百万円)	-	-
潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に用いられた普 通株式増加数の主要な内訳(千株)	-	新株予約権 普通株式 48
普通株式増加数(千株)	-	48
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期 純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要(千株)	新株予約権 普通株式 1,864	新株予約権 普通株式 1,697

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

		銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)
投資 有価証券	その他 有価証券	(株)マキタ	450,000	1,741
		旭ダイヤモンド工業(株)	453,000	722
		オークマ(株)	383,000	260
		(株)牧野フライス製作所	224,009	158
		(株)エフテック	100,000	138
		(株)みずほフィナンシャルグループ	800,800	110
		東芝機械(株)	192,000	86
		日本バルカー工業(株)	330,000	77
		(株)タクマ	238,000	67
		第一生命保険(株)	494	61
		その他 18銘柄	960,810	230
				その他有価証券計
		投資有価証券計	4,132,113	3,656

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	15,567	13	23	15,556	11,296	316	4,260
構築物	1,162	-	38	1,123	1,043	24	80
機械及び装置	14,963	393	11,468	3,888	2,126	305	1,762
車両運搬具	236	11	13	234	210	5	24
工具、器具及び備品	1,551	8	62	1,497	1,395	39	102
土地	4,480	2	(7)	4,475	-	-	4,475
リース資産	-	1,161	-	1,161	119	119	1,041
建設仮勘定	38	8	38	8	-	-	8
有形固定資産計	38,000	1,599	(7) 11,653	27,946	16,191	810	11,755
無形固定資産							
ソフトウェア	694	12	73	633	402	123	230
その他	527	-	84	443	430	61	12
無形固定資産計	1,221	12	157	1,076	833	185	242
長期前払費用	1	31	17	15	-	-	15

(注) 1 当期増加額のうち、主要なものは次の通りであります。

リース資産 所有権移転外ファイナンスリース資産の取得 1,161百万円

2 当期減少額のうち、主要なものは次の通りであります。

機械及び装置 設備機械売却(所有権移転外ファイナンスリースへ変更のため) 10,447百万円

3 当期減少額の上段カッコ書きは減損損失額を内書きで記載しており、主要なものは次の通りであります。

土地 所有不動産(英国)の減損にともなうもの 7百万円

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	15	12	-	-	27
製品保証引当金	652	20	284	-	388
賞与引当金	322	445	322	-	445
役員賞与引当金	-	9	-	-	9
受注損失引当金	251	154	251	-	154

(2)【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(百万円)	区分	金額(百万円)	
現金	23	預金の種類	当座預金	593
			普通預金	1,452
			別段預金	20
			外貨預金	228
		計	2,294	
		合計	2,318	

受取手形

相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
日本産商(株)	389
吉川精密(株)	228
東亜工業(株)	214
山菱テクニカ(株)	79
大石機械(株)	67
甲信商事(株)	48
その他	469
計	1,497

期日別内訳

期日	金額(百万円)
平成23年 4月1日～4月30日	125
5月1日～5月31日	1,047
6月1日～6月30日	170
7月1日～7月31日	57
8月1日～8月31日	95
9月1日以降	0
計	1,497

売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
アイダホンコンLTD.	3,334
アイダアメリカ CORP.	1,620
アイダ S.r.l.	663
アイダマニファクチャリング(マレーシア) SDN. BHD.	648
ホンダエンジニアリング(株)	476
アイダスタンピングテクノロジー PTE. LTD.	367
その他	3,108
計	10,218

売掛金滞留状況

期首残高 (百万円) (A)	当期発生高 (百万円) (B)	当期回収高 (百万円) (C)	期末残高 (百万円) (D)	回収率	滞留期間 (A) + (D)
				$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{2}{(B)}$ 12
5,810	31,121	26,713	10,218	72.3%	3.1ヵ月

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式によっておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

製品

内訳	金額(百万円)
プレス機械及び付属装置	1,390

仕掛品

内訳	金額(百万円)
プレス機械及び付属装置	4,146
自製部品	6
修理工事	286
計	4,438

原材料及び貯蔵品

内訳	金額(百万円)
購入部品	479
消耗工具	16
その他	0
計	496

関係会社株式

	銘柄	金額(百万円)
子会社 株式	アイダアメリカ CORP.	2,622
	アイダ S.r.l.	1,778
	アイダマニユファクチャリ ング(マレーシア)SDN.BHD.	1,735
	(株)アクセス	50
	アイダスタンピングテクノ ロジー PTE. LTD.	22
	その他(2社)	9
	計	6,217

保険積立金

内訳	金額(百万円)
終身保険	1,709
養老保険	1,352
年金保険	702
計	3,764

買掛金

相手先	金額(百万円)
(株)アクセス	542
(株)小矢部精機	290
(株)エーピーシー	220
伊藤忠丸紅鉄鋼(株)	93
アイダアメリカ CORP.	48
その他	1,511
計	2,706

( 3 ) 【その他】

該当事項はありません。



## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	(注)1, 2 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 - 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL <a href="http://www.aida.co.jp/ir/koukoku/index.html">http://www.aida.co.jp/ir/koukoku/index.html</a>
株主に対する特典	なし

(注)1 当社定款の定めにより、当社の株主(実質株主を含む。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
  - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
  - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
  - (4) 株式取扱い規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利
- 2 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年6月9日 法律第88号)の施行に伴い、単元未満株式の買取・売渡を含む株式の取扱いは、原則として、証券会社等の口座管理機関を経由して行うこととなっています。但し、特別口座に記録されている株式については、特別口座の口座管理機関である みずほ信託銀行が直接取り扱います。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類、有価証券報告書の確認書  
事業年度 第75期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日） 平成22年6月29日関東財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書  
事業年度 第75期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日） 平成22年6月29日関東財務局長に提出
- (3) 四半期報告書、四半期報告書の確認書  
第76期第1四半期（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日） 平成22年8月6日関東財務局長に提出  
第76期第2四半期（自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日） 平成22年11月10日関東財務局長に提出  
第76期第3四半期（自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日） 平成23年2月8日関東財務局長に提出
- (4) 臨時報告書  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書（定時株主総会の決議事項）平成22年6月30日関東財務局長に提出
- (5) 発行登録書（新株予約権証券）及びその添付書類  
平成22年6月29日関東財務局長に提出
- (6) 訂正発行登録書  
平成22年6月30日、平成22年8月6日、平成22年11月10日、平成23年2月8日関東財務局長に提出
- (7) 有価証券届出書（第三者割当による募集）及びその添付書類  
平成22年10月29日関東財務局長に提出
- (8) 有価証券届出書の訂正届出書  
平成22年11月10日関東財務局長に提出
- (9) 自己株券買付状況報告書  
平成22年11月10日、平成22年12月7日、平成23年1月11日、平成23年2月2日、平成23年3月4日、平成23年4月4日関東財務局長に提出

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年 6月29日

アイダエンジニアリング株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山元 清二

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山崎 隆浩

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアイダエンジニアリング株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アイダエンジニアリング株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、アイダエンジニアリング株式会社の平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、アイダエンジニアリング株式会社が平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- ( ) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年6月29日

アイダエンジニアリング株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山元 清 二  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山崎 隆 浩  
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアイダエンジニアリング株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アイダエンジニアリング株式会社及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」4(2)に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より有形固定資産の減価償却方法について主として定額法に変更している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、アイダエンジニアリング株式会社の平成23年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、アイダエンジニアリング株式会社が平成23年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

( ) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月29日

アイダエンジニアリング株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山元清二

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山崎隆浩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアイダエンジニアリング株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第75期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アイダエンジニアリング株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

( ) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成23年6月29日

アイダエンジニアリング株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山元清二

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山崎隆浩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアイダエンジニアリング株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第76期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アイダエンジニアリング株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

「重要な会計方針」4(1)に記載されているとおり、会社は当事業年度より有形固定資産の減価償却方法について定額法に変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- ( ) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。